富谷市障がい者計画
第５期障がい福祉計画
第１期障がい児福祉計画

〔平成 30 年度～平成 32 年度〕

平成 29 年度富谷市地域活動支援センター「風の心アート展」作品より

平 成　30 年　３ 月

富　　谷　　市

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記の通りとします。

〇特定の事項を示さない一般的な言い回しについては、「障がい」と表記します。

〇「法令や条例等に基づく制度」や「施設名」、「組織名」、「事業名」等の固有名詞のほか、引用・抜粋文については原文のまま表記しています。

はじめに

富谷市は、平成 28 年 10 月 10 日に市制施行し、市の将来像を「住みたくなるまち日本一」と掲げ、「活かす」「動く」「育む」「つなぐ」「守る」「誇る」の 6 つを基本理念として産業振興、教育や福祉の充実、住民協働を柱とした総合計画を策定し推進しております。

この間、国内外における社会情勢は、ＡＩ（人工知能）やロボット等の技術進歩、更には情報革新など、いわゆる第 4 次産業革命により、従来までの産業や就業構造が抜本から変貌するといわれており、人口減少化にある国においては、既に新たな雇用の創出を見据えた「働き方改革」を強力に推し進めています。

一方、障がい者を取り巻く環境は、平成 25 年 4 月の「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」施行以来、「児童福祉法」「発達障害者支援法」「障害者総合支援法」の改正により、障がい児の医療的ケアや切れ目のない支援として教育面、就労面での充実や地域包括ケアシステムの整備が必要となるなど、急激な施策の展開が進んでいます。

このような時代の潮流の変化に対応できるよう、この度、本市障がい施策の指針となる「富谷市障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」を策定いたしました。本計画では、生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりを目指し、「障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「自立して共につながるまちづくり」「楽しみや生きがいのある生活が送れるまちづくり」「家族や地域で共に支えるまちづくり」を柱に、平成 30 年度から平成 32 年度までの重点施策と方向性を示しております。

今後は、機敏かつ柔軟に対応できるよう、計画の弾力的運用を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、市民の皆様をはじめ、障がい者施策推進協議会、障がい者団体、事業所、関係機関など多くの方々より貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに衷心より感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月　　富谷市長　若生裕俊

目　次

第Ⅰ章　計画の概要

第１　計画の趣旨

１．計画の趣旨 ･･･ 3
２．制度改正の主な内容 ･･･ 7
３．計画の位置付け ･･･ 11
４．子ども・子育て支援事業計画との整合 ･･･ 12
５．高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画との整合 ･･･ 12

第２　法令根拠

１．計画策定の法令根拠 ･･･ 13
２．計画期間 ･･･ 13

第３　計画策定体制

１．富谷市障がい者施策推進協議会 ･･･ 14
２．住民参加 ･･･ 14
３．富谷市・黒川地域自立支援協議会 ･･･ 16

第Ⅱ章　障がい者の現状

第１　障がい者の状況

１．本市の人口構造 ･･･ 21
２．総人口の推移 ･･･ 22
３．障がい者の状況と推移 ･･･ 24

第２　調査結果から見る障がい者の状況

１．健康状況について ･･･ 36
２．生活状況について ･･･ 37
３．仕事について ･･･ 39
４．外出について ･･･ 41
５．とみぱすについて ･･･ 42
６．地域とのかかわりや社会参加について ･･･ 43
７．災害時について ･･･ 44
８．悩みと相談先について ･･･ 45
９．福祉サービスや制度について ･･･ 46

第３　調査結果から見る課題
１．健康状況について…… 48
２．生活状況について…… 48
３．仕事について…… 49
４．外出について…… 50
５．とみぱすについて…… 50
６．地域とのかかわりや社会参加について…… 50
７．災害時について…… 51
８．悩みと相談先について…… 51
９．福祉サービスや制度について…… 52
第４　障がい児の保護者ヒアリング調査から見る課題
１．障がい児の保護者ヒアリング調査から見る課題…… 53
第５　障がい福祉サービス等事業所アンケート調査から見る課題
１．障がい福祉サービス等事業所アンケート調査から見る課題…… 54
第６　インタビュー調査（グループワーク）から見る課題
１．インタビュー調査（グループワーク）から見る課題…… 55
第７　障がい者計画・第４期障がい福祉計画の評価
１．障がい福祉サービスの推移…… 56

第Ⅲ章　計画の基本理念と体系
第１　施策の基本的な考え方
１．障がい者計画の基本理念と
第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の方針…… 61
２．障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の
体系…… 62
３．計画の重点方針…… 64

第Ⅳ章　障がい者計画の施策の展開
第１　自立した生活の実現
１．サービスの充実と質の向上…… 69
２．相談支援体制の向上…… 70
３．雇用促進・就労支援の充実…… 72
第２　安心して暮らすための体制の充実
１．保健福祉事業の充実…… 73
２．療育・教育・医療の連携体制…… 77
３．地域生活支援事業の充実…… 78

第３　安心安全な移動支援
１．とみぱすの円滑な運営 79
２．交通弱者対策の推進 79
３．余暇活動の推進 80
第４　障がいに対する理解の推進
１．障がい者への理解促進 81
２．権利擁護の推進 82
３．安全・安心な暮らしの確保 83
第５　家族介護（養護）者支援の充実
１．家族介護者支援の充実 84
２．障がい者団体の充実 85

第Ⅴ章　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開
第１　第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の事業
１．自立支援給付事業（第５期障がい福祉計画） 89
２．障がい児通所支援事業（第１期障がい児福祉計画） 92
第２　地域生活支援事業
１．必須事業 97
２．任意事業 99
第３　成果目標
１．国の指針による成果目標の設定 100

第Ⅵ章　計画の推進に向けて
第１　効果的なサービス提供体制
１．関係機関等との連携 107
第２　進行管理と事業評価・計画の弾力的運用
１．ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理と評価 109
２．富谷市障がい者施策推進協議会 110
３．富谷市・黒川地域自立支援協議会 110
４．計画の弾力的な運用 110

資料編
１．富谷市障がい者施策推進協議会条例 113
２．富谷市障がい者施策推進協議会委員名簿 115
３．計画策定の経過 116
４．用語集 118

※本計画は、以下の章立てで構成しています。

【章立て】	【主な記載内容】
第Ⅰ章　計画の概要	計画の趣旨、法令根拠、計画策定体制を記載しています。
第Ⅱ章　障がい者の現状	障がい者の状況、調査結果から見る課題を記載しています。
第Ⅲ章　計画の基本理念と体系	富谷市障がい者計画の基本理念と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の方針、体系、重点方針を記載しています。
第Ⅳ章　障がい者計画の施策の展開	自立した生活の実現、安心して暮らすための体制の充実、安心安全な移動支援、障がいに対する理解の推進、家族介護（養護）者支援の充実の施策について記載しています。
第Ⅴ章　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開	自立支援給付事業・障がい児通所支援事業の見込みと目標設定、地域生活支援事業について記載しています。
第Ⅵ章　計画の推進に向けて	効果的なサービス提供体制、進行管理と事業評価・計画の弾力的運用について記載しています。

第Ⅰ章　計画の概要

第１　計画の趣旨

１．計画の趣旨

国は、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准し、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成 25 年法律第 65 号)」の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成 25 年法律第 46 号)」の一部施行、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法平成 28 年法律第 29 号)」の施行、平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成 28 年法律第 64 号)」の施行と、障がい者の権利擁護等を目的とする法律の整備が段階的に行われてきました。

さらに、平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成 28 年法律第 65 号)」が公布され、平成 30 年 4 月からの施行となりました。この法律は、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直しを行うこと、障がい児支援のニーズの多様化に、きめ細かく対応するための支援の拡充を図ること、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

平成 29 年 3 月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、地域共生社会の実現のための規定の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、発達障がい者支援の一層の充実が示されています。

平成 29 年 4 月に示された「障害者基本計画(第 4 次)の策定にあたっての基本的考え方」においては、各分野に共通する横断的視点として、障害者権利条約の理念の尊重･整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障がい特性、性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援、PDCA サイクル等を通じた実効性ある取り組みの推進が示されています。

本市は、市制移行前の平成 27 年度には「富谷町障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」を策定し、国の制度改正や県の障害者計画・障害福祉計画を踏まえて、障がい施策の推進を計画的に図ってきました。

平成 28 年度（2016 年）には市制移行し、新たに「富谷市総合計画」を策定し、平成 37 年度（2025 年）を目標年次として「住みたくなるまち日本一」を将来像に掲げました。また、障がい者支援の施策として「障がい者も自立して地域とともにつながるまちづくり」を目標に、障がい施策を推進することとしています。

「富谷市障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画」の策定においては、これまでの考えを継承しつつ、富谷市総合計画、国・県の基本指針及び計画に基づき、整合を図りながら、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）等、地域共助が包括的に確保される障がい者を含めた「地域包括ケアシステム」の実現に向け、障がい施策を推進していきます。

※国・県の指針

・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

・「第 5 期障害福祉計画策定のための県の基本的な指針」

［障がい者制度改革の動向］

H18年4月～「障害者自立支援法」施行

●身体・知的・精神の三障がいのサービスを一元化
●支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入　等

H19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（※H26年1月批准）

●障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障がいに基づく差別を禁止

H22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
●基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

H22 年 12 月の
「障害者制度改革推進会議」
にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

H23 年 8 月成立
「障害者基本法」改正

●公布日（8 月 5 日）施行
　一部は政令で定める日
●推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
●差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

H25 年 9 月閣議決定
「第 3 次障害者基本計画」
（H25 年度～H29 年度）

●5 年計画に変更
●基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）
●安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の 3 分野追加

「障害者自立支援法」等の一部改正

●公布日（H22 年 12 月 10 日）施行
　・発達障がいが障害者自立支援法の対象になることの明確化
●H23 年 10 月 1 日施行
　・グループホーム利用の助成
●H24 年 4 月 1 日施行
　・応能負担原則への見直し
　・支給決定プロセスの見直し

H24 年 6 月成立（H25 年 4 月施行）
「障害者総合支援法」制定

●社会モデルに基づく理念の具体化
●ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
●地域生活支援事業の追加

［障がい者制度改革の動向の続き］

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ（H26 年 2 月 19 日～）

「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病（難病等）が拡大

●H29 年 4 月（第 3 次）
332 疾病→358 疾病へ拡大

H25 年 6 月成立
（H28 年 4 月施行）
「障害者差別解消法」制定

●「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
●国・都道府県・市町村などの役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

「障害者雇用促進法」の一部改正

●H28 年 4 月施行
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
●H30 年 4 月施行
法定雇用率の算定基礎の見直し

H28 年 5 月成立
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

●公布日（H28 年 6 月 3 日）施行
医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
●H30 年 4 月全面施行

H28 年 5 月成立
（H28 年 8 月施行）
「発達障害者支援法」改正

●発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める
●**障がいの定義と発達障がいへの理解の促進**
●**生活全般にわたる支援の促進**
●**担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備**

H30 年 3 月策定予定
「第 4 次障害者基本計画」
（H30 年度～H34 年度）

●各分野に共通する横断的な視点
(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保
(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
(5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
(6) PDCA サイクル等を通じた実効性ある取組の推進

H30 年策定予定
「第 5 期障害福祉計画」「第 1 期障害児福祉計画」（H30 年度～H32 年度）

●基本的指針見直しの主なポイント
・地域における生活の維持及び継続の推進
・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・就労定着に向けた支援
・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
・地域共生社会の実現に向けた取組
・発達障がい者支援の一層の充実

２．制度改正の主な内容

（１）3 つの計画の位置付けについて

障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 1 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、政府が講ずる障がい者のための最も基本的な計画です。また、障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第 3～5 条の基本原則に基づき、障がい施策を講じることとしています。

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」第 87 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

障害児福祉計画は、「児童福祉法」第 33 条の 19 の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるもので、障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体的に策定することができるとしています。

本市では、障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の 3 つの計画を一体的に策定することとします。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条第 1 項	障害者総合支援法 第 87 条第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 19
内容	障がい施策の基本的方向について定める計画 （計画期間：H30 年度～H34 年度の 5 年）	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 （計画期間は 3 年 1 期）	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 （計画期間は 3 年 1 期）
国	第 4 次障害者基本計画 基本原則 ・条約の理念に即して改正された障害者基本法の各基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するもの	第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画に係る基本指針 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 ・都道府県・市町村が参酌すべき基準を示すもの ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示	

3 つの計画を一体的に策定【計画期間：H30～H32 年度】

（２）第４次障害者基本計画について

障害者基本計画（第４次）の策定にあたっての基本的な考え方

１．障害者基本計画（第４次）の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成 30（2018）年度から 34（2022）年度までの５年間

２．障害者基本計画（第４次）の背景

背景①：障害者権利条約の批准⇨ 分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要
背景②：障害者差別解消法の施行⇨ 差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要
背景③：2020 東京パラリンピックの開催決定⇨ 先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題①:アクセシビリティの向上

○社会的障壁の除去のため、**障害者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要**
○**社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる**ことを通じ、社会全体で強力に取組を推進

課題②:性別、年齢による複合的困難への配慮

○**障害のある女性や障害のある子供**は**複合的困難な状況**に置かれる場合がある
○**複合的困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮が求められている**ことを踏まえて障害者施策を策定・実施

課題③:統計・PDCAサイクルの充実

○”Evidence Based Policy”の観点から障害当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
○**ＰＤＣＡサイクルを構築・着実に実行**し、障害者施策の**不断の見直し**を行っていく

３．各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保	(2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上	(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援	(5)性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援	(6)PDCA サイクル等を通じた実効性ある取組の推進

４．命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という**当たり前の価値観を社会全体で共有**し、障害者と障害のない者が、**お互いに自然な態度で接する**ことが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障害者施策の基本的な方向

１．安全・安心な生活環境の整備
（１）住宅の確保
（２）移動しやすい環境の整備等
（３）アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
（４）障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

２．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
（１）情報通信における情報アクセシビリティの向上
（２）情報提供の充実等
（３）意思疎通支援の充実
（４）行政情報のアクセシビリティの向上

３．防災、防犯等の推進
（１）防災対策の推進
（２）復興の推進
（３）防犯対策の推進
（４）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

４．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
（１）権利擁護の推進、虐待の防止
（２）障害を理由とする差別の解消の推進

５．自立した生活の支援・意思決定支援の推進
（１）意思決定支援の推進
（２）相談支援体制の構築
（３）地域移行支援、在宅サービス等の充実
（４）障害のある子供に対する支援の充実
（５）障害福祉サービスの質の向上等
（６）福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
（７）障害福祉を支える人材の育成・確保

６．保健・医療の推進
（１）精神保健・医療の適切な提供等
（２）保健・医療の充実等
（３）保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
（４）保健・医療を支える人材の育成・確保
（５）難病に関する保健・医療施策の推進
（６）障害の原因となる疾病等の予防・治療

７．行政等における配慮の充実
（１）司法手続等における配慮等
（２）選挙等における配慮等
（３）行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
（４）国家資格に関する配慮等

８．雇用・就業、経済的自立の支援
（１）総合的な就労支援
（２）経済的自立の支援
（３）障害者雇用の促進
（４）障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
（５）福祉的就労の底上げ

９．教育の振興
（１）インクルーシブ教育システムの推進
（２）教育環境の整備
（３）高等教育における障害学生支援の推進
（４）生涯を通じた多様な学習活動の充実

10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
（１）文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
（２）スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11．国際協力の推進
（１）国際社会に向けた情報発信の推進等
（２）国際的枠組みとの連携の推進
（３）政府開発援助を通じた国際協力の推進等
（４）障害者の国際交流等の推進

（３）第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画について

●第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針（H29.3月告示）
H30～H32年度の3年間の計画を策定するにあたって参照すべき基準。

地域共生社会の実現に向けた取組

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築
障害児支援の提供体制の計画的な整備	障害児支援の提供体制の確保
発達障害者支援の一層の充実	発達障害者支援地域協議会の設置

成果目標の見直し･障害児支援に係る目標設定

［主なポイント］

○ 地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

→　平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（広域設置も可）。

○ 障害児支援の提供体制の計画的な整備

①地域支援体制の構築
・児童発達支援センター（児童福祉法）の専門機能を強化し、地域における中核的な支援施設として位置づける
②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
③地域社会への参加・包容の推進
④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
　・重症心身障害児　　・医療的ケア児
　・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児
　・虐待を受けた障害児
⑤障害児相談支援の提供体制の確保

○ 発達障害者支援の一層の充実

・都道府県及び指定都市は、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置を進める。
・発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置に努める。

新規サービス（市町村対応）

・自立生活援助
（施設やグループホームを利用していた人を対象とする定期巡回や随時対応サービス）
・就労定着支援
・居宅訪問型児童発達支援

●障害福祉サービス等の成果目標の見直し

福祉施設から地域生活への移行促進	【移行者の増加】 →H28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行
	【入所者の削減】 →H28 年度末時点の施設入所者の 2%以上を削減 ※4 期計画目標の未達成分は積み上げが求められる。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	【協議の場の設置】 →市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する（広域設置も可）。
	【精神病床における早期退院率】（都道府県） →入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点 84%以上、1 年時点 90%以上
	【在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少】（都道府県） →65 歳未満、65 歳以上それぞれの目標値を国が提示する推計式により設定
地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性の確保、サービス拠点整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能）
福祉施設から一般就労への移行促進	【移行者の増加】 →H28 年度実績の 1.5 倍以上
	【就労移行支援事業の利用者の増加】 →H28 年度末の実績から 2 割以上増加
	【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】 →利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上に
	【就労定着支援】 →支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上に

●障害児支援に係る目標の設定

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する（圏域設置も可）。 ・全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築（児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなど）
重症心身障害児を支援する事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域設置も可）。
医療的ケア児のための協議の場の設置	H30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する（圏域設置も可）。

３．計画の位置付け

障がい者計画は、富谷市総合計画を基本に障がい福祉施策の基本的な事項を定める計画と位置付けられています。障がい福祉計画は、障がい福祉サービス全般の具体的実施計画となるものです。

富谷市障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画は、平成 28 年度から前期計画が開始された上位計画である富谷市総合計画やその他関連計画との整合性を図るとともに、国の第４次障害者基本計画や県の計画である第５期障害福祉計画、みやぎ障害者プランとの整合・連携を図りながら策定するものです。

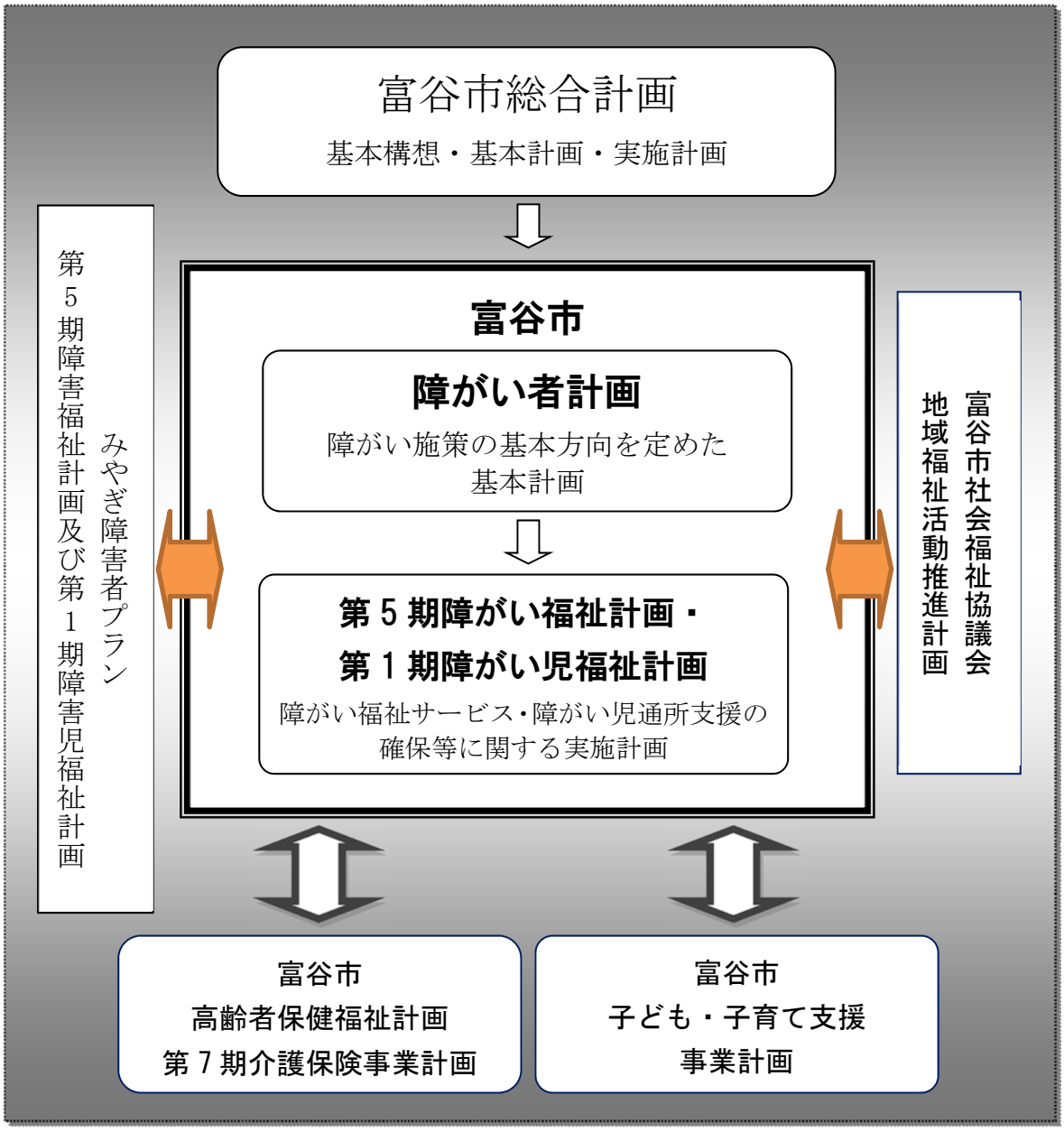

４．子ども・子育て支援事業計画との整合

障がい児については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 2 条第 2 項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定され、また、同法に基づき、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることを重要とし、子ども・子育て支援事業計画でも策定することとしています。これらのことから、富谷市の第 1 期障がい児福祉計画においては、子ども・子育て支援事業計画との整合・連携を図り、策定するものとします。

５．高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画との整合

障がいのある高齢者については、障害者総合支援法（第 7 条）において、「障がい者が 65 歳以上（介護保険法令で定める特定疾病による障がいの場合には、40 歳以上）になると介護保険制度を優先して使わなければならない」と規定されています。このため、65 歳以上の障がい者の方々の介護サービス等は高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画が主体となるため、整合・連携を図るものとします。

第２　法令根拠

１．計画策定の法令根拠

障がい者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき策定する市町村障がい者計画であり、障がい施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。

第 5 期障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」第 88 条に基づき策定する市町村障がい福祉計画であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるもので、障がい者計画の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として整合性を持って推進します。

第 1 期障がい児福祉計画は「児童福祉法」の一部改正により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされており（第 33 条の 20）、「児童福祉法」第 33 条の 20 及び「障害者総合支援法」第 88 条の規定で障がい福祉計画と一体に策定することができる計画であることから、第 5 期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

２．計画期間

障がい者計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間を計画期間とします。第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とします。

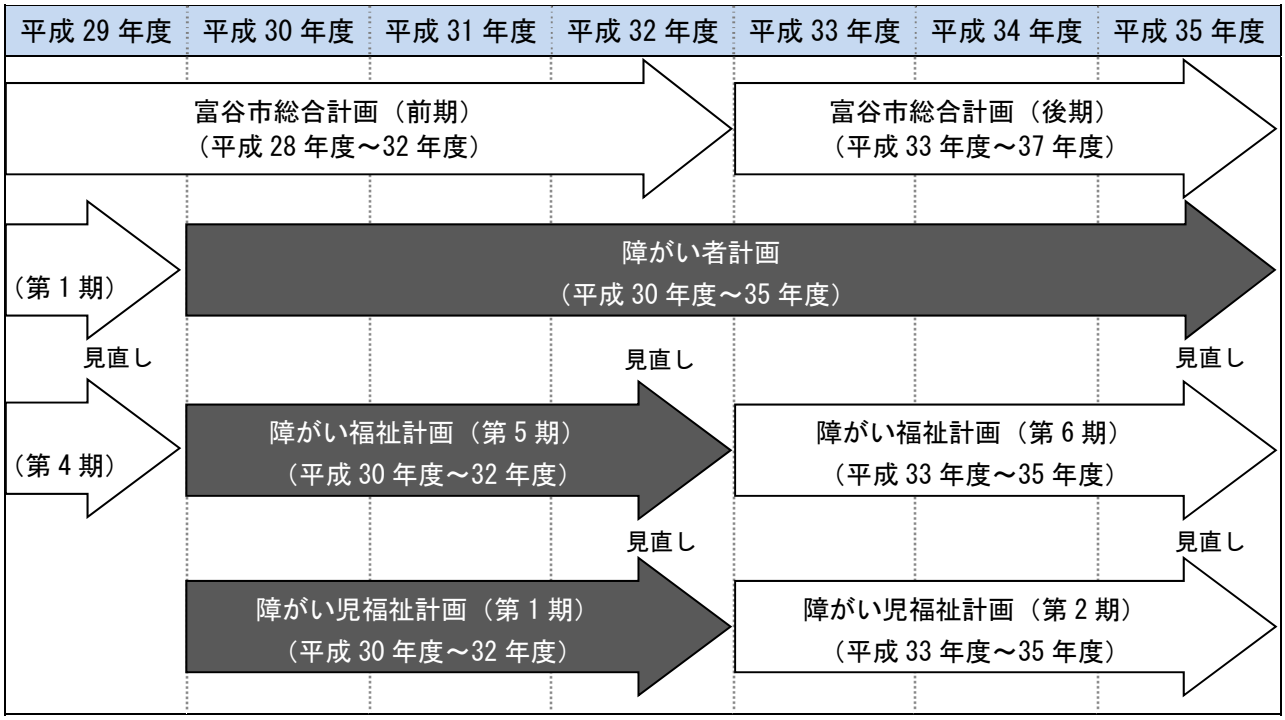

第３　計画策定体制

１．富谷市障がい者施策推進協議会

本計画の策定にあたり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するため､障害者基本法第 36 条第 4 項の規定に基づき、学識経験者、障がい福祉サービス事業者及び職能団体、相談事業等関係者、被保険者等で構成された「富谷市障がい者施策推進協議会」を設置し、地域の障がい者を支える取り組み、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関する取り組みをより一層推進することを目的として、検討を重ね策定しました。

２．住民参加

（１）富谷市障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画実態把握調査

①調査の目的

富谷市障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画を策定するにあたり、富谷市民の日常生活の状況や、課題・ニーズ等を把握し計画策定の基礎資料とするために本調査を実施しました。

②調査対象者

ア　市内在住の身体障害者手帳所持者　（15 歳以上 65 歳未満の方）
イ　市内在住の療育手帳所持者　（　〃　）
ウ　市内在住の精神障害者手帳所持者及び
　　自立支援医療（精神通院医療）受給者（　〃　）
※65 歳以上は高齢者保健福祉計画･第 6 期介護保険事業計画実態把握調査にて実施

③調査対象及び方法

ア　調査地域：本市全域
イ　調査対象数
　・身体障害者手帳所持者：324 名
　・療育手帳所持者：125 名
　・精神障害者手帳所持者及び自立支援医療(精神通院医療)受給者：454 名
ウ　抽出方法：悉皆（全数）調査を実施
エ　調査期間：平成 28 年 12 月 22 日から平成 29 年 1 月 10 日
　※封書により調査協力の依頼後、平成 29 年 1 月 17 日まで回収
オ　調査方法：郵送配布、郵送回収（礼状兼督促状 1 回）
カ　調査実施：保健福祉部　地域福祉課

④調査の回収状況

（単位：人）

	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者	合　計
対象者数	324	125	454	903
回収数（率）	208（64.2%）	83（66.4%）	217（47.8%）	508（56.3%）

（２）障がい児を持つ保護者へのヒアリング調査

①調査の目的

障がい者団体会員である障がい児を持つ保護者の方から、地域とのかかわりに関することを中心に課題や要望など意見をいただき、計画策定の基礎資料とするためにヒアリング調査（意見聴取）を実施しました。

［ヒアリング開催経過］　（単位：人）

日　時	団体名	参加者
平成 29 年 4 月 27 日(木)	富谷市手をつなぐ育成会	3
平成 29 年 4 月 28 日(金)	富谷市手をつなぐ育成会	1
平成 29 年 5 月 10 日(水)	いっぽの会　幼年部	8
平成 29 年 5 月 27 日(土)	富谷市手をつなぐ育成会	1

○富谷市手をつなぐ育成会（知的障がい者の親の会）

富谷市手をつなぐ育成会は、会員相互の親睦、知的障がい児・者の育成、会員研修、地域福祉の向上を促進させるための活動を実施しております。

○いっぽの会　幼年部（自閉症児の親の会）

いっぽの会は、会員相互の親睦、自閉症児の育成、会員研修、地域福祉の向上を促進させるための活動を実施しております。

（３）インタビュー調査（グループワークにより意見聴取）

実施時期	平成 29 年 7 月 20 日
実施件名	富谷市障がい施策推進協議会におけるグループワーク
テ ー マ	「障がい児」「就職・就労」「地域生活」の 3 テーマ
参加人数	7 名

（4）パブリックコメントの実施

①目　　的：「富谷市障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」のご意見をいただくとともに、本市における障がい施策の周知・広報のため実施しました。
②実施方法：富谷市ホームページに掲載
③実施期間：平成 30 年 1 月 5 日から平成 30 年 1 月 14 日

3．富谷市・黒川地域自立支援協議会

本市と黒川郡内町村で構成する「富谷市・黒川地域自立支援協議会」（平成 19 年 4 月 1 日設立）において、障がい福祉計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、多様な課題への対応のあり方や地域のネットワーク、障がい者福祉の課題を整理し、事業の方策を検討しました。

［富谷市・黒川地域自立支援協議会の構成］

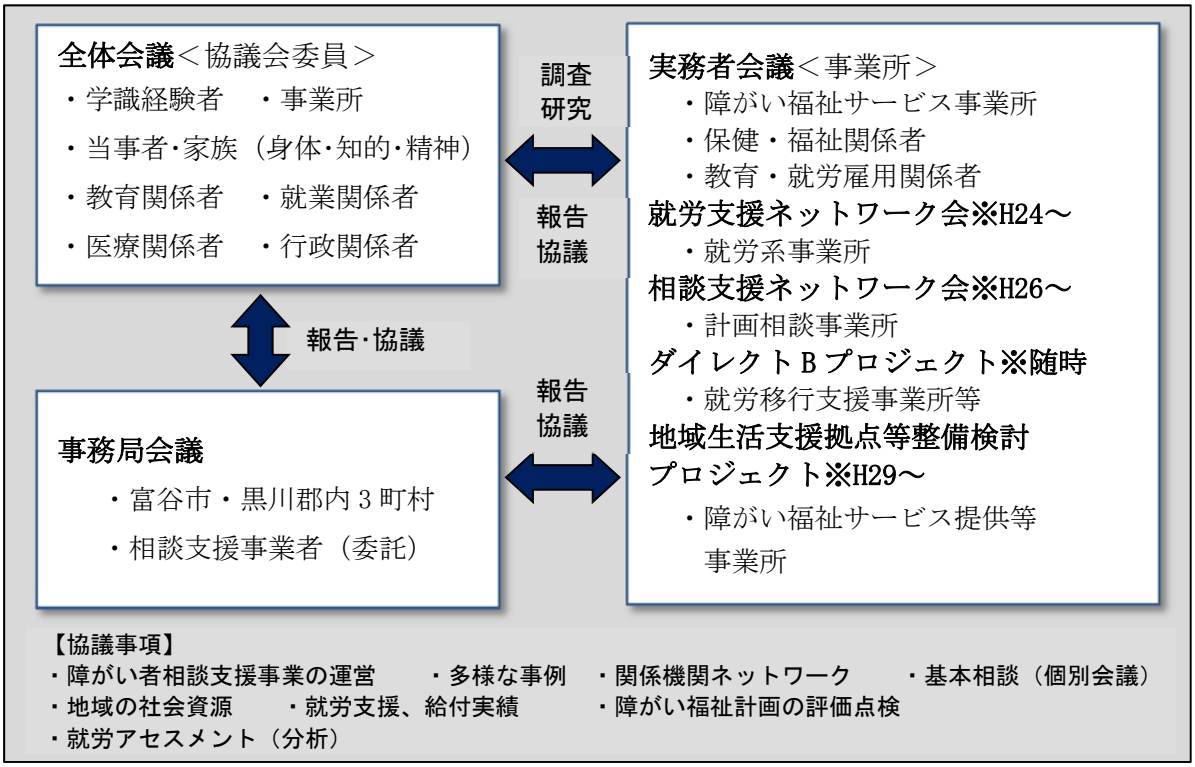

（単位：回）

会議内容	H26 年度	H27 年度	H28 年度
全体会議	2	2	2
実務者会議	3	2	2
就労支援ネットワーク会	3	3	3
相談支援ネットワーク会	9	3	12
事務局会議	13	12	12

（１）障がい福祉サービス等事業所アンケート調査

①調査の目的

本市を含む黒川圏域の障がい福祉サービスなどの提供における現状や課題、事業所のこれまでの事業実績及び今後の事業予定などを把握し、今後の富谷市・黒川地域自立支援協議会での各種施策への具体的な検討や地域課題を協働するために意見を集約しました。

また、各市町村における「障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」を策定するための基礎データ等として活用することを目的に、圏域の課題分析を行いました。

②対象及び方法

調査範囲	本市を含む黒川圏域で障がい福祉サービス等を提供する全事業所
対　象　数	58 事業所（平成 29 年 4 月 1 日現在）
調査方法	調査票（電子データ媒体）による送信・回収及び FAX
調査期間	平成 29 年 4 月 13 日～平成 29 年 4 月 28 日
回収状況	回収数　46 事業所（回収率：79.3%）
調査実施	富谷市・黒川地域自立支援協議会　事務局

第Ⅱ章　障がい者の現状

第１　障がい者の状況

１．本市の人口構造

平成 29 年 1 月 1 日時点の総人口は、男性 25,852 人、女性 26,674 人、合計 52,526 人となっています。

年齢別人口構造を人口ピラミッドの形態で見ると、男女ともに 40～44 歳が最も多く、次いでその前後の 35～39 歳、45～49 歳、そのほかに 5～19 歳、60～69 歳人口も男女とも膨らみが見られます。

平成 28 年度末の人口動態を見ると、平成 24 年度と比較して社会動態、自然動態ともに緩やかな増加傾向です。この 5 か年では平成 25 年度をピークに増加率の低減が見られます。

［人口ピラミッド（平成 29 年 1 月 1 日現在）］

（単位：人）

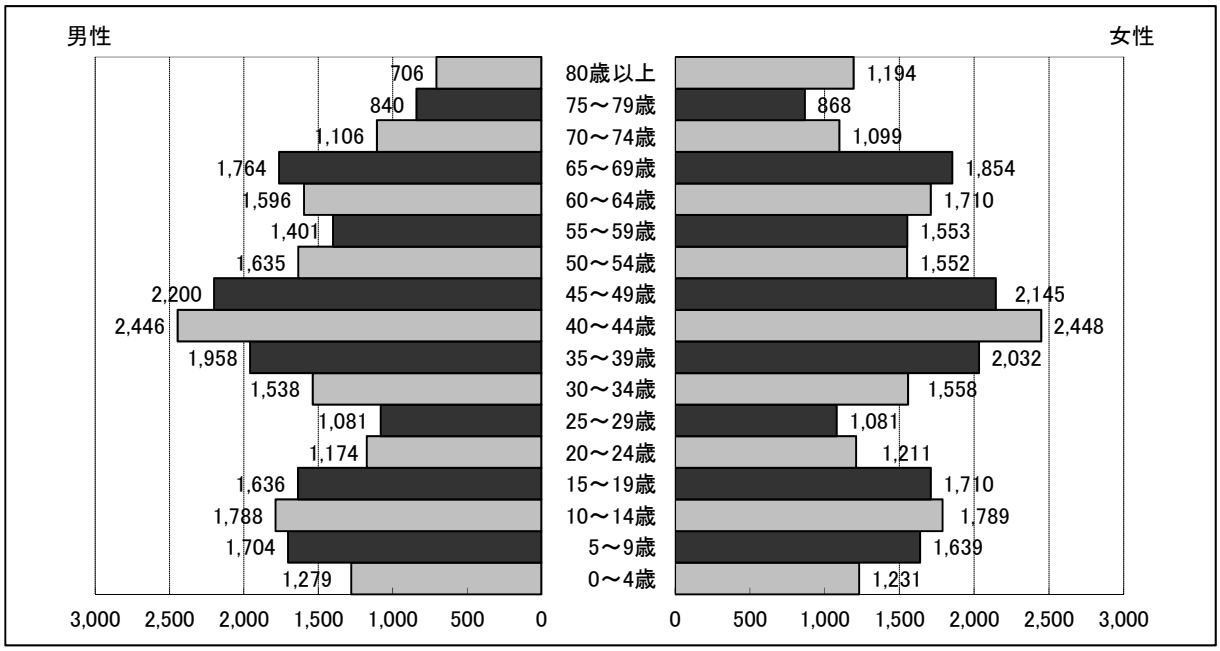

資料：住民基本台帳人口（宮城県ホームページ 住民基本台帳年報より 平成 29 年 1 月 1 日現在）

［人口動態（各年 12 月末現在）］

（単位：人）

	社会動態			自然動態			差引増減
	転入数	転出数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	
平成 24 年	2,462	1,808	650	450	217	233	883
平成 25 年	2,759	1,868	891	455	246	209	1,100
平成 26 年	2,416	1,867	549	420	271	149	698
平成 27 年	2,283	1,958	325	439	305	134	459
平成 28 年	2,076	1,970	106	378	251	127	233

資料：人口移動調査報告

２．総人口の推移

本市の総人口の推移は、平成28年度末時点で52,484人と、平成27年度の52,347人から137人（0.3%）増加しています。その後も緩やかに増加するものと予想され、第5期計画の最終年度である平成32年度には、平成28年度より1,416人増（2.7%）の53,900人になる見込みとなっています。

高齢者人口割合は、平成28年度では18.2%と平成27年度より0.8ポイント増加していますが、年少人口割合は17.9%で0.5ポイント減少、生産年齢人口割合は63.9%で0.3ポイント減少し、平成32年度まで同傾向で推移する見込みで、今後も緩やかに少子高齢化は進行していくものと予想されます。

世帯数は、総人口と同様に増加傾向で、平成28年度では18,777世帯と平成27年度より228世帯の増加となっていますが、1世帯あたりの人数は2.80人と減少傾向で、今後もこの傾向で推移するものと見込まれます。

［人口・世帯数の推移（各年度末現在）］

（単位：人・世帯・%）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
総人口（外国人含む）		52,347	52,484	52,515	52,976	53,438	53,900
	0～14歳	9,634	9,384	9,267	9,085	8,903	8,721
	年少人口割合	18.4	17.9	17.6	17.1	16.7	16.2
	15～64歳	33,625	33,529	33,271	33,485	33,700	33,914
	生産年齢人口割合	64.2	63.9	63.4	63.2	63.1	62.9
	65歳以上	9,088	9,571	9,977	10,406	10,836	11,265
	高齢者人口割合	17.4	18.2	19.0	19.6	20.3	20.9
世帯数		18,549	18,777	19,245	19,543	19,856	20,208
1世帯あたりの人数		2.82	2.80	2.73	2.71	2.69	2.67

資料：住民基本台帳人口　各年度末現在　　※平成29年度以降は見込み及び推計値

※人口推計は、「富谷市総合計画」の推計値を基本に、各年を按分して算出

［人口・世帯数の推移（各年度末現在）］

（単位：人）

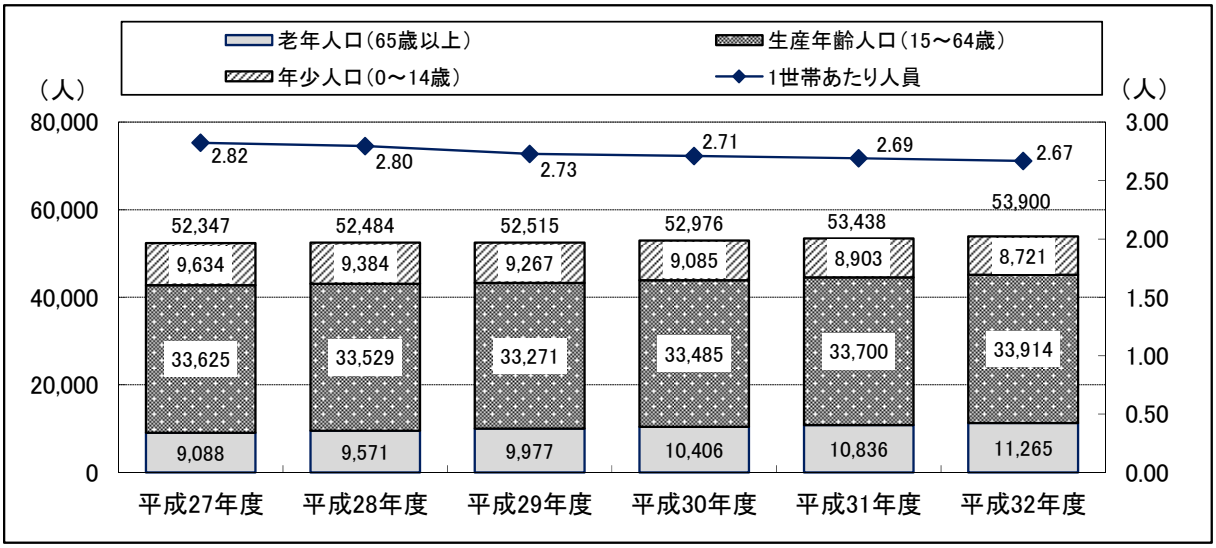

［人口割合の推移（各年度末現在）］

（単位：％）

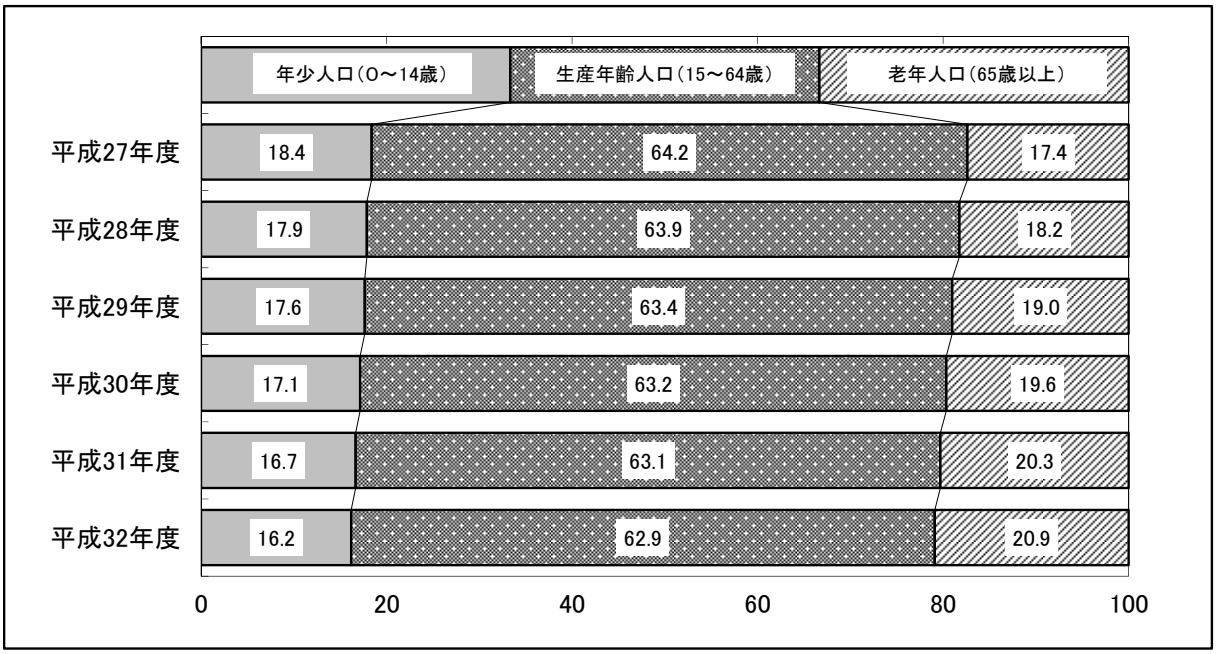

３．障がい者の状況と推移

（１）障害者手帳交付状況

平成 28 年度末時点の本市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付人数は 1,541 人（身体障害者手帳：1,137 人、療育手帳：222 人、精神障害者保健福祉手帳：182 人）となっています。

［障害者手帳交付状況（各年度末現在）］

（単位：人・％）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
身体障害者手帳	1,135	1,137	1,173	1,211	1,249	1,289
療育手帳	213	222	229	236	244	252
精神障害者保健福祉手帳	161	182	188	194	200	206
合　計	1,509	1,541	1,590	1,641	1,693	1,747
総人口	52,347	52,484	52,515	52,976	53,438	53,900
総人口比	2.88	2.94	3.03	3.10	3.17	3.24

《総人口》資料：住民基本台帳人口　《障がい者数》資料：行政実績報告書

※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

《参考値》：国・宮城県における障害者手帳交付状況（総人口比）

国　　6.20％；人口千人あたりの人数で見ると、身体障がい者 31 人、知的障がい者 6 人、精神障がい者 25 人となり、複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ 6％が何らかの障がいを有している。（平成 27 年版障害者白書（平成 23 年調査））

宮城県　4.62％；障害者手帳交付人数：宮城県ホームページ（平成 29 年 3 月末現在）
総人口：宮城県ホームページ　住民基本台帳（平成 29 年 3 月末現在）

［障害者手帳交付状況（各年度末現在）］

（単位：人）

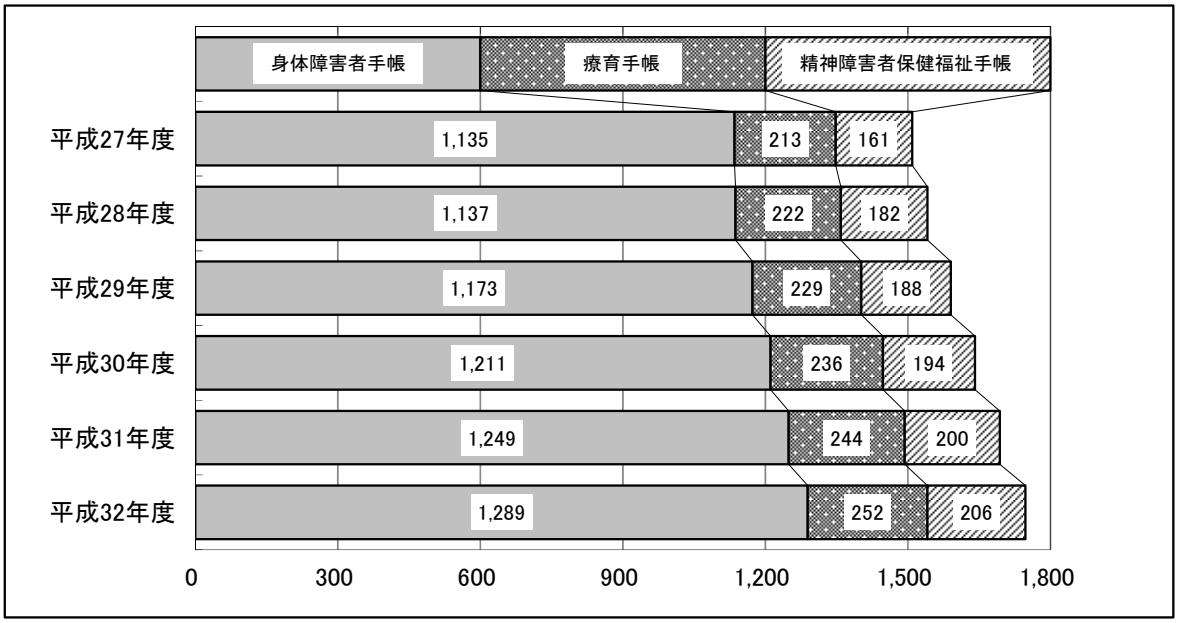

（２）身体障害者手帳交付状況

［身体障害者手帳等級別交付状況（各年度末現在）］

（単位：人）

等　級	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1　級	398	407	420	433	447	461
2　級	177	164	169	175	180	186
3　級	159	153	158	163	168	173
4　級	247	252	260	268	277	286
5　級	99	105	108	112	115	119
6　級	55	56	58	60	62	64
合　計	1,135	1,137	1,173	1,211	1,249	1,289

資料：福祉行政報告例　各年度末現在　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値
※手帳の等級の数字が小さいほど重度となります。

［身体障害者手帳等級別交付状況（各年度末現在）］

（単位：人）

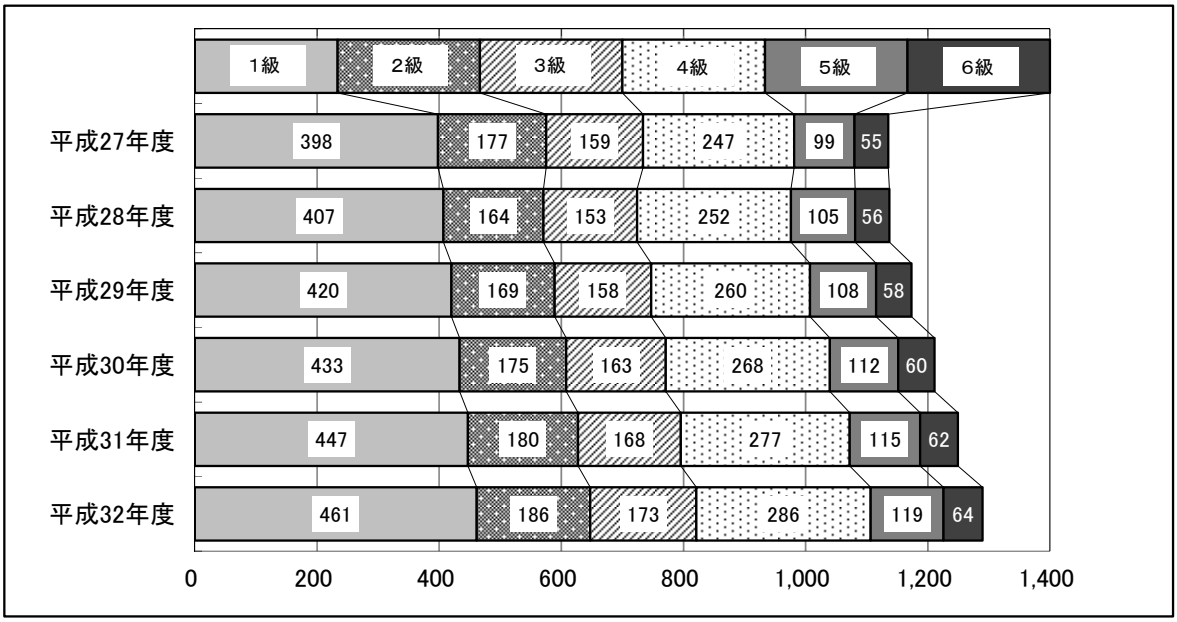

（３）療育手帳交付状況

［療育手帳等級別交付状況（各年度末現在）］

（単位：人）

等　級	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
A	73	74	76	79	81	84
B	140	148	153	157	163	168
合　計	213	222	229	236	244	252

資料：行政実績報告書　各年度末現在　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

※療育手帳の等級は最重度、重度はＡ、中度、軽度はＢと表します。

［療育手帳等級別交付状況（各年度末現在）］

（単位：人）

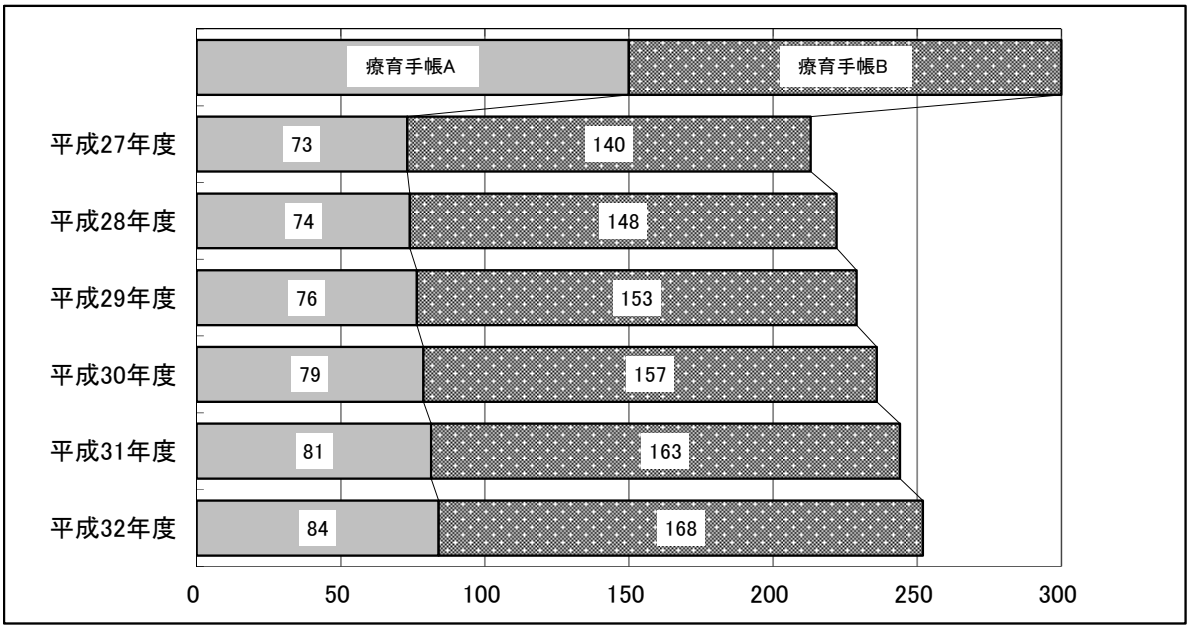

（４）精神障害者保健福祉手帳交付等の状況

［精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況（各年度末現在）］

（単位：人）

等　級	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1　級	31	30	31	32	33	34
2　級	85	103	106	110	113	117
3　級	45	49	51	52	54	55
合　計	161	182	188	194	200	206

資料：行政実績報告書　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値
※手帳の等級の数字が小さいほど重度となります。

［精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況（各年度末現在）］

（単位：人）

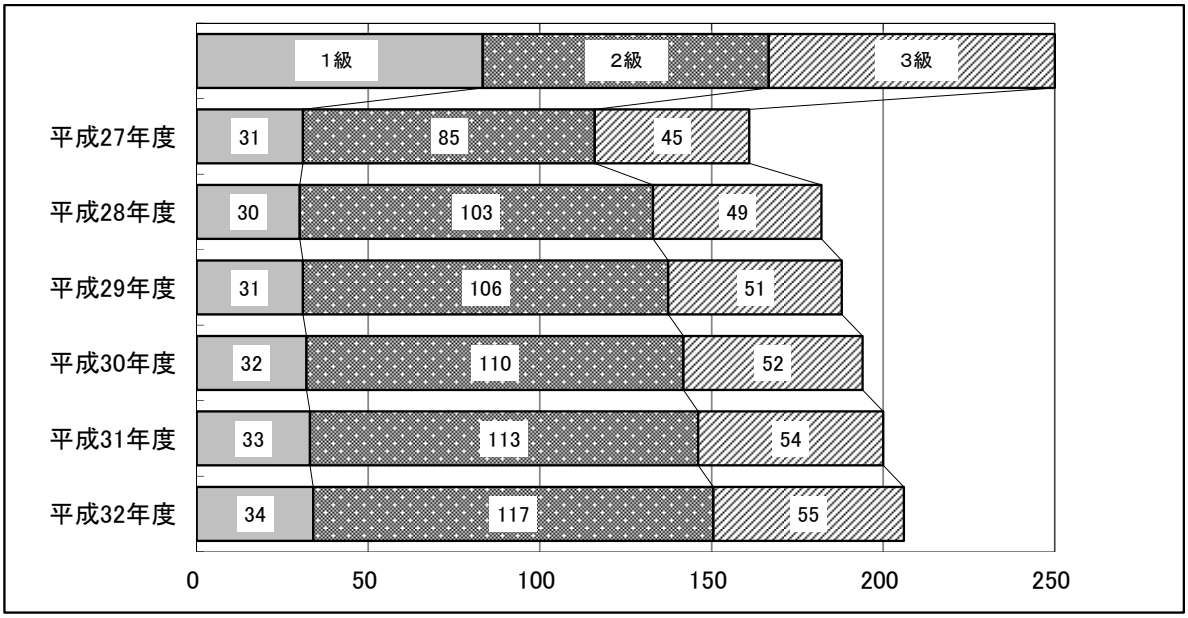

［精神通院医療の受給者の状況（各年度末現在）］

（単位：人）

区　分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
精神通院 医療受給者	443	450	461	472	484	496

資料：行政実績報告書　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

（５）障害支援区分の状況

平成 28 年度末時点の障害支援区分の認定状況は 319 人と、平成 27 年度より 47 人の増加となっています。区分別では、平成 28 年度は区分 1 が 61 人と平成 27 年度より 22 人増、区分 2 が 98 人と 20 人増となっていますが、区分 3 は 64 人と 14 人減少しています。

認定者の推計は、緩やかに増加し、平成 32 年には 420 人になり、特に区分 2 においては、平成 27 年度より 51 人増の 129 人になる見込みとなっています。

［障害支援区分別の推移（各年度末現在）］

（単位：延人数）

区　分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
非該当	15	24	26	28	30	32
区分 1	39	61	65	70	75	80
区分 2	78	98	105	112	120	129
区分 3	78	64	69	73	78	84
区分 4	24	26	28	30	32	34
区分 5	9	11	12	13	14	15
区分 6	29	35	37	40	43	46
合　計	272	319	342	366	392	420

資料：行政実績報告書　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値
※区分の数字が大きいほど重度となります。

［障害支援区分別の推移（各年度末現在）］

（単位：延人数）

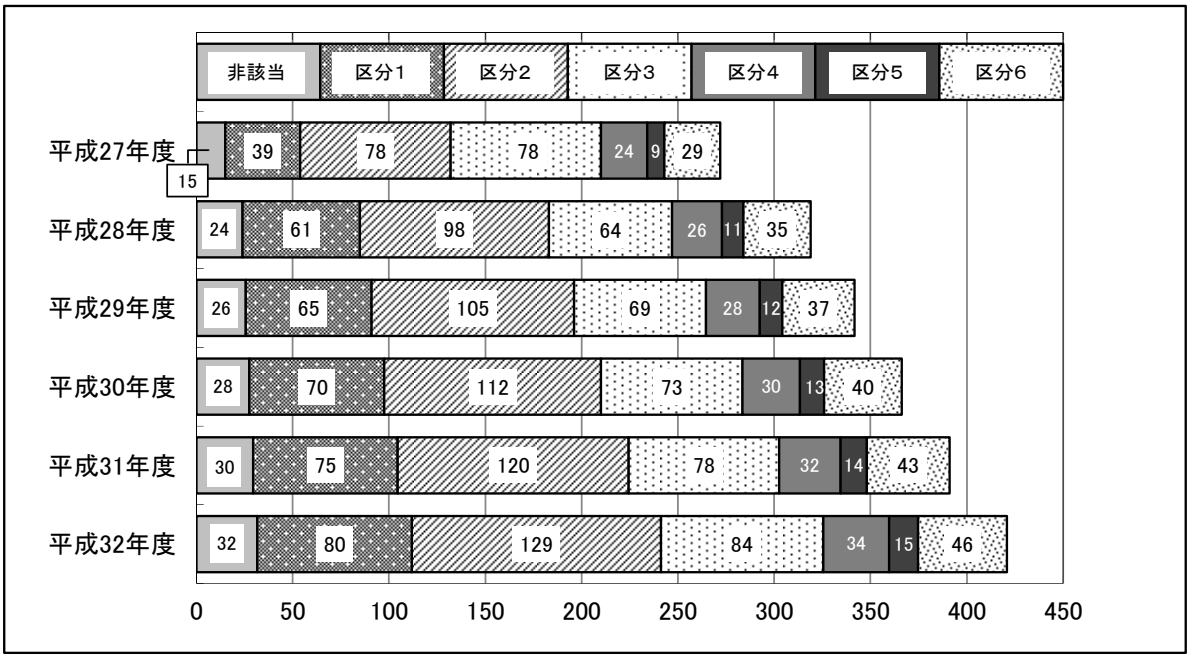

（６）自立支援給付支給者の状況

平成 28 年度末時点の自立支援給付支給者の状況は、207 人と平成 27 年度より 7 人の増加となっています。種別では、ほぼ横ばいで推移しており、知的が 83 人と全体の 40.1%を占めています。

支給者の推計は、緩やかに増加し、平成 32 年度には 221 人と見込んでいます。

［自立支援給付支給者数（各年度末現在）］

（単位：人）

種　別	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
身　体	46	47	48	49	49	50
知　的	81	83	84	86	87	88
精　神	46	48	49	49	50	51
児　童	26	28	28	29	29	30
難病等	1	1	1	1	2	2
総　数	200	207	210	214	217	221

資料：行政実績報告書　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

［自立支援給付支給者数（各年度末現在）］

（単位：人）

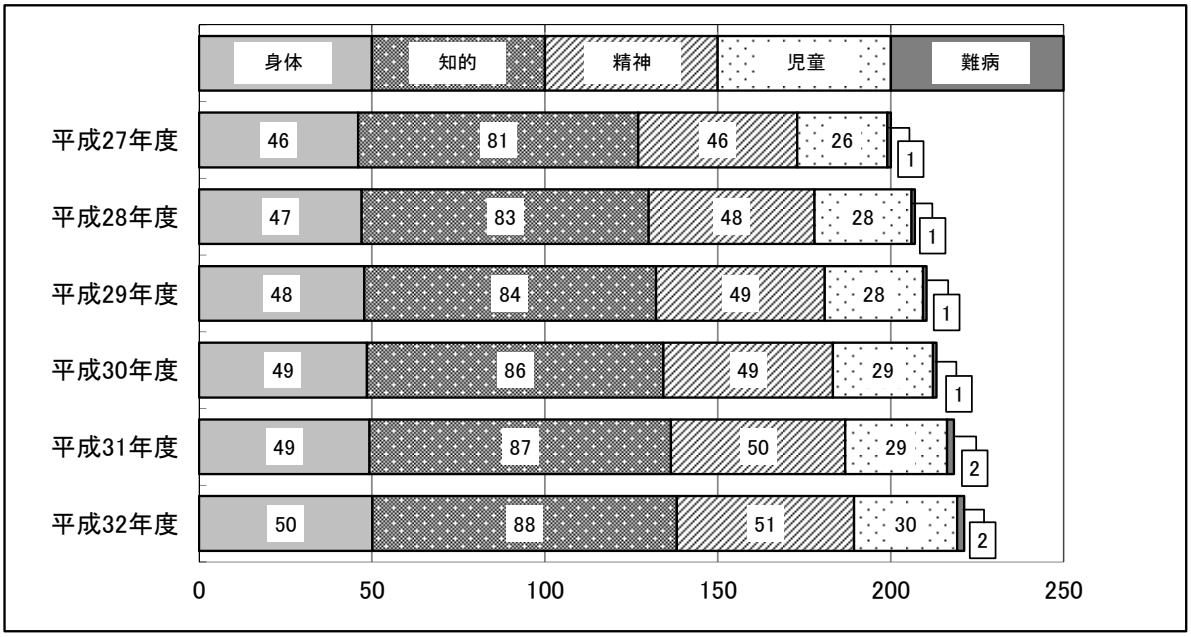

（７）自立支援医療受給者の状況

平成 28 年度末時点の自立支援医療受給者の状況は、537 人と平成 27 年度より 9 人減少となっています。

種別では、平成 28 年度は平成 27 年度より更生医療は 19 人増、精神通院医療には 9 人増となっていますが、育成医療においては、平成 27 年度より 39 人減少しており、こども医療費助成の拡大により育成医療の申請や支給決定が減少したものと想定されます。

受給者の推計は、育成医療以外の更生医療と精神通院医療は増加傾向で推移していくものと見込まれ、平成 32 年度には更生医療が 93 人、精神通院医療が 511 人に、自立支援医療合計は 607 人になると見込んでいます。

［自立支援医療受給者数（各年度末現在）］

（単位：人）

種　別		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
	更生医療	61	82	85	87	90	93
	育成医療	42	3	3	3	3	3
	精神通院医療※	443	452	466	481	496	511
自立支援医療合計		546	537	554	571	589	607

資料：行政実績報告書　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

※事業実施は都道府県となります。

［自立支援医療受給者数（各年度末現在）］

（単位：人）

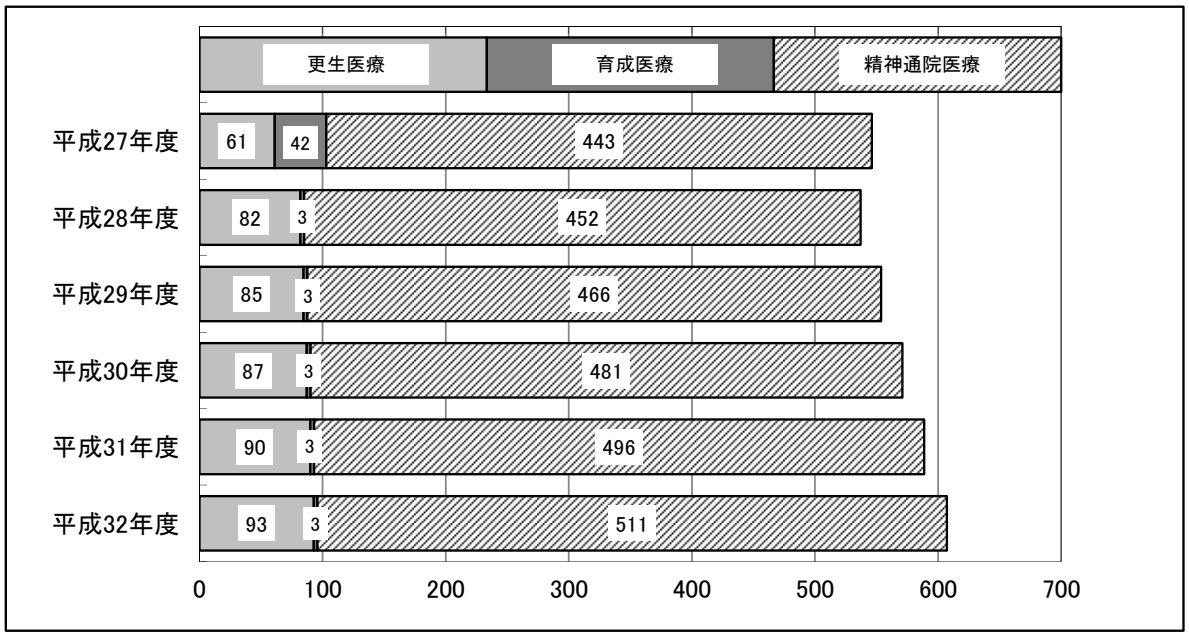

（８）特定疾患患者の状況

特定疾患患者の状況は、平成 28 年度末時点の特定疾患患者数は 344 人、小児慢性疾病患者数は 64 人と、平成 26 年度より特定疾患患者数は 8 人、小児慢性疾病患者数は 3 人の減少となっています。

［特定疾患患者数（各年度末現在）］

（単位：人）

種　別	H26 年度	H27 年度	H28 年度
特定疾患（56 疾患数）	352	338	344
小児慢性疾病（704 疾病数）	67	68	64

資料：行政実績報告書

※事業実施は都道府県となります。H27.1 月～小児慢性疾患は小児慢性疾病となり、704 疾病に拡大されました。

（９）就学等の状況

①市内保育所・幼稚園の状況

市内保育所・幼稚園の障がい児の在籍状況は、全児童数 493 人に対して 11 人が在籍しており、全体の 2.23%が加配対象児童となっています。なお、障がい種別としては発達の遅れが全体の約 7 割を占めています。

［保育所・幼稚園の加配対象児童数（平成 29 年 3 月末現在）］

（単位：人）

種　別	年少	年中	年長	計
知的（発達の遅れ・情緒障害を含む）	1	3	4	8
肢体不自由	1	0	0	1
聴覚	1	0	0	1
視覚	0	0	0	0
その他（難病等）	1	0	0	1
計	4	3	4	11
全児童数	166	170	157	493
割　合	2.41%	1.76%	2.55%	2.23%

資料：子育て支援課調べ

②市内小学校の状況

市内小学校の障がい児の在籍状況は、全児童数 4,146 人に対して 49 人が支援学級に在籍しており、全体の 1.18%が支援対象児童となっています。なお、障がい種別としては発達の遅れが全体の約 5 割、情緒障がいが 3 割を占めています。

［小学校の在籍者数（平成 29 年 3 月末現在）］

（単位：人）

種　別	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
知的（発達の遅れ）	2	2	3	7	8	3	25
情緒	3	3	4	5	1	1	17
病弱・虚弱	1	0	0	0	0	0	1
肢体不自由	1	1	1	0	0	0	3
難聴	0	1	0	0	1	0	2
視覚	0	0	0	0	1	0	1
その他（難病等）	0	0	0	0	0	0	0
計	7	7	8	12	11	4	49
全児童数	706	649	686	717	674	714	4,146
割　合	0.99%	1.08%	1.17%	1.67%	1.63%	0.56%	1.18%

資料：教育委員会調べ

③市内中学校の状況

市内中学校の障がい児の在籍状況は、全児童数 2,119 人に対して 29 人が支援学級に在籍しており、全体の 1.37%が支援対象児童となっています。なお、障がい種別としては知的（発達の遅れ）及び情緒が 4 割を占めています。

［中学校の在籍者数（平成 29 年 3 月末現在）］

（単位：人）

種　別	1 年生	2 年生	3 年生	計
知的（発達の遅れ）	4	6	2	12
情緒	4	5	4	13
病弱・虚弱	0	3	1	4
肢体不自由	0	0	0	0
難聴	0	0	0	0
視覚	0	0	0	0
その他（難病等）	0	0	0	0
計	8	14	7	29
全児童数	696	706	717	2,119
割　合	1.15%	1.98%	0.98%	1.37%

資料：教育委員会調べ

（10）母子保健の状況

①自閉症勉強会

自閉症勉強会の参加状況は、平成 27 年度の参加延数は平成 26 年度と比較して 31 人減少し 97 人となりましたが、平成 28 年度は 166 人と平成 26 年度より 38 人増加となっています。

［自閉症勉強会の参加者数（各年度末現在）］

（単位：回・人）

項　目	H26 年度	H27 年度	H28 年度
開催回数	8	8	8
延参加者数	128	97	166

資料：子育て支援課調べ

②学童発達相談

学童発達相談の相談状況は、平成 28 年度の実相談者数は 17 人と平成 26 年度より 6 人減少しましたが、延人数は 37 人と 14 人増加となっています。

就園後の相談希望者が半数を占めていることから、集団生活になじめない等の課題が生じ、相談につながることが多くなると考えられます。

［学童発達相談者数（各年度末現在）］

（単位：回・人）

項　目	H26 年度	H27 年度	H28 年度
開催数	20	29	20
相談者数（実人数）	23	26	17
相談者数（延人数）	23	28	37

資料：子育て支援課調べ

③親と子の教室

親と子の教室の参加状況は、平成 28 年度の開催数は 19 回で、対象者組は 23 組と平成 26 年度より 3 組増加しました。参加延数は 219 人と平成 26 年度より 107 人減少となっています。年度ごとに参加者数の変化はありますが、対象者組数は増加傾向です。

［親と子の教室の参加者数（各年度末現在）］

（単位：回・組・人）

項　目	H26 年度	H27 年度	H28 年度
開催数	18	14	19
対象者組（幼児・親）	20	16	23
延参加者数	326	181	219

資料：子育て支援課調べ

（11）障がい者雇用状況について

仙台公共職業安定所大和出張所（以下「ハローワーク大和」という。）管内（富谷市・大和町・大衡村）における障がい者の雇用状況は、平成 29 年度の法定対象企業数（50 人以上の民間企業）42 社に対し、法定雇用率（一般の民間企業 2.0%）を達成している雇用率達成企業は 22 社（達成率 52.4%）となっており、平成 26 年度より 4 社増加しています。

（参考値：法定雇用率達成企業の割合

国　　50.0%；厚生労働省ホームページ　（平成 29 年 6 月 1 日現在）

宮城県　53.2%；宮城県労働局ホームページ（平成 29 年 6 月 1 日現在））

［障がい者の雇用状況（各年 6 月 1 日現在）］

（単位：社・人）

年　度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
対象企業数	39	43	44	42
障がい者雇用数	317	316	319	317
雇用率達成企業数	18	17	14	22

資料：ハローワーク大和

第２　調査結果から見る障がい者の状況

１．健康状況について

（１）健康のための取り組み（該当するもの３つまで回答）

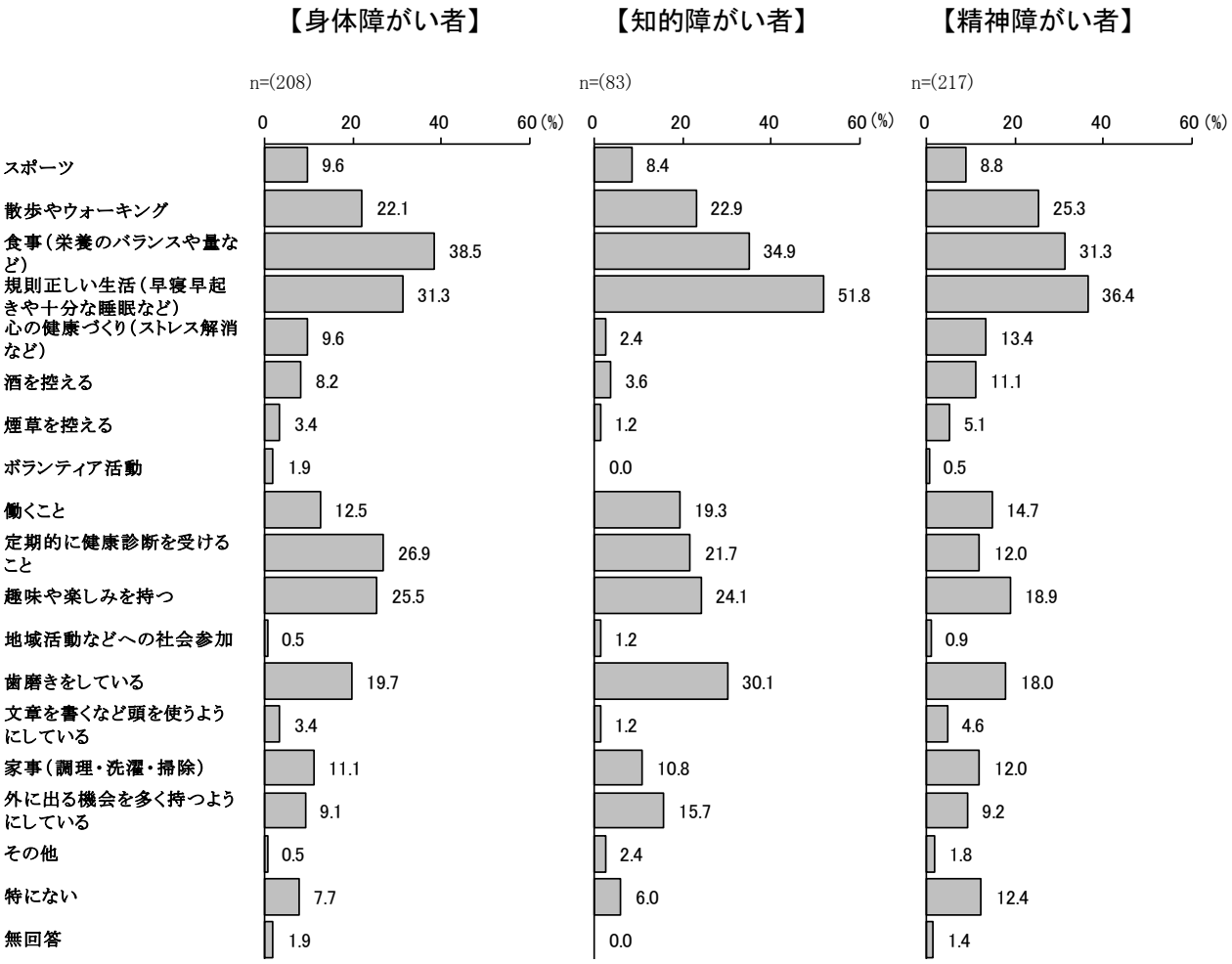

（２）健康づくりに取り組んでいない理由（該当するものすべてに回答）

上段：件数 下段：％	調査数	何をしたらいいかわからない	健康づくりをしている場所がわからない	時間がない	方法などを教えてくれる人がいない	必要性を感じていない	ひとりでは長続きしない	気持ちや体力的に余裕がない	取り組んでも状態が良くなると思わない	その他	無回答
身体障がい者	16 100.0	3 18.8	1 6.3	4 25.0	0 0.0	2 12.5	3 18.8	4 25.0	1 6.3	2 12.5	0 0.0
知的障がい者	5 100.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0
精神障がい者	27 100.0	11 40.7	1 3.7	2 7.4	0 0.0	5 18.5	5 18.5	14 51.9	5 18.5	1 3.7	1 3.7

２．生活状況について

（１）生きがいや楽しみ（該当するもの３つまで回答）

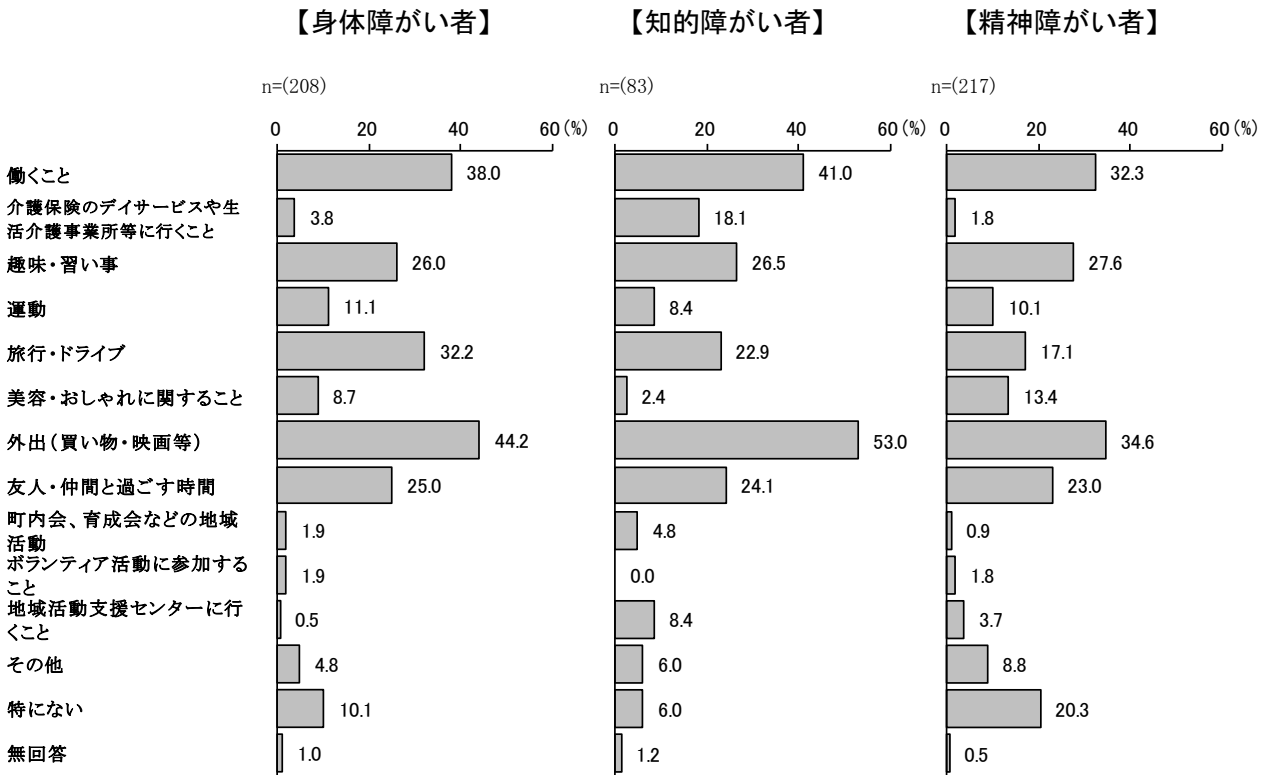

（２）将来希望する生活の場所（該当するもの１つに回答）

［《本人》（知的障がい者及び精神障がい者）］

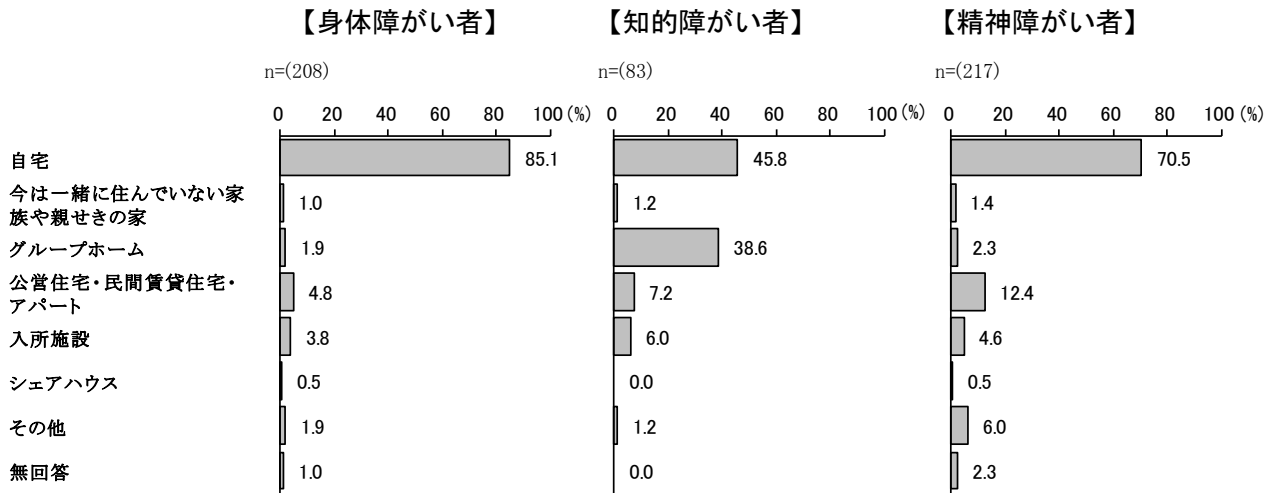

［《同居家族》（知的障がい者及び精神障がい者）］

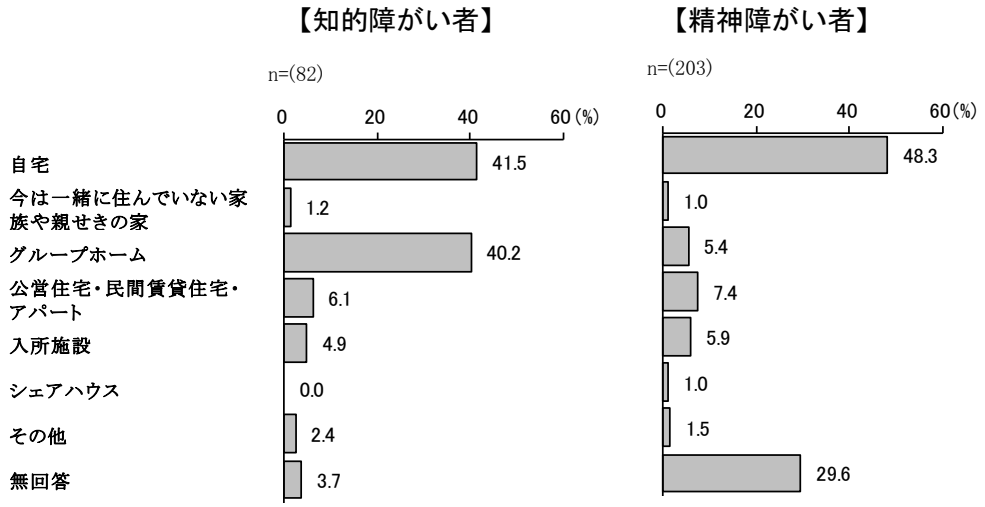

（３）将来希望する生活の場所で必要な支援（該当するものすべてに回答）

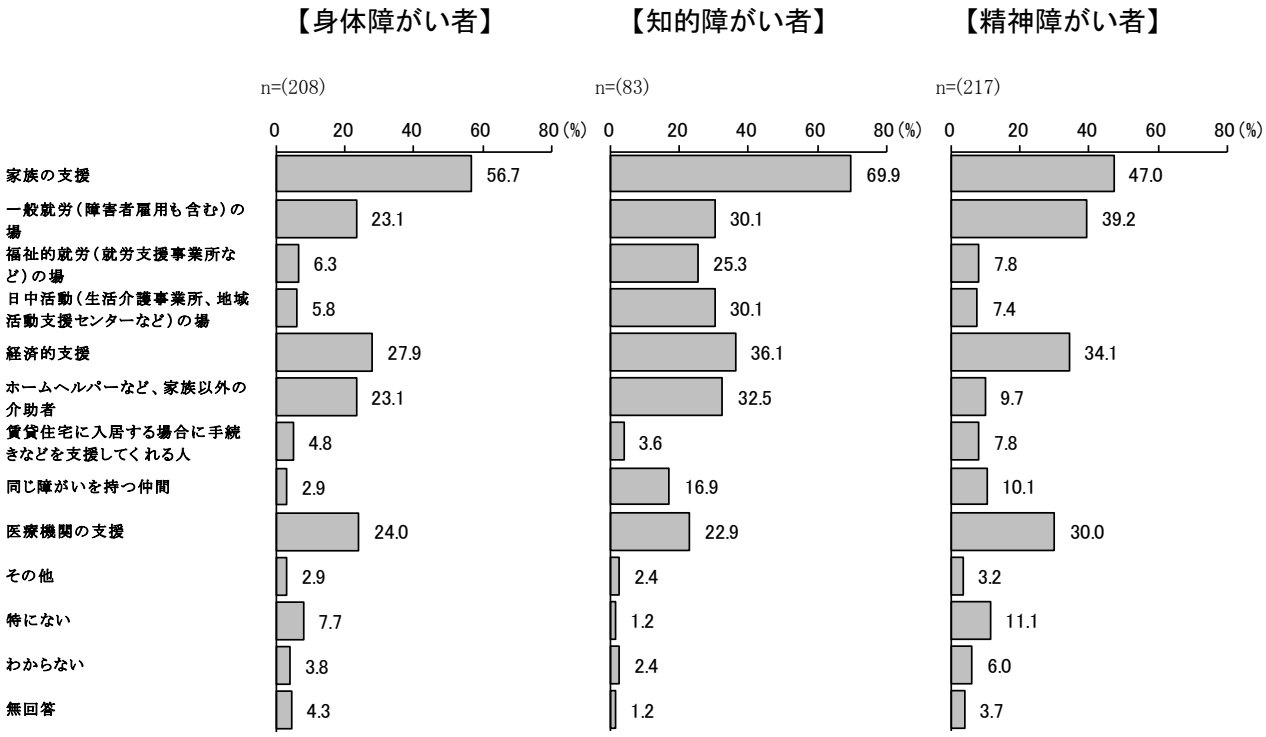

３．仕事について

（１）現在の就労形態（該当するもの１つに回答）

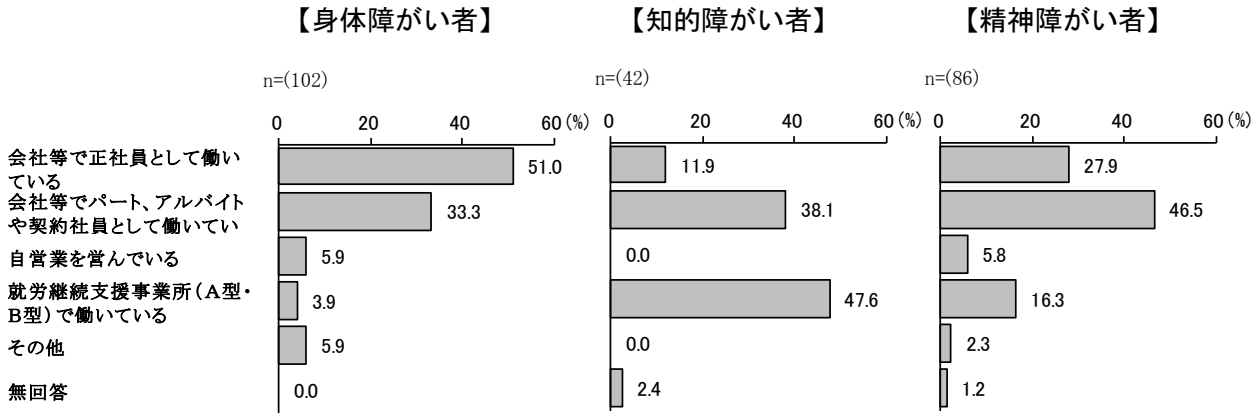

（２）希望する就労形態（該当するもの１つに回答）

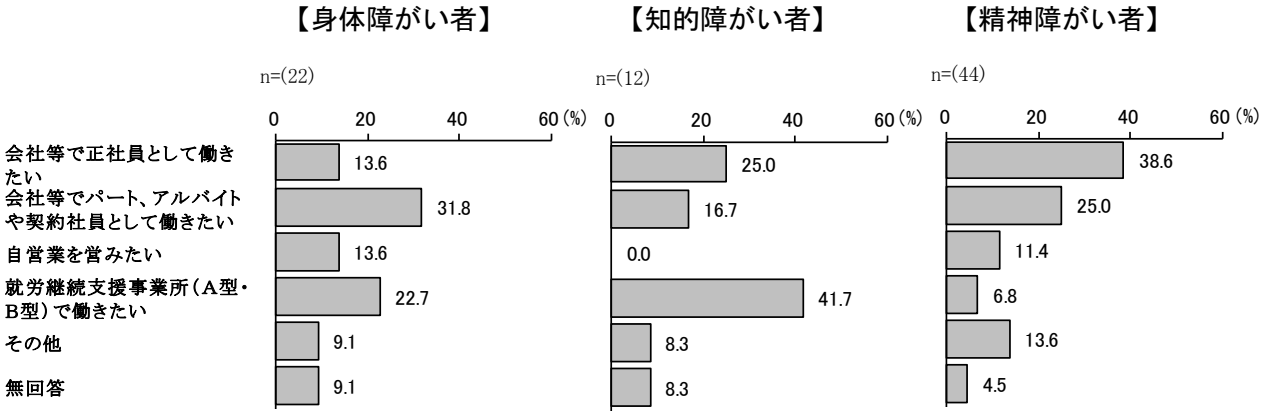

（３）仕事の悩みや困っていること（該当するもの３つまで回答）

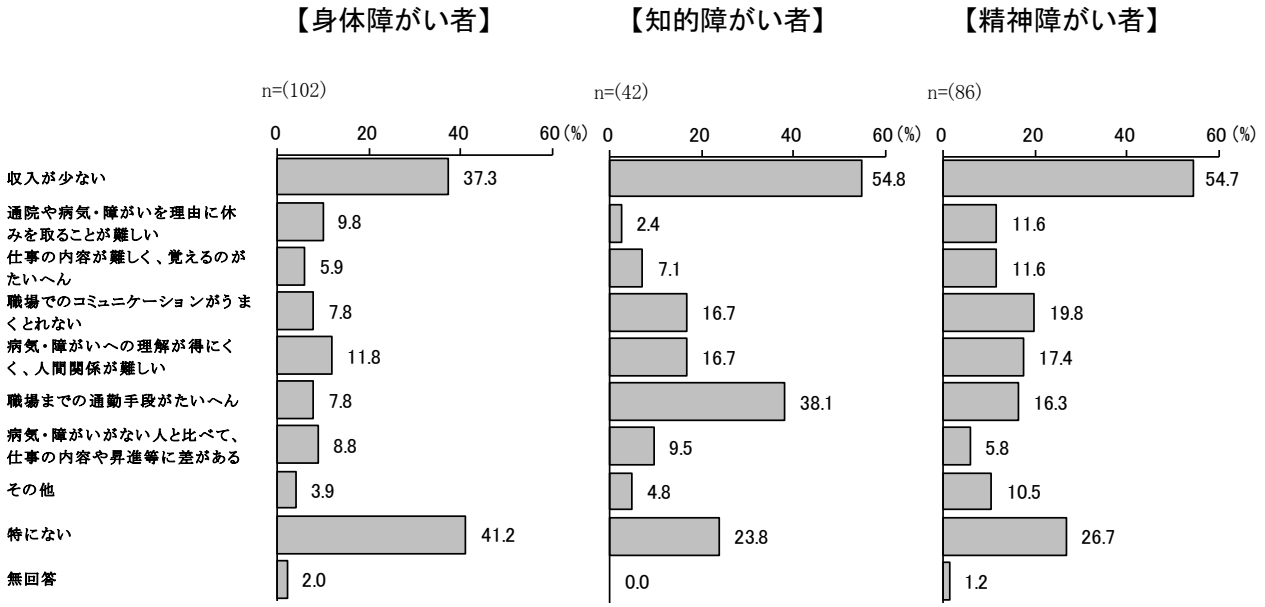

（４）仕事を選ぶために特に大切だと思うこと（該当するもの３つまで回答）

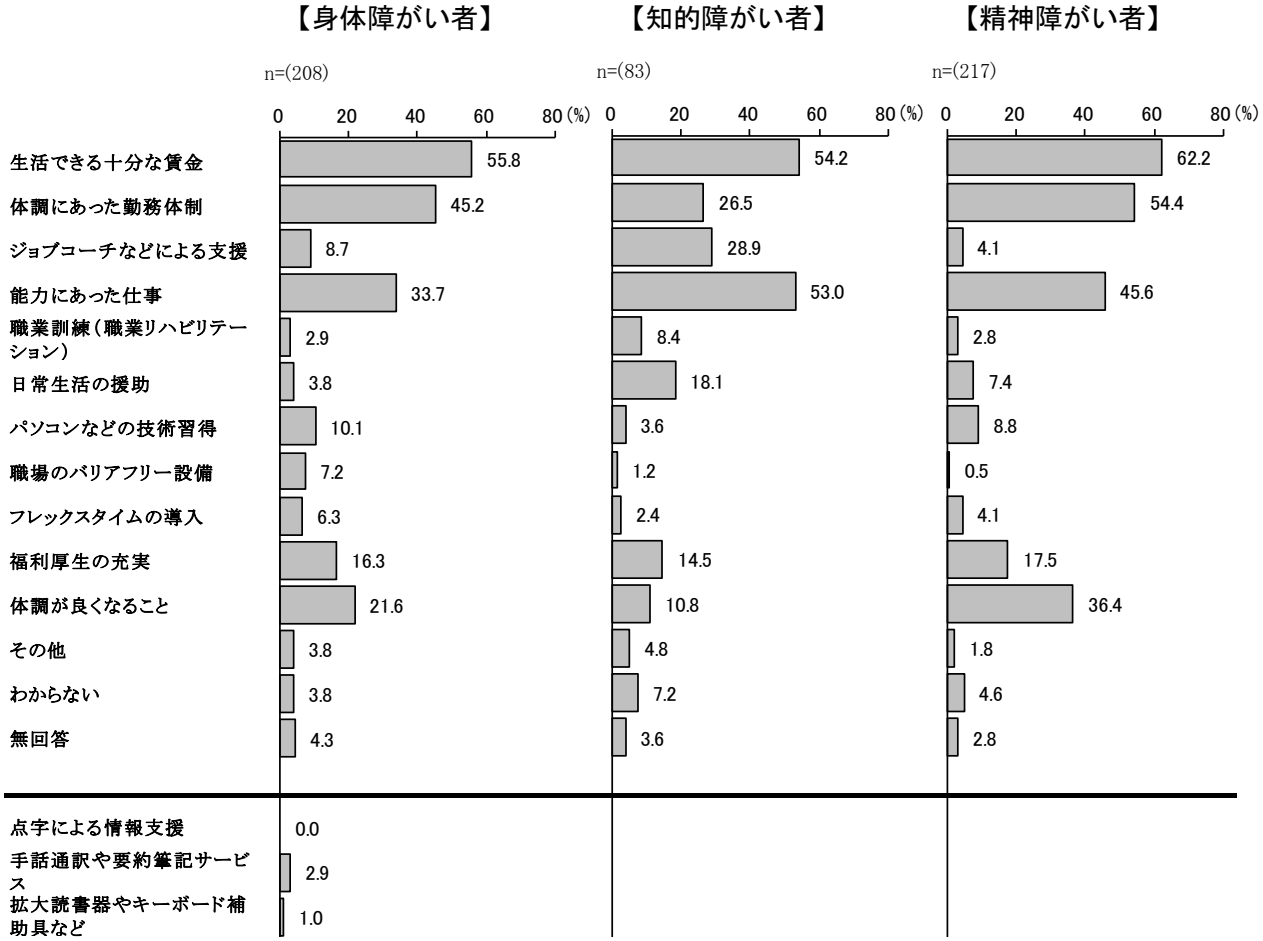

４．外出について

（１）外出時の交通手段（該当するもの１つに回答）

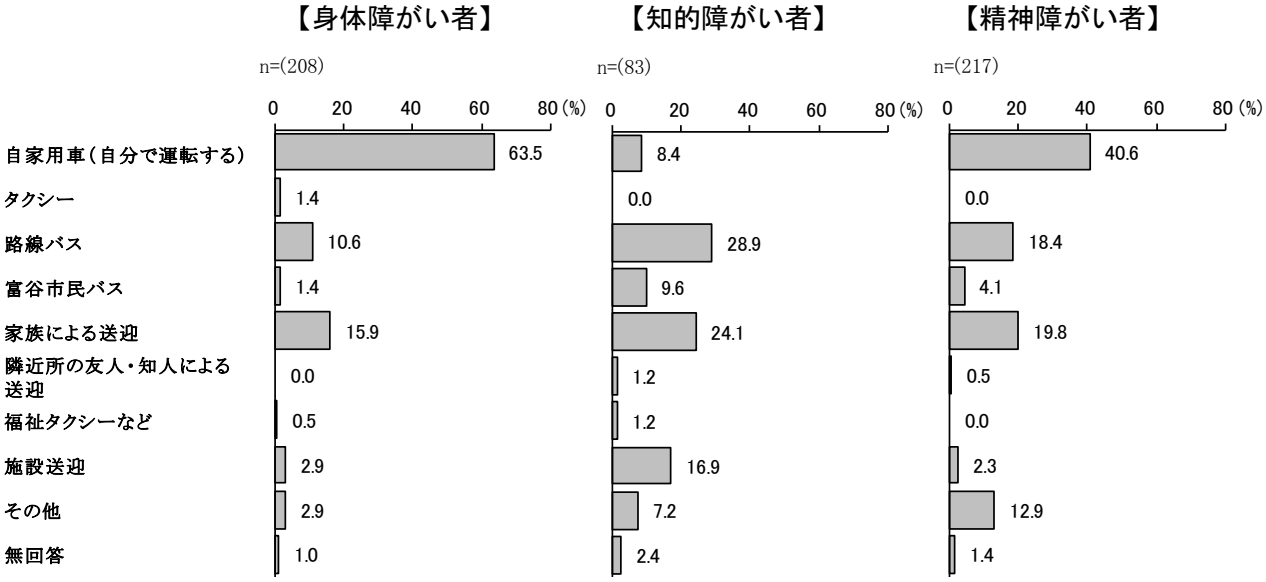

（２）外出時の不安（該当するもの３つまで回答）

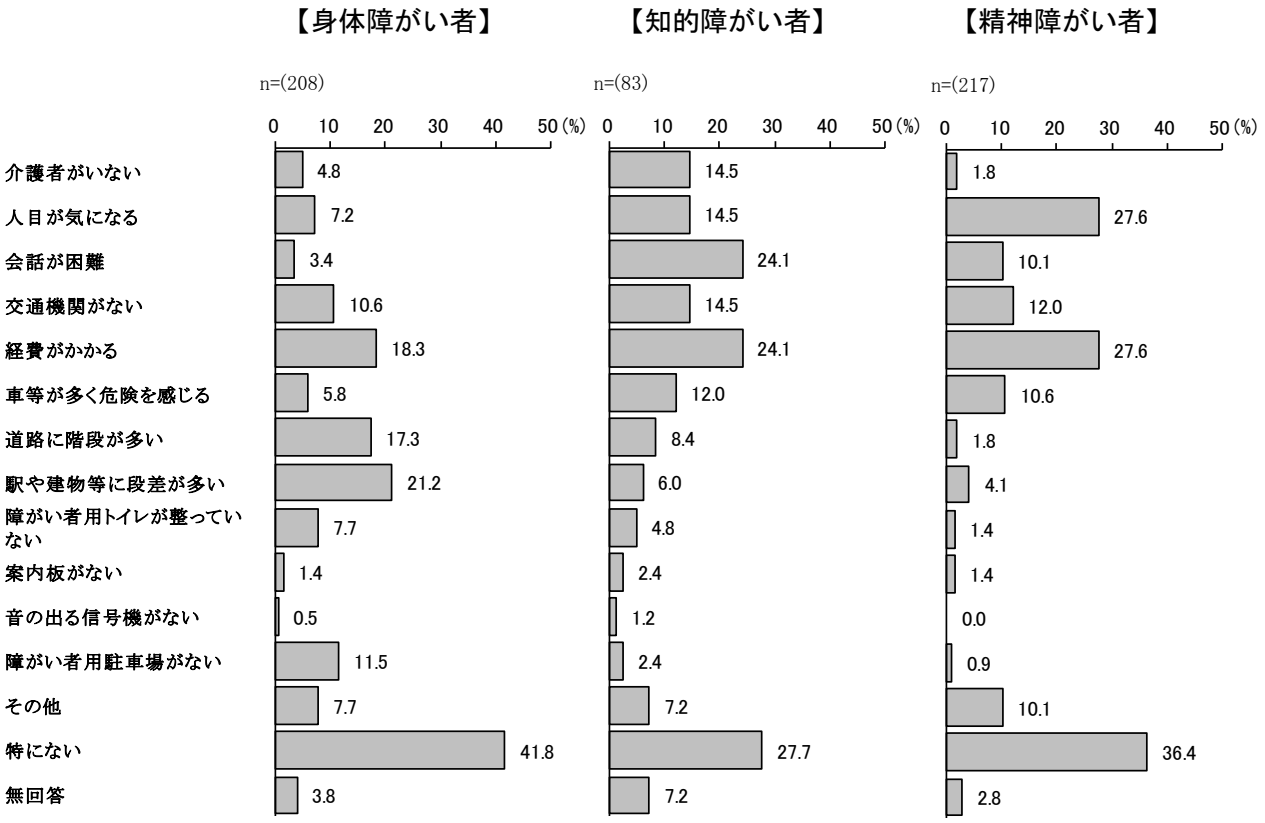

５．とみぱすについて

（１）とみぱすの申請・利用状況（該当するもの１つに回答）

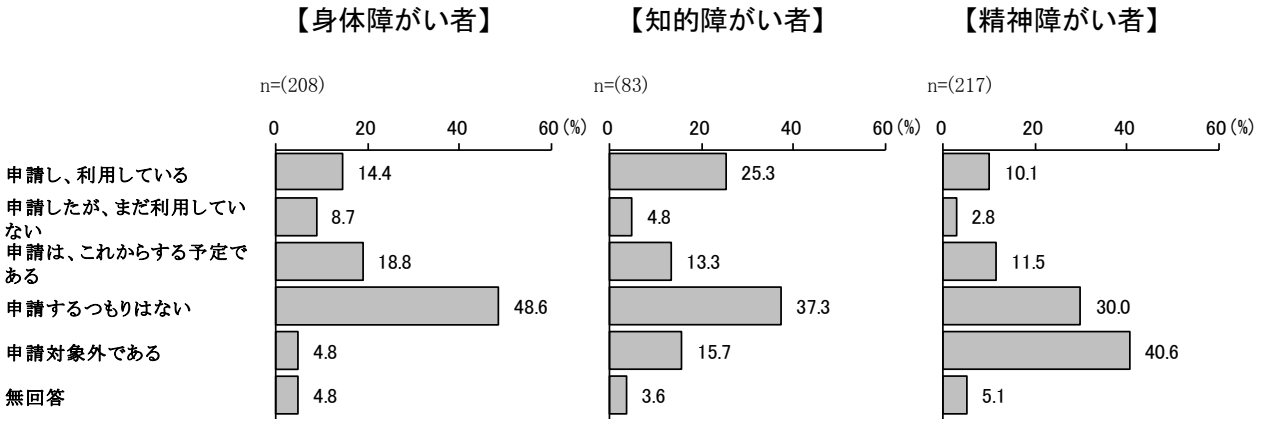

（２）とみぱすを申請しない理由（該当するものの１つに回答）

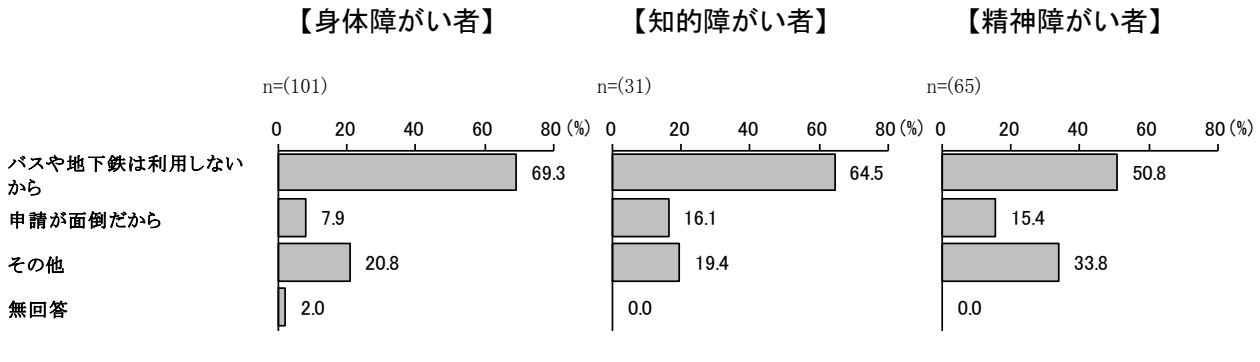

６．地域とのかかわりや社会参加について

（１）近所付き合いの程度（該当するもの１つに回答）

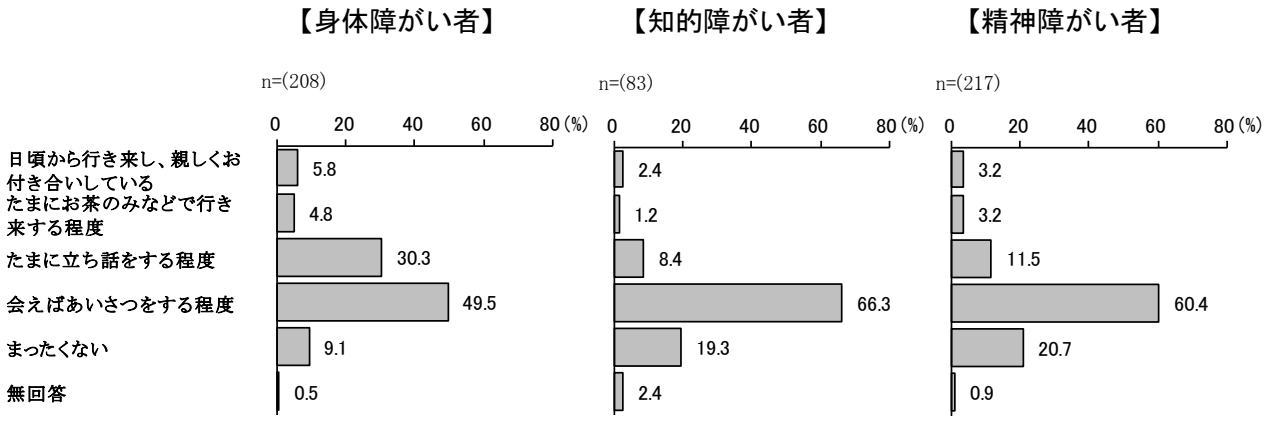

（２）地域活動の参加状況（該当するものすべてに回答）

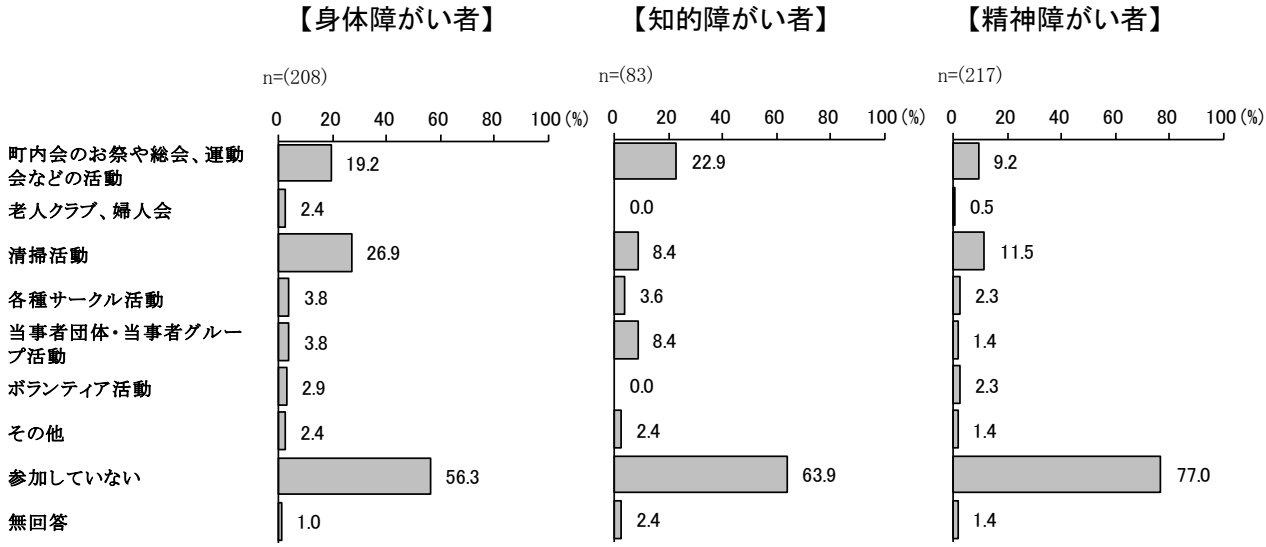

（３）社会活動に参加するために必要なこと（該当するもの３つまで回答）

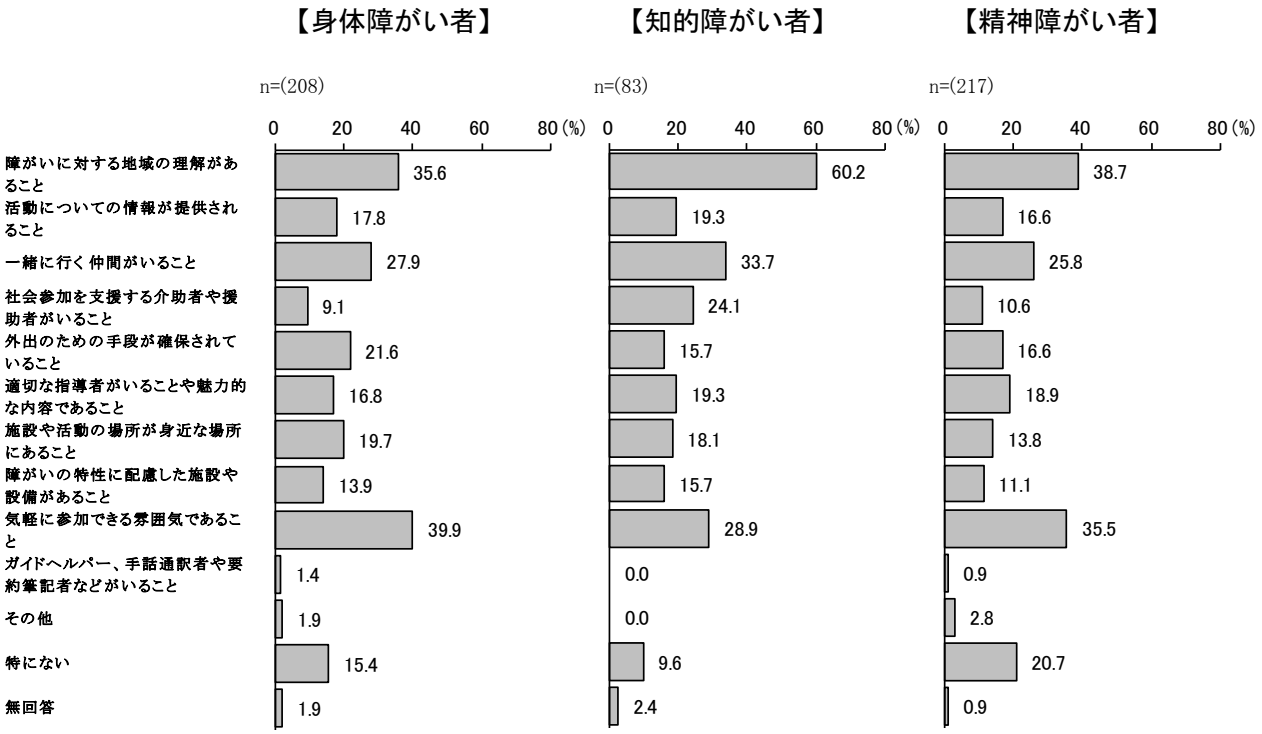

７．災害時について

（１）災害時の不安（該当するもの３つまで回答）

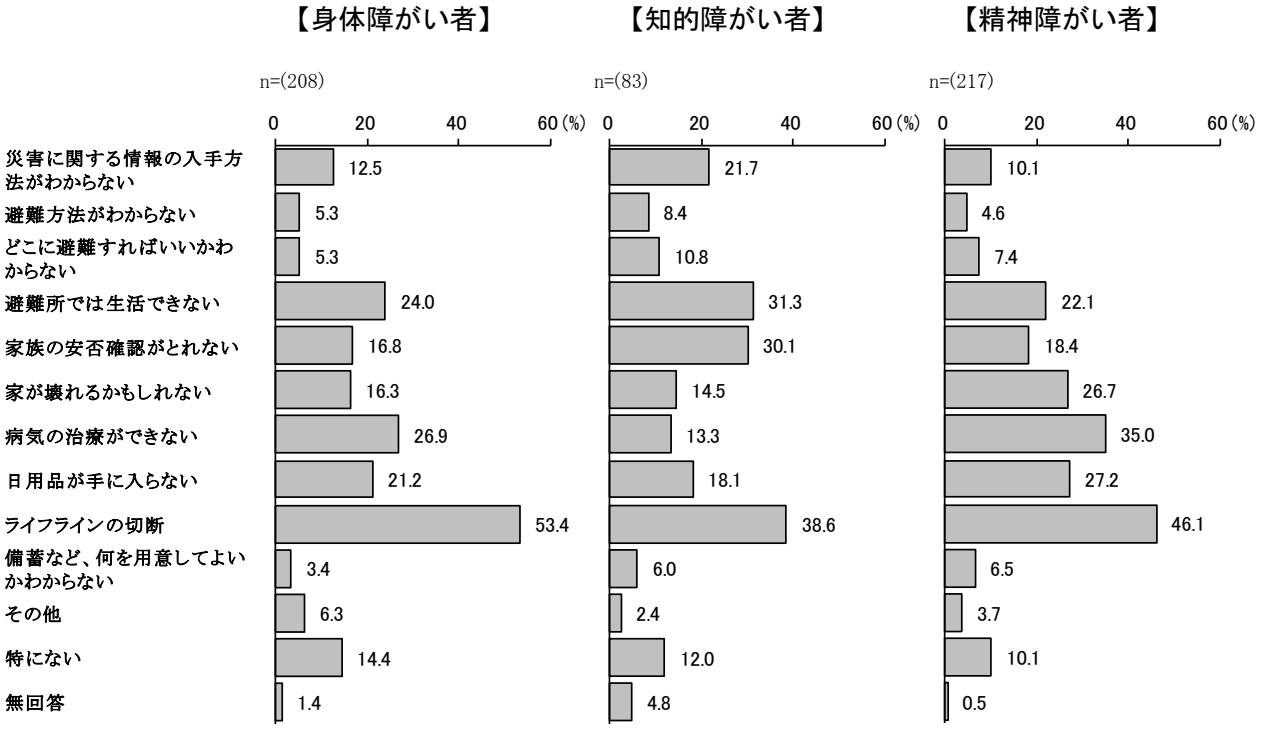

（２）避難所で生活できない理由（該当するものすべてに回答）

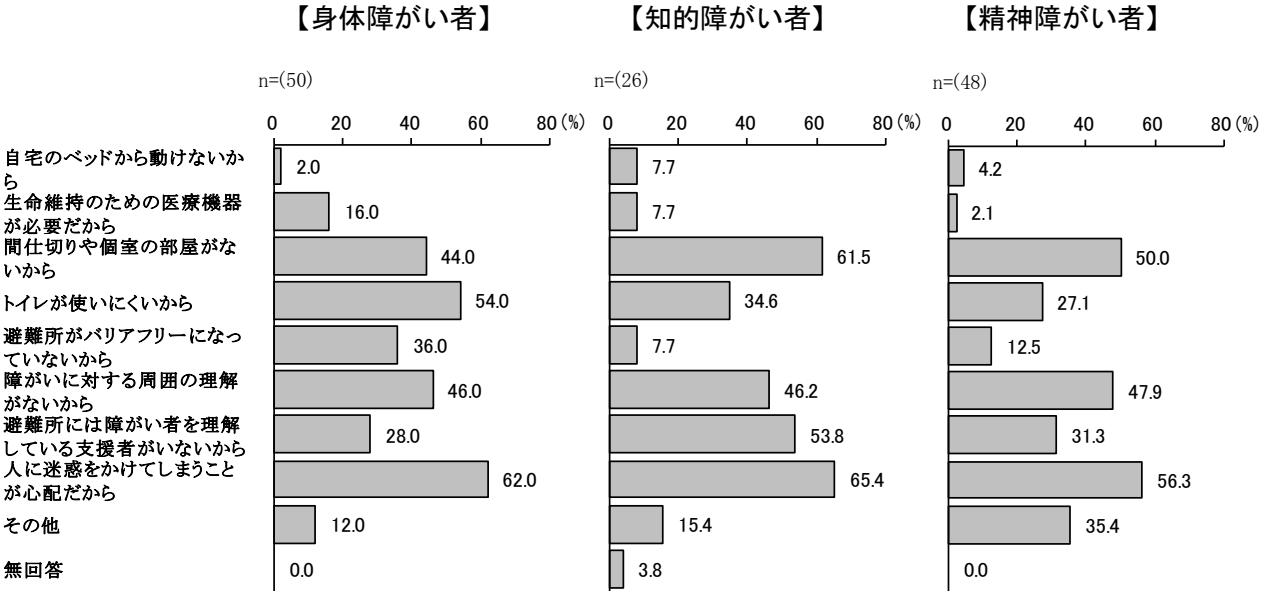

８．悩みと相談先について

（１）福祉サービスなどの必要な情報収集方法（該当するもの３つまで回答）

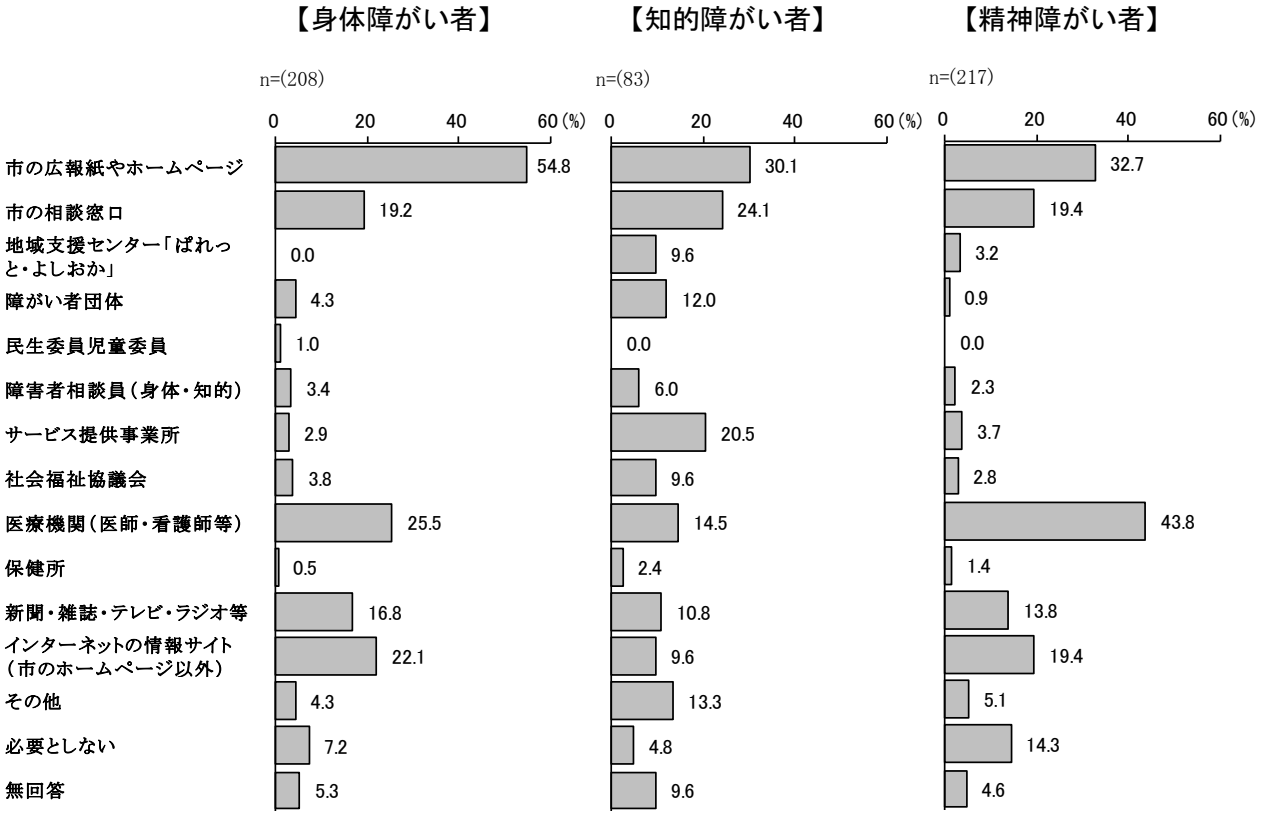

（２）不安や悩みの相談窓口に求めること（該当するもの３つまで回答）

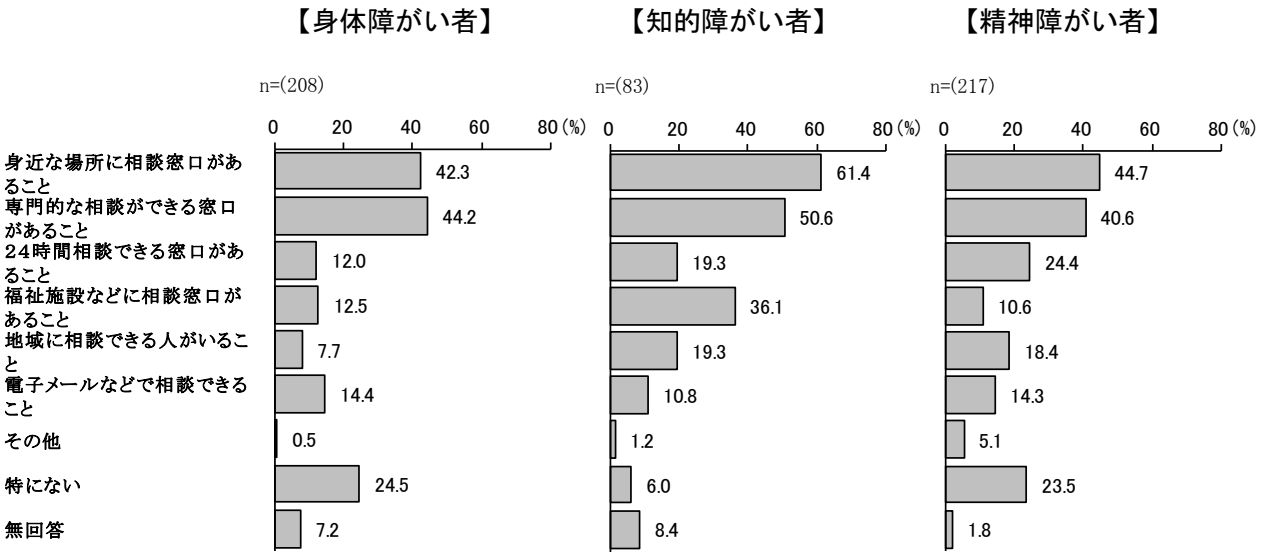

９．福祉サービスや制度について

（１）福祉サービス利用後の生活の変化（該当するものすべてに回答）

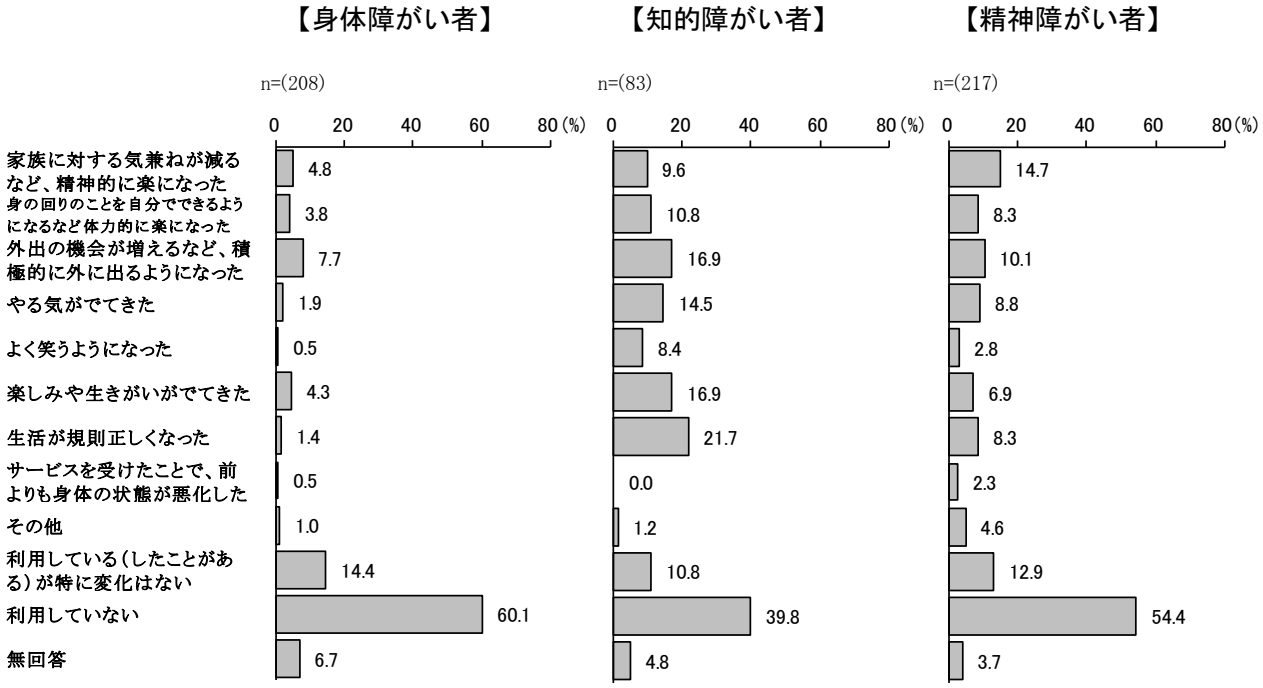

（２）介助（介護）家族の権利擁護事業・成年後見制度の認知度と利用意向

（該当するもの１つに回答）

［権利擁護についての認知度］

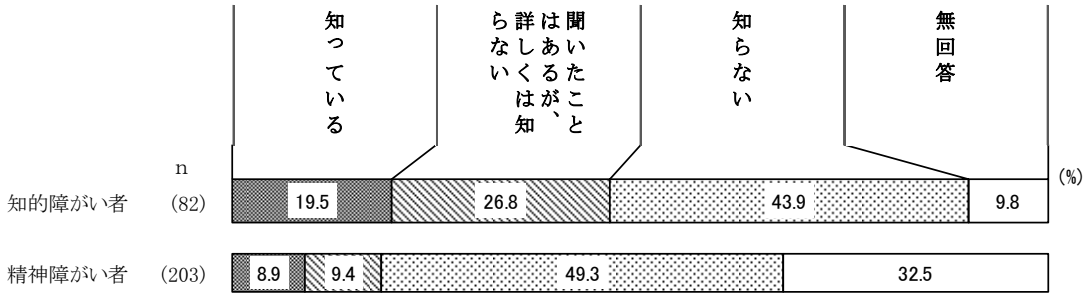

［成年後見制度についての認知度］

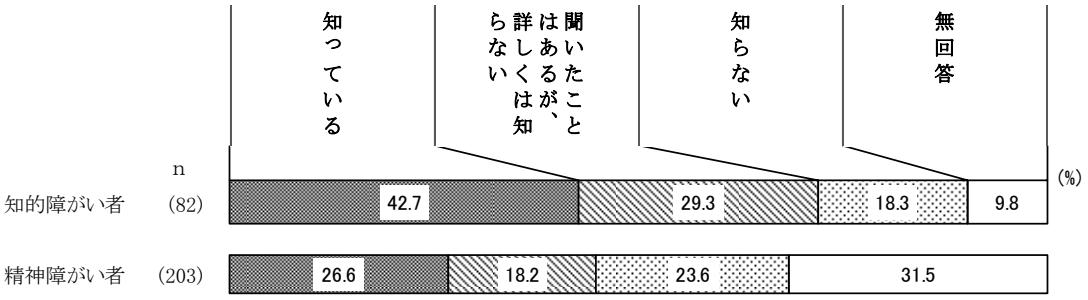

第３　調査結果から見る課題

１．健康状況について

健康のための取り組みでは、食事や規則正しい生活を心掛けている方が約 3～5 割となっているほか、散歩やウォーキング、定期健診、趣味や楽しみ、歯磨きなどを行っている方が多くなっています。しかし、三障がいとも特に取り組みを行っていない方が 1 割前後おり、障がいによっては運動制限もあるため、個々人の状況やそれぞれの障がい特性を捉えたうえで、気兼ねなく取り組める健康づくりを進めていくことが必要です。

取り組んでいない理由については、「何をしたらいいかわからない」「必要性を感じていない」「ひとりでは長続きしない」の回答が多かったため、仲間作りやサイクルの確立ができる健康のための機会と場の提供を進めていくことが必要です。

２．生活状況について

生きがいや楽しみは、三障がいとも、働くことや趣味・習い事、買い物、友人・知人と過ごす等が多く、外出することが生きがいや楽しみとなっています。一方で、精神障がい者は「特にない」が約 2 割となっており、生きがいや楽しみにつながる事業の周知やきっかけづくりが必要です。

将来希望する生活の場は、三障がいとも障がい者本人は「自宅」が最も多いものの、知的障がい者は「自宅」が 45.8%、「グループホーム」が 38.6%と 2 極化しています。また、精神障がい者の 12.4%は「公営住宅・民間賃貸住宅・アパート」を希望しています。

介助者の希望としては、知的障がい者では「自宅」「グループホーム」が約 4 割と本人と同傾向となっています。精神障がい者では無回答割合が約 3 割と多く、将来の見通しが見出せないと推測されます。自宅でも安心して生活できるよう、在宅サービス等の整備や、介助者の高齢化などに対応するための環境整備、家族に対する支援の強化が必要と考えられます。

将来希望する生活場所で暮らすため必要な支援は、三障がいともに家族への支援が前回調査と同様に最も多く、特に知的障がい者では約 7 割を占め、今後も家族に対する支援体制を一層強化していく必要があります。また、就労の場や医療機関への支援のニーズも高く、住みなれた地域で安心して障がい者が自立生活を過ごしていくためにも、就労の場の確保、医療機関との連携強化が必要です。

３．仕事について

身体障がい者の就労率は 49.8％で、その就労形態は、正社員が 51.0％、パートやアルバイトなどが 33.3％となっています。一方、29.3％が「仕事の予定はない」と回答しており、身体機能の状態に応じた就労支援が必要です。

知的障がい者の就労率は 51.9％で、その就労形態は、正社員が 11.9％、パートやアルバイトなどが 38.1％、就労継続支援事業所（A 型・B 型）が 47.6％となっています。仕事の悩みでは 38.1％が「職場までの通勤手段」をあげており、企業や事業所等の就労先との連携とともに通勤支援等の検討が必要です。

精神障がい者の就労率は 40.8％で、その就労形態は、正社員が 27.9％、パートやアルバイトが 46.5％、就労移行支援事業所が 16.3％であり、働ける世代に対する就労支援が必要です。

仕事の悩みは、それぞれの障がい特性により状況が異なっていますが、「収入が少ない」が三障がいとも 4 割～5 割を占めており、障害者就労支援事業所における受注の機会や販路の拡大及び市役所での物品などの優先調達を推進する等、工賃の水準が向上するような連携支援が必要です。さらに、知的障がい者と精神障がい者では、職場のコミュニケーションや障がいへの理解不足が 2 割弱あげられており、企業への障がい者に対する理解促進等、就労環境の整備が必要です。

仕事を選ぶ上で大切なことは、三障がいとも金銭面と合わせて「体調にあった勤務体制」、「能力にあった仕事」を重要視していることから、心身の状況や得意な分野を生かす就業マッチングを図るため、障害者就業・生活支援センターを中心とする圏域での就労支援ネットワークを活用しながら、それぞれの障がい特性に適した支援を強化する必要があります。

４．外出について

外出目的は、三障がいとも「買い物」や「仕事」、「医療機関」を中心に、外出頻度は週 2 日以上と高い傾向にあり、自家用車や家族の送迎、バスなどそれぞれの障がいの程度により割合に違いがあるものの、移動先は大半が市内です。

今後、本人や介助者の高齢化が進み、「自家用車の運転」が困難となることが予想されるため、多様な買い物の方法や公共交通機関との連携等、日常生活環境の整備が必要です。

外出時の不安は、身体障がい者では「階段」や「駅等の段差」、知的障がい者では「会話が困難」、精神障がい者では「人目が気になる」の割合が高い傾向にあり、三障がいともに「経費がかかる」が 2～3 割の回答があったため、それぞれの障がい特性に対応した環境の整備や交通・移動への対策が求められています。

５．とみぱすについて

とみぱすの申請と利用状況は、バスの利用頻度が高い知的障がい者で「申請し、利用している」が 25.3%とほかの障がいより多くなっており、「申請は、これからする予定である」は身体障がい者が最も多く 18.8%、知的障がい者は 13.3%、精神障がい者は 11.5%となっています。

一方、三障がいともに申請予定がない方が約 3～5 割を占めています。

意向調査において自家用車の利用が多い実態が見えていることと、公共交通機関の利用が困難な方からタクシーなどの助成を求める意見もあります。

今後、高齢化が進行することで、自家用車に替わる交通手段のニーズも高まると予想されることから、引き続きとみぱすの理解促進を図るとともに、障がい特性にあった日常的な障がい者の外出を支援していく必要があります。

６．地域とのかかわりや社会参加について

近所付き合いは、三障がいとも「会えばあいさつをする程度」が最も多く、身体障がい者は約 5 割、知的障がい者と精神障がい者は 6 割以上となっています。

一方、「まったくない」が身体障がい者は 1 割弱、知的障がい者は 6 割半ば、精神障がい者は約 6 割と、障がいの種別による違いが浮き彫りとなっています。

地域活動への参加についても、三障がいとも半数以上が参加していない状況で、参加するために必要なこととして、「障がいに対する地域の理解があること」「気軽に参加できる雰囲気であること」「一緒に行く仲間がいること」等を求めていることから、地域の理解を深め、声がけをして誘い合わせるなど、日ごろからの交流しやすい環境づくりが必要と考えられます。さらに、それぞれのニーズにあった地域活動等の取り組みを推進していくことが求められています。

７．災害時について

災害時の不安は、三障がいとも東日本大震災で体験した「ライフラインの切断」が最も多く、次いで「避難所では生活できない」「家族の安否確認がとれない」「病気の治療ができない」などとなっています。

避難所で生活できない理由として、「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」「トイレが使いにくいから」「間仕切りや個室の部屋がないから」「避難所には障がい者を理解している支援者がいないから」「障がいに対する周囲の理解がないから」等が挙げられており、さらに知的障がい者は「避難所には障がい者を理解している支援者がいないから」が過半数を超え、障がいに対する地域の方の理解促進と、支援者の拡充が必要となっています。避難生活のあり方としては、障がい者に配慮した避難所の整備に加え地域住民と障がい者などがお互い助け合いができ、住みなれた自宅で安心して暮らせる支援の体制が求められます。

８．悩みと相談先について

相談する上で窓口に求めることは、三障がいとも「身近な場所が相談窓口にあること」「専門的な相談ができる窓口があること」「福祉施設などに相談窓口があること」を強く求めており、身近な地域で専門的な助言や指導が行えるよう、相談窓口の周知・強化に加えて、相談支援体制の確保に努めることが重要です。

福祉サービスなどの必要な情報は、身体障がい者と知的障がい者は「市の広報紙やホームページ」、精神障がい者は、「医療機関（医師・看護師等）」が最も多くなっています。これらに加えて三障がいとも「市の相談窓口」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等」「インターネットの情報サイト（市のホームページ以外）」などが上位に挙げられていますが、知的障がい者ではこのほかに「サービス提供事業所」「障がい者団体」なども多くなっています。三障がいとも収集している割合が高い「市の広報紙やホームページ」において、今後も情報発信に努めるとともに、情報提供の取り組みを一層推進する必要があります。

９．福祉サービスや制度について

福祉サービス利用後の生活の変化は、知的障がい者は「生活が規則正しくなった」や「楽しみや生きがいがでてきた」、「積極的に外出するようになった」が多く、精神障がい者は「家族に対して気兼ねが減った」などと、好転した回答が多くなっています。

一方で、知的障がい者は約４割、精神障がい者は５割半ば、身体障がい者の約６割はサービスを利用していない方です。

現状として、サービス利用を必要としていない方も多いと推測されますが、障がい者自身や介助者の高齢化、また障がい程度の進行により、福祉サービスの需要増が想定されるため、今後、障がい者が円滑にサービスを利用できるような基盤整備が必要であり、障がい者とその家庭のニーズに応じたサービス提供が必要です。

知的障がい者を介助（介護）している家族における権利擁護事業の認知度は、「知っている」が 19.5%、成年後見制度の認知度は、「知っている」が 42.7%となっています。今後の利用意向は、権利擁護事業と成年後見制度ともに「今は必要ないが、将来利用してみたい」が最も多く、権利擁護事業では 46.3%、成年後見制度では 50.0%と、今後利用することを想定している方が多くなっていることから、必要になった場合に利用できる環境整備が必要です。

精神障がい者を介助（介護）している家族における権利擁護事業の認知度は、「知っている」が 8.9%、成年後見制度の認知度は、「知っている」が 26.6%と知的障がい者に比べ認知度は低く、情報発信の整備・強化を図る必要があります。今後の利用意向は、権利擁護事業と成年後見制度ともに「わからない」が約４割と最も多く、また、無回答も約３割と、今後の意向未定の方が約７割を占めています。現段階では利用が未定の方でも将来必要となる可能性も考えられるため、今後も制度の周知が重要です。

第４　障がい児の保護者ヒアリング調査から見る課題

１．障がい児の保護者ヒアリング調査から見る課題

富谷市手をつなぐ育成会（知的障がい者の親の会）、いっぽの会（自閉症スペクトラムやＡＤＨＤ等の発達障がいをもつ子どもの親の会）等の障がい者団体が活動を行っていますが、各会の参加者からは、相談、情報交換、勉強会の開催など、幅広い年齢層の先輩からの助言があるため、不安の軽減や組織を通じて要望を訴えやすいメリットがあるという評価を得ています。

新規加入者はやや停滞しており、その要因として活動団体の認知度が低いことが考えられます。このため、会員による積極的な声掛けや活動内容の広報に加え、周知のための支援が必要です。

障がい児は、環境の変化に弱い特性があり、クラス替えや進学の切り替え時期、福祉サービスの利用時には、児童とその保護者の心身の不安を軽減し、情報の入手と共有がスムーズになるような進め方と関係機関の連携強化が重要です。

児童発達支援や放課後等デイサービスの福祉サービスの充実のほか、学校における指導についても、個々の障がい児の長所を伸ばし、将来生きていく力を育む療育・教育が求められています。

また、障がい児の地域への参画がしにくい現状があり、コミュニケーションが難しい障がい特性から、保護者が地域活動や近所付き合いに対して遠慮がちであることもわかっています。その一方で、地域の方が障がい特性を理解して、そっと見守り、時に声がけして、非常時には支援の手を差し伸べている実態もあります。

今後は、保育所・学校などのほか、企業・事業所など就労先、地域が、子どもの障がい特性についての理解が浸透するような学習機会の提供や広報、交流機会の一層の充実も必要です。

第５　障がい福祉サービス等事業所アンケート調査から見る課題

１．障がい福祉サービス等事業所アンケート調査から見る課題

前回調査時よりも圏域内のサービス事業所は増えていますが、依然として不足しているサービスも多くあり、今後も整備が必要です。

特に、医療的ケアが必要な方を対象としたサービスが当圏域内では少ない状況が続いています。また、緊急時に利用できる短期入所について必要性が多くあげられており、その際には障がい種別や年齢等を問わずに利用できるものが望まれていました。

虐待防止に向けた取り組みや障害者差別解消法に関する取り組みが進んできており、各事業所で取り組みが行われていることがわかりました。今後もより良いサービス提供が行われるよう、周知や啓発を行う必要があります。

防犯対策に関しては、平成28年7月相模原市で発生した障害者施設での事件を受け、当圏域内の事業所においても取り組みが始められている状況が明らかになりました。

地域生活支援拠点等整備については、関心は高まっているが、内容までは把握されていない状況がわかりました。昨年度と同様に富谷市・黒川地域自立支援協議会が主体となって研修会等を実施しながら内容について周知を図る必要があります。また、今後は地域生活支援拠点等整備を検討するプロジェクトを富谷市・黒川地域自立支援協議会として立ち上げ、整備へ向けて圏域一丸となって協議・検討を実施していきます。

事業所の課題や困りごととして、ほぼ半数の事業所から職員の人材育成・確保についてが課題としてあげられておりました。人材育成については、各事業所での取り組みも行われておりますが、当圏域のさらなる障がいサービスの充実に向け、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、どのような取り組みができるか今後検討を行う必要があります。

地域交流については開設時期が新しい事業所が多いこともあり、今後取り組んでいくという事業所も多くあり、富谷市・黒川地域自立支援協議会を活用した横断的な強化に加え、地域交流の推進も課題となっています。

資料：富谷市・黒川地域自立支援協議会「障がい福祉等事業所アンケート」より

第６　インタビュー調査（グループワーク）から見る課題

１．インタビュー調査（グループワーク）から見る課題

テーマ１． 障がい児について	意見内容
①療育（医療ケア（重度心身障がい児含む））	医療ケアも含め、相談支援及び支援サービス事業との連携が重要になります。すこやかファイル等を活用して、横の連携を強化する必要性があります。 一方、地域とのかかわりについては、近隣からの声がけや見守りが実践されている報告がある中で、さらなる地域交流の必要性があるという意見が挙げられていました。
②放課後の過ごし方	
③学校生活	
④地域とのかかわり	

テーマ２． 就職・就労について	意見内容
①就職時	本人の望む就労先が遠方である場合の交通手段や、就労先について本人と保護者の意見のすり合わせが必要となる場合が課題として挙げられました。 障がい者の働く場の拡大として持てる力を活かした作業の工夫や障がい特性に合わせた就労の在り方を検討する必要性などの意見が出されました。 一般就労では、企業から当事者の対応について相談できる機関がわからないとの意見もあり周知不足が懸念されていました。
②福祉的就労	
③一般就労	

テーマ３． 地域生活について	意見内容
①外出	精神障がい者と知的障がい者は外見で障がい者としての認識をされない場合があり、一般の方からは、困っていることがわかり難く誤解を受ける傾向にあります。そのような状況において、地域での生活が円滑に営めるには、地域が障がいについての理解促進する取り組みが必要です。地域のみならず、自身が地域でどのような生活を望むのかを確認し支援者との良好な関係作りも必要になるとの意見が聞かれました。
②精神障がい者の地域移行	
③地域で一人暮らしをするためには	

第７　障がい者計画・第４期障がい福祉計画の評価

１．障がい福祉サービスの推移

（１）障害者自立支援給付

［サービス種類別、自立支援給付（介護給付費・訓練等給付費）の推移（各年度３月利用分）］

（単位：時間・日・人）

事　業　名		第４期計画 見込量			第４期計画 実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	延時間	950	970	990	724	1,278	1,410
	実人数	45	47	50	36	35	37
日中活動系サービス							
生活介護	延日数	960	980	990	882	896	980
	実人数	50	52	54	47	44	48
自立訓練（機能訓練）	延日数	5	5	5	0	0	5
	実人数	1	1	1	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	延日数	40	60	80	26	50	105
	実人数	5	7	9	3	5	9
就労移行支援	延日数	240	250	260	94	164	177
	実人数	12	13	14	9	13	15
就労継続支援（Ａ型）	延日数	280	300	320	212	205	208
	実人数	15	16	17	12	10	10
就労継続支援（Ｂ型）	延日数	860	890	920	746	905	1026
	実人数	44	46	48	38	46	47
療養介護	実人数	3	3	4	3	5	5
短期入所	延日数	130	140	150	184	225	253
	実人数	44	47	49	18	29	28
居住系サービス							
共同生活援助	実人数	18	20	22	19	20	21
施設入所支援	実人数	19	18	17	19	18	18
相談支援事業							
計画相談支援	実人数	16	18	20	11	21	23
地域移行支援	実人数	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	実人数	1	1	1	0	0	0

資料：第４期市町村障害福祉計画進捗状況等調査　　※平成 29 年度は見込及び推計値

（２）地域生活支援事業

①市町村必須事業

［サービス種類別、地域生活支援事業（市町村必須事業）の推移（各年度末現在）］

（単位：人・事業所）

事　業　名		第４期計画 見　込　量			第４期計画 実　　績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
相談支援事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	実人数	50	59	68	83	75	80
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	無	無	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	実人数	2	3	3	2	3	3
日常生活用具給付等事業	実人数	80	84	86	92	96	105
移動支援事業	事業所数	13	14	15	14	16	18
	実人数	13	15	18	14	11	11
地域活動支援センター事業 上段：平日（基礎事業） 下段：土日（余暇支援：機能強化事業）	登録者数	32	35	38	25	22	18
		39	41	43	36	26	22

資料：行政実績報告　※平成 29 年度は見込及び推計値

②市町村任意事業

［サービス種類別、地域生活支援事業（市町村任意事業）の推移（各年度末現在）］

（単位：人・日）

事　業　名		第４期計画 見　込　量			第４期計画 実　　績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	3	3	3	3
	延日数	151	151	151	111	146	140
日中一時支援事業	実人数	4	4	4	3	6	6
	延日数	194	194	194	109	344	386
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人数	5	6	7	9	5	8

資料：行政実績報告　※平成 29 年度は見込及び推計値

第Ⅲ章　計画の基本理念と体系

第１　施策の基本的な考え方

１．障がい者計画の基本理念と第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の方針

～　基本理念　～

障がい者が住みなれた地域で
安心して暮らせるまちづくり

第５期障がい福祉計画の方針

本計画は、富谷市の障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等を目的とし、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを支援していくものとします。なお、前述の目的を達成するためにより身近な相談支援体制を強化していき、サービス提供の安定化や計画的な支援体制を推進していくこととします。

第１期障がい児福祉計画の方針

本計画は、障がい児の健やかな育成のための発達支援体制を整備するため、ライフステージに応じた適切な支援体制を構築することとします。また、障がい児の支援について部署間や専門機関との連携を図り、切れ目のない継続した支援を行うこととします。なお、サービスの提供にあたっては相談事業所との連携において必要な方へ適切なサービスを計画的に提供することとします。

≪障がい者計画≫

～　事業体系　～

１　自立して共につながるまちづくり

２　楽しみや生きがいのある生活が送れるまちづくり

３　家族や地域で共に支えるまちづくり

≪第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画≫

～　事業の展開　～

１　自立支援給付事業・障がい児通所支援事業の推進

２　地域生活支援事業の推進

２．障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の体系

【障がい者計画】

基本理念	事業体系	施策の展開
障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり	**１ 自立して共につながるまちづくり**	**第１　自立した生活の実現** １．サービスの充実と質の向上 ⑴障がい福祉サービスの充実に向けた取り組みの方向性 ２．相談支援体制の向上 ⑴相談支援体制の整備 ⑵ケアマネジメントの充実・整備 ３．雇用促進・就労支援の充実 ⑴就労に向けた支援・就労後の支援 ⑵就労機会の拡大
		第２　安心して暮らすための体制の充実 １．保健福祉事業の充実 ⑴各種手帳の交付及び各種割引制度の周知 ⑵在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業 ⑶知的障害者グループホーム体験ステイ事業 ⑷給食サービス事業 ⑸災害時要支援者台帳の登録 ⑹緊急通報システム事業 ⑺小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 ２．療育・教育・医療の連携体制 ⑴就学前・就学時・就学後の支援 ３．地域生活支援事業の充実
	２ 楽しみや生きがいのある生活が送れるまちづくり	**第３　安心安全な移動支援** １．とみぱすの円滑な運営 ２．交通弱者対策の推進 ３．余暇活動の推進
	３ 家族や地域で共に支えるまちづくり	**第４　障がいに対する理解の推進** １．障がい者への理解促進 ⑴障がいの理解促進 ⑵障がい施設等からの優先調達 ２．権利擁護の推進 ⑴障がい者虐待の予防 ３．安全・安心な暮らしの確保 ⑴地域の防災対策の強化 ⑵地域ぐるみの見守り体制の強化
		第５　家族介護（養護）者支援の充実 １．家族介護者支援の充実 ２．障がい者団体の充実

【第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画】
事業の展開

１　自立支援給付事業・障がい児通所支援事業の推進

第１　第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の事業

１．自立支援給付（第５期障がい福祉計画）

⑴訪問系サービス
①居宅介護　②重度訪問介護　③同行援護
④行動援護　⑤重度障害者等包括支援）

⑵日中活動系サービス
①生活介護　②短期入所
③自立訓練（機能訓練・生活訓練）
④就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援Ａ型、Ｂ型・就労定着支援）
⑤療養介護

⑶居宅系サービス
①自立生活援助　②共同生活援助（グループホーム）
③施設入所支援

⑷相談支援系サービス
①計画相談支援　②地域移行支援　③地域定着支援

２．障がい児通所支援事業（第１期障がい児福祉計画）
①児童発達支援　②医療型児童発達支援
③放課後等デイサービス　④保育所等訪問支援
⑤居宅訪問型児童発達支援　⑥障害児相談支援
⑦福祉型障害児入所支援　⑧医療型障害児入所支援
⑨医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整

２　地域生活支援事業の推進

第２　地域生活支援事業

１．必須事業
①相談支援事業（基本相談支援事業）
②成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
③理解促進研修・啓発事業
④自発的活動支援事業
⑤意思疎通支援事業
⑥日常生活用具給付等事業
⑦移動支援事業
⑧地域活動支援センター事業

２．任意事業
①訪問入浴サービス事業
②日中一時支援事業
③自動車運転免許取得・改造助成事業

第３　成果目標

１．国の指針による成果目標の設定
⑴福祉施設の入所者の地域生活への移行
⑵精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
⑶地域生活支援拠点等の整備
⑷福祉施設から一般就労への移行
①一般就労への移行
②就労移行支援利用者数の増加
③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加
④就労定着支援事業による職場定着の促進
⑸障がい児支援の提供体制の整備
①障がい児発達支援センターの整備
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備
④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備
⑤医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

３．計画の重点方針

本計画は、以下の４つの重点方針に基づいて進めます。

３－１．ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進

発達に支援が必要な子どものライフステージに沿って、それぞれの支援が提供されていますが、環境の変化に伴い支援が途切れることがないよう、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが必要です。

発達障がい児や重症心身障がい児及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との緊密な連携により、切れ目のない支援等が可能となるような取り組みを推進し、成長段階に応じた支援ネットワークの形成による体制整備を図ります。

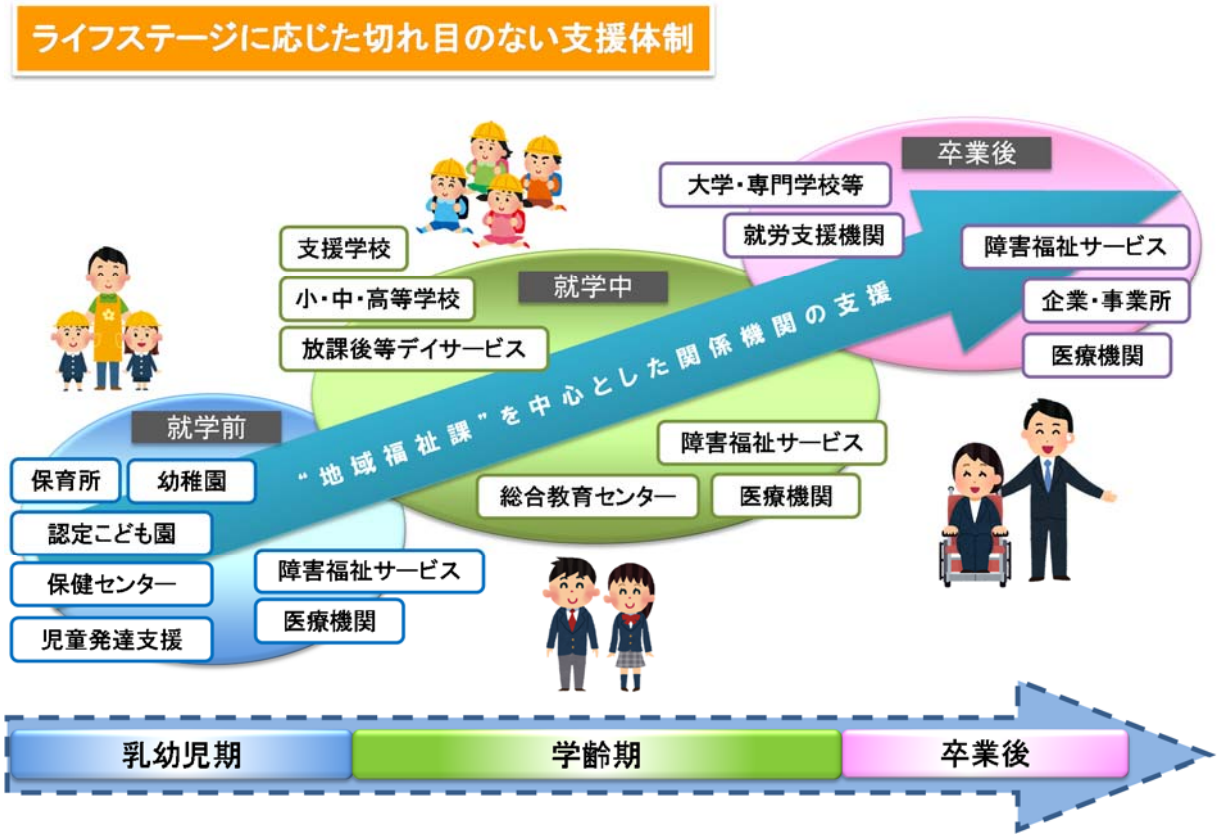

３－２．富谷市における障がい者に対応した地域包括ケアシステム

富谷市における地域包括ケアシステムとは、障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）等、地域全体で助け合いを包括的に行う体制です。地域において障がい者が生活支援サービス等を切れ目なく利用することができ、安心して自立生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向け、全体方針として地域包括ケアシステムを推進します。

富谷市の障がい者に対応した地域包括ケアシステムのイメージ図
病気になったら・・・
医療
■病院
●急性期、回復期、慢性期
■日常の医療
●かかりつけ医、有床診療所
●精神科デイケア
●精神科訪問看護
●地域の連携病院
●歯科医療、薬局
訪問
通所・入院
通所・入院
■交通支援
●とみバス
●市民バス無料乗車証
●障害者割引
■地域生活支援事業
●成年後見制度
●日常生活用具給付事業
●移動支援事業
●訪問入浴サービス事業　等
■在宅系（障害福祉サービス）
●居宅介護
●生活介護
●短期入所
●就労継続支援
●自立訓練　等
介護・訓練等の支援が必要になったら・・・
障がい福祉・介護
■施設・居住系サービス
●施設入所支援
●共同生活援助
●宿泊型自立訓練　等
訪問
住まい
・自宅（持ち家・借家・公営住宅等）
・施設やグループホーム　等
安心して自分らしく暮らすために・・・
社会参加（就労）・地域の助け合い
■在宅系（介護保険サービス）
●訪問介護
●訪問看護
●通所介護
●小規模多機能型居宅介護
●短期入所生活介護
●福祉用具
●24時間対応の訪問サービス　等
■施設・居住系サービス
●介護老人福祉施設
●介護老人保健施設
●認知症共同生活介護　等
■介護予防サービス
■経済的支援
●障害年金
●特別児童扶養手当
●障害児福祉手当
●特別障害者手当
●心身障害者扶養共済制度
●在宅酸素療法着酸素濃縮器利用助成金
●心身障害者医療費助成制度
●自立支援医療（更生医療）の給付
●自立支援医療（育成医療）の給付
●自立支援医療（精神通院医療）の給付
お困りごとはなんでも相談・・・
様々な相談窓口
■精神保健福祉センター（複雑困難な相談）
■発達障害者支援センター（発達障害）
■保健所（精神保健専門相談）
■障害者就業・生活支援センター（就労）
■ハローワーク（就労）
■市町村（精神保健・福祉一般相談）
■基幹相談支援センター（障害）
■指定特定相談支援事業所（障害）
■地域包括支援センター（高齢）
相談業務やサービスのコーディネートを行います。
企業、ピア・サポート活動、町内会、近隣の方々、民生委員児童委員、障がい者相談員、ボランティア、NPO 等
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、市町村
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、保健所
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

３－３．地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点とは、障がい者（児）の重度化・高齢化、介護・介助をしている親亡き後への備えとして、相談、体験の機会の場として、さらに、入所施設や病院等からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者（児）とその家族の緊急事態に対応を図るため、以下のような機能を持つ拠点をいいます。

国の目標では、平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点を、圏域または市町村において 1 か所以上整備することとなっています。

本市では、平成 31 年度末までに、富谷市・黒川地域自立支援協議会において 1 か所整備を予定しています。

【地域生活支援拠点の機能】

①相談（地域移行、親元からの自立 等）

②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム 等）

③緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上 等）

④専門性（人材の確保・養成、連携 等）

⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置 等）

３－４．相談体制の充実

本市は市制移行により、福祉事務所を設置しました。福祉事務所の設置により、かつては県が行っていた各種事務を市の事務として行うことになりました。

そのことにより、自治体としての権限が強化され、障害児福祉手当に関する事務、特別障害者手当に関する事務等については迅速な対応ができるなど、よりきめ細かな住民生活へのサポートと行政サービスが提供できるようになりました。

また、障がい者相談支援体制の充実を図るため、相談支援専門員等による相談支援窓口を開設することにより、ライフステージに対応した切れ目のない支援や、障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

第Ⅳ章　障がい者計画の施策の展開

第１　自立した生活の実現

１．サービスの充実と質の向上

（１）障がい福祉サービスの充実に向けた取り組みの方向性
（訪問系、日中活動系、居住系、その他の給付サービス）

現状と課題

現状として、サービス利用を必要としない方も多いと推測されますが、今後、介護者や家族の高齢化や障がい者自身の高齢化により福祉サービスの需要増が想定されます。

今後の取り組み

介護給付、訓練等給付など、障がいのある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択し、利用できるサービス基盤の整備を促進します。

障がい者が持てる力を発揮して自立した生活を営めるよう、必要とするサービスを選択し、利用できるサービス基盤整備を図ります。

２．相談支援体制の向上

（１）相談支援体制の整備

現状と課題

相談支援事業では、相談件数が社会参加や就労相談を中心に年々増加傾向にあります。また、重度化してからのサービス利用に関する相談も多く、専門分野の指定相談支援事業者との連携の強化が求められています。

本市の相談支援事業は、黒川地域４市町村共同により「地域支援センターぱれっとよしおか（大和町）」へ業務を委託し対応いただいています。

しかし、平成 24 年４月の障害者自立支援法の一部改正に伴い、障がい福祉サービスの利用にあたっては、事前に「サービス等利用計画」の作成が段階的に義務付けられ、平成 27 年４月からの完全義務化以降、新規の基本相談や一人ひとりへの細やかな対応が困難な状況となっています。

また、事業所が隣町にあるため、本市の利用者にとっては利便性に課題があります。なお、24 時間の緊急時対応については富谷市・黒川地域自立支援協議会にて実施体制等を検討中です。

今後の取り組み

相談支援事業では指定相談支援事業者への黒川郡内町村との共同委託を継続するとともに、事業者との連携を強化し、相談対応への体制を整えていきます。また、相談者のニーズを適確に捉えながら、地域資源等も活用したケアマネジメントに努め、質の高い地域生活を支援します。なお、既存の指定相談支援事業所に加え、市内指定相談支援事業所への委託拡充を図り対象者の相談に適正かつ適切な相談支援を行います。

（２）ケアマネジメントの充実・整備

現状と課題

障がい福祉サービスを必要とするすべての障がい者に対して、包括的かつ効果的にサービス提供が可能となるよう平成 24 年度よりサービス等利用計画を作成することが求められています。

このことにより、サービス等利用計画対象者が増加傾向にあり、今後更なる相談支援提供体制の拡大・拡充が求められます。

今後の取り組み

障がい者（児）が抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。特定相談支援事業所及び特定障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい者（児）の心身障がいの状況や、生活環境、日常生活の状況などを分析しサービス利用の意向を確認した上でサービス等利用計画を作成します。

また、一定期間ごとのモニタリングにより適切な障害福祉サービスを提供します。さらに、介護支援事業所との連携も視野に特定相談支援事業所の確保に努めます。

質の高いケアマネジメントにより対象者により良い支援が展開できるよう、特定相談支援事業所及び特定障がい児相談支援事業所に配置されている相談専門員の支援に努めます。

また、富谷市・黒川地域自立支援協議会においても地域の人材育成の一環として各種研修会等を開催いたします。

３．雇用促進・就労支援の充実

（１）就労支援に向けた支援・就労後の支援

現状と課題

就労移行支援事業所が市内３事業所開所となり利用者の選択肢が広がり、就労へ向けた環境整備が整いつつあります。ハローワークや宮城県障害者就業・生活支援センター等専門機関との連携により、より効果的な就労支援が求められます。

今後の取り組み

「障害者雇用促進月間（9 月）」を中心に、障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知徹底を図ります。市内外で開催する雇用に関するイベント等への参加や啓発の充実を図ります。また、各種雇用促進制度を活用して、事業者に雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請し、「宮城県障害者就業・生活支援センター」などと連携しながら、ネットワークづくりに努め、相談や情報提供を含めた就労の支援を図ります。

（２）就労機会の拡大

現状と課題

調査結果では、身体障がい者の就労率は 49.8%、知的障がい者は 51.9%、精神障がい者は 40.8%と、5～6 割が未就労者となっています。就労を希望する方が求める就労形態は、精神障がい者では会社等で正社員としての希望が多く、身体障がい者はアルバイト等が、知的障がい者は就労継続支援事業所での就労希望が多くなっています。

なお、市内における就労支援事業所は、就労移行支援事業所が 3 か所、就労継続支援 A 型事業所が 1 か所、就労継続支援 B 型事業所が 2 か所となっています。

今後の取り組み

対象者が身近な地域で自身に合う事業所を選べるよう、就労系事業所の設置推進に努めます。なお、就労支援事業所及びハローワーク等の関連機関との連携を強化し、障がい者の雇用の促進と安定を図るよう、支援します。

また、就労支援事業所等の賃金向上の一助となるよう、富谷市役所において優先調達目標を定め、供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

第２　安心して暮らすための体制の充実

１．保健福祉事業の充実

社会情勢の変化やニーズに柔軟に対応するための障害者総合支援法に定められるサービス以外の市の障がい福祉事業です。

（１）各種手帳の交付及び各種割引制度の周知

現状と課題

各種手帳交付の際に「障がい福祉サービスガイドブック」を配布し、市のサービスと民間業者による割引制度等のサービスの周知をしています。

そのため、制度の周知件数は手帳の交付件数に左右される状況であり、対象者が常に最新情報を得られるような工夫が必要です。

今後の取り組み

手帳交付は新規または病態の変化による等級変更時に限られており、配布した「障がい福祉サービスガイドブック」の内容がサービス利用時には変更している場合があるため、対象者がいつでも最新情報を確認できるよう周知方法について検討します。

（２）在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業

現状と課題

対象者の把握は、身体障害者手帳取得相談がファーストタッチとなる場合が多く、手帳交付時の配布資料による事業申請となる場合が多い状況です。このため、対象者本人への事業周知とともに、円滑に利用できるよう医療機関への事業周知も求められます。

今後の取り組み

相談業務の中で対象者の把握に努めるとともに、呼吸器障害の新規障害者手帳取得者には、手帳送付時に必要書類を同封し、円滑な申請につながるよう努めます。

（３）知的障害者グループホーム体験ステイ事業

現状と課題

介護者や家族（主として親）の高齢化などにより、グループホームなどへの入居を検討する方が増える傾向にはありますが、積極的な事業利用までは至っていない状況です。

今後の取り組み

対象者の家族を含めた生活設計を支援し、障がい者の方々が生涯安心して暮らせるように努めます。

また、グループホームの空室情報の把握に努め、グループホーム入居に際して必要な訓練や他者との交流などの体験をできるように体制整備に努めます。

（４）給食サービス事業

現状と課題

高齢者事業と一体的に富谷市社会福祉協議会への委託事業として実施し、実際の昼食づくりは、障害者就労支援事業所が担っており、障がい者の働く場にもなります。

配達は、ボランティアの協力により実施しており、声掛けや安否確認にも一役買っています。

今後の取り組み

障がい者相談支援専門員等によるアセスメントにより状況及び利用者のニーズや問題を的確に把握し、サービス提供、評価までの一連のサイクルを継続し、事業の充実を図ります。

配達ボランティアの声掛けによる安否確認を継続し、安心した地域生活を支援します。

（５）災害時要支援者台帳の登録

現状と課題

これまで災害時の安否確認に役立てるため「災害時要支援者台帳」を整備し、管理台帳を行政区長・民生委員児童委員に配布し更新してきましたが、平成 25 年の災害対策基本法の改正に沿い、「避難行動要支援者」の名簿登録と一人ひとりの避難支援のための個別計画作成の推進が求められています。また、名簿登録を望まない対象者もいるため、対象者に対する啓発が必要となります。

今後の取り組み

障害者手帳交付時等の際、災害時避難行動要支援者の登録案内を徹底するとともに、区分認定調査時等の機会を捉え対象者の状況把握に努めます。

また、災害時の生活の場所の確保と生活支援のため、富谷市社会福祉協議会、各種サービス事業所・医療機関等と連携しながら災害対策部門とともに体制を整備します。

そして、災害時要支援者台帳を所管する担当課及び防災安全課等関係各課及び関係機関並びに行政区長や民生委員児童委員等との連携に努め、障害者手帳交付時及び転入時等に災害時避難要支援者の登録案内の徹底を図ります。

（６）緊急通報システム事業

現状と課題

高齢者事業と一体的に実施しており、一人暮らしの高齢者や障がい者の方の健康不安や体調管理の相談及び体調の急変等の緊急時に迅速な対応を図ります。

なお、緊急時に利用者の状況を迅速に確認するため、事業申請時に協力員の登録が必要となりますが、協力員のなり手が少ない状況です。

今後の取り組み

緊急通報システム事業の委託業者（安全センター）と連携し、緊急通報システム事業の充実を図ります。

また、日ごろから安心した生活のため、隣近所との交流が深められるよう、様々な機会を捉え障がい者の事業参加を促していきます。

（７）小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

現状と課題

国が定める特定の疾病（722 疾患）にかかっており、小児慢性特定疾病受給者証の交付を受け在宅療養をしている 18 歳未満の児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付しています。

今後の取り組み

保健所との連携により対象者把握に努めるとともに、特殊寝台や電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付の充実を図り、安心できる日常生活を支援します。

２．療育・教育・医療の連携体制

（１）就学前・就学時・就学後の支援

現状と課題

発達上、就学後も継続した支援が必要とされる児童に対して、適切に教育が提供できるように、子育て支援課及び学校教育課と連携を図り支援を実施しています。今後、増加する転入児童への対応も課題となっています。

今後の取り組み

支援を要する児童の把握に努め､状況に伴う支援が就学後も受けられるように、子育て支援課及び学校教育課･幼稚園・保育所・福祉施設・医療機関等関係機関との連携を図ります。

［療育・教育支援の全体像］

障がい児一人ひとりの個性や能力を尊重し、その可能性を最大限に伸ばし生きる力を育んでいけるよう、早期発見から児童の療育環境の整備・保護者の支援など、切れ目のない支援に努めます。

親子が自分らしく育ち合う地域環境

つなぐ

各種事業のリンク

・各種健診　・各種教室
・精健（事後指導）
・訪問指導　・療育手帳
・相談事業
（教育相談・発達相談等）

機関内のネットワーク

・富谷市役所
（地域福祉課・子育て支援課・学校教育課）
・障がい児通所支援事業所
（放課後等デイサービス・児童発達支援など）
・小学校　・中学校　・公民館　・支援学校
・児童クラブ　・児童相談所　・医療機関
・幼稚園　・保育所　・認定こども園

早期療育の支援

庁内部署や関係機関が連携し、乳幼児健診等でのきめ細やかな相談・経過観察体制を整え、障がいの早期発見・早期支援を図ります。

・母子愛着形成の支援
・成長発達・特性に合わせた支援
・児のより良い療育環境の整備
・親自身のエンパワーメントを高める支援
・関係機関との連携

３．地域生活支援事業の充実

今後の法改正や市町村事業に対応するため、様々なサービス提供の検討を図りつつ、事業を推進します。

現状と課題

日常生活用具給付等事業では、46 品目の多種多様な用具を給付対象としており、必要とする品目の案内や周知が必要となります。また、排泄管理支援用品（ストマ用品、紙おむつ等）は継続的な給付を行っており、本人の在庫管理についても配慮が必要となります。

意思疎通支援事業や移動支援事業などのそれぞれの障がいに応じたサービスについては、必要な方が必要なサービスをタイムリーに受けられるよう、対象者への案内や周知が必要となります。

今後の取り組み

日常生活用具給付等事業については、身体障害者手帳交付等のタイミングを捉えて事業の周知を図り、必要な時に迅速に給付できるようにするとともに、排泄管理支援用具については対象者の現況把握に努め、継続した支援を行います。

意思疎通支援事業や移動支援事業については、手帳の申請時や相談支援事業所との連携などにより、対象者の状況と必要とするサービスを把握し、適切なサービスを案内します。

富谷市・黒川地域の課題

富谷市・黒川地域自立支援協議会では平成 26 年 5 月に告示された国の指針による「障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備」という課題について、検討プロジェクトを立ち上げ議論してきました。

その協議の中で、地域生活を営む上で、介護者が急きょ不在となった際等の緊急時対応は家族の大きな不安となり、24 時間対応の相談窓口や緊急に利用できるショートステイ場所の確保が求められているという意見がありました。

このことから、緊急時の対応として緊急ショートステイ場所の確保、24 時間コーディネーターの配置による対応を地域生活支援拠点整備の一環として、取り組んでいきます。

第３　安心安全な移動支援

１．とみぱすの円滑な運営

現状と課題

高齢者・障がい者を対象に、平成 28 年度より外出支援乗車証「とみぱす」を導入し、高齢者・障がい者の外出支援をしています。

初年度の申請は 222 名、29 年度申請者は 54 人であり、とみぱす対象者全体の約 20.3%の利用者に留まっています。

調査結果では、とみぱすの利用状況は、バスの利用頻度が高い知的障がい者が 25.3%と多くなっており、申請を予定している方は、身体障がい者が 18.8%、知的障がい者が 13.3%、精神障がい者が 11.5%となっていますが、申請予定がない方は 3～5 割占めています。

今後、高齢化が進行することで、自家用車に替わる交通手段のニーズが高まることが予想されることから、引き続き、とみぱすの利用促進を図ることが必要です。

今後の取り組み

事業の周知に努め、多くの方に外出支援乗車証「とみぱす」を利用していただき、社会参加と安心安全な移動を支援することにより、高齢者、障がい者の生活を支えていきます。

「とみぱす」の利用状況などを勘案しながら、制度の円滑な運用を図っていきます。

２．交通弱者対策の推進

現状と課題

外出時の不安は、身体障がい者では「階段や道路の段差」、知的障がい者では「会話が困難」、精神障がい者では「人目が気になる」の割合が高いという調査結果から、それぞれの障がい特性に対応した環境の整備が求められています。

今後、本人や介助者の高齢化により、「自家用車の運転」が困難となることが予想されるため、公共交通機関との連携等の交通環境の整備が必要です。

今後の取り組み

障がい者が住みなれた自宅で生活し続けることができるよう、地域の障がい者理解とともに障がい者に配慮した環境整備等を促進していきます。

また、自動車改造費助成や自動車免許取得事業にて、自立した交通手段の確保に努めます。

そして、公共交通機関を利用できない方への新たな施策が必要となるため、とみぱすを利用できない一定要件を満たした対象者に対して、交通施策の整備に取り組みます。

３．余暇活動の推進

現状と課題

調査結果では、地域活動には、5 割以上の方が参加できていないと回答していました。参加の内容としては、町内清掃及び町内会でのお祭りが主となり、日常的な交流及び活動については実践されておらず課題となっております。また、スポーツも含めて余暇を楽しむ場が少ないため、余暇活動の場の拡大も課題です。

また、参加時の介助者や援助者が求められるため、障がい者に関する知識の周知・啓発、地域住民による協力体制の支援が必要です。

今後の取り組み

障がい者が楽しみや生きがいを持って生活を送れるよう、気軽に参加できる憩いの場の整備やレクリエーション活動など地域における交流機会の充実を図り、積極的な社会参加を促進します。

地域活動支援センターにおけるサロン事業を中心に社会福祉協議会及び関係機関の連携のもと、地域ボランティアの活動を推進します。

また、社会福祉協議会のみならず、各企業並びに事業所との連携を図りながら、対象者の要望に応えられるよう支援を展開していきます。

第４　障がいに対する理解の推進

１．障がい者への理解促進

（１）障がいの理解促進

現状と課題

地域住民一人ひとりが障がい者の困難を自らの問題として認識し、理解することで、障がい者の社会参加に積極的に協力する気持ちを持つ「心のバリアフリー」が重要です。

また、障がい者の理解促進のため、一般市民に向けての研修会の開催及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する富谷市役所職員対応要領を定め、研修等を行っています。

今後の取り組み

地域活動支援センターでは、研修会や絵画展を通して地域の方々に参画していただきながら地域に開かれたセンターとなるよう指定管理者である社会福祉協議会と連携を密にしながら推進します。

さらに、引き続き一般市民に向けて、障がい者の理解促進に関する様々な研修会の開催等を行っていきます。また、研修開催にあたっては、ボランティア意識を醸成する内容となるよう検討していきます。

研修のみならず、障がい者一人ひとりが地域の一員として暮らせるよう、様々な機会を捉えて理解促進を進めていきます。

（２）障がい施設等からの優先調達

現状と課題

障害者優先調達推進法が平成 25 年 4 月 1 日より施行され、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等が定まりました。

本市でも、障がい者の就労施設が供給する物品等に対する需要の増進のため、優先的かつ積極的に取り組みを始めています。

今後の取り組み

年度ごとに市としての優先調達計画を策定し、市全体として障がい者の就労施設を支援し、就労している方の雇用の安定を図るよう努めます。

２．権利擁護の推進

（１）障がい者虐待の予防

現状と課題

平成 28 年 5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村の役割として、地域連携ネットワークの整備・中核機関の設置の必要性などが示され、今後、段階的な取り組みが必要となっています。

障がい者（児）の人権尊重のため、関係機関と連携し、成年後見制度利用の支援や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの援助事業につなげています。

また、本市の地域福祉課は障がい者（児）虐待相談窓口として、社会福祉協議会や宮城県や労働局などの関係機関と連携しながら、相談・指導・助言等を行っています。

さらに、富谷市障がい者虐待防止連絡協議会（実務者会議）において支援方針を決定し、虐待対応進行管理を行っています。

今後の取り組み

障がい者の権利擁護の視点から、成年後見制度の理解と必要な方への利用支援に取り組み、庁内では高齢者を担当する長寿福祉課と連携を密にし、庁外では宮城福祉オンブズネット「エール」など専門支援機関などにスーパーバイズをいただきながらよりよい支援を展開していきます。

また、障がい者権利擁護についての意識を広く一般に高めるために、障害者虐待防止センターや制度について、広報等により周知・啓発を図ります。

社会福祉協議会のサポート推進協議会との連携のもと社会福祉協議会による法人後見も活用し、成年後見利用促進法及び国の基本計画に基づいた障がい者の権利擁護に努め、長寿福祉課及び社会福祉協議会権利擁護センターとの連携強化により中核機関としての機能も担い、地域連携ネットワークの段階的整備を図ります。

３．安全・安心な暮らしの確保

（１）地域の防災対策の強化

現状と課題

災害時要支援者にとって一般的な避難所における生活は、「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」の気兼ねとともに、ハード・ソフト両面で十分ではなく、心身への影響が懸念されることから、非常時にも自宅で暮らせる準備や、福祉施設での避難など、障がい特性に応じた避難のあり方や避難場所の情報提供等の整備・強化が必要です。

今後の取り組み

地域住民、関係する機関・団体、ボランティアの協力のもと、関係者が災害時支援のための連携体制を構築し、避難行動要支援者の避難支援に関して普及啓発に努めながら、災害時における避難行動要支援者一人ひとりの避難支援対策を具体的に進めるため、個別計画の作成を推進していきます。さらに、災害に対する備えを平時から行えるよう情報提供を強化します。

（２）地域ぐるみの見守り体制の強化

現状と課題

調査結果では、地域の活動に参加するためには障がいに対する地域の理解や気軽に参加できる雰囲気、仲間等を求めていることから、地域が理解を深め、声をかけて誘うなど、日ごろからの交流しやすい環境づくりを推進することが必要です。そして、近所付き合いの希薄化が課題となっている現在、町内会や民生委員児童委員等の活動をきっかけとした地域の連携強化が重要です。

今後の取り組み

災害時要支援者については、避難行動要支援者の避難個別計画作成を進め、複数の支援者を決めておくなど、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会などの話し合いなどで連携を図っていきます。

また､障がい者の行方がわからなくなってしまった時に早期発見ができるよう、警察や福祉関係機関と連携し、本人の安全と家族の安心を支える SOS ネットワークシステムを強化し見守り体制を整備します。

第５　家族介護（養護）者支援の充実

１．家族介護者支援の充実

現状と課題

障がい者（児）の支援は、保健福祉部の各課においてそれぞれの役割のもと実施しており、一体的支援のためには連携が必要です。

さらに、障がい者やその主たる介護者である親の高齢化に伴い、介護が保険事業との連携が必要になったり、アルコールなど多重問題により家族・親戚も含めた調整が必要となる場合があることから、保健福祉関係に限らず、医療・司法・警察など多機関との連携及び知識が必要で、支援者自身のスキルアップも求められます。

今後の取り組み

個々の相談等については、窓口での相談や保健師等の訪問等を通して、課題解決が図られるよう支援に努めます。また、地域の相談窓口である身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が当事者・家族の相談に対し適切にアドバイスできるよう、研修の場を設ける等スキルアップを図ります。

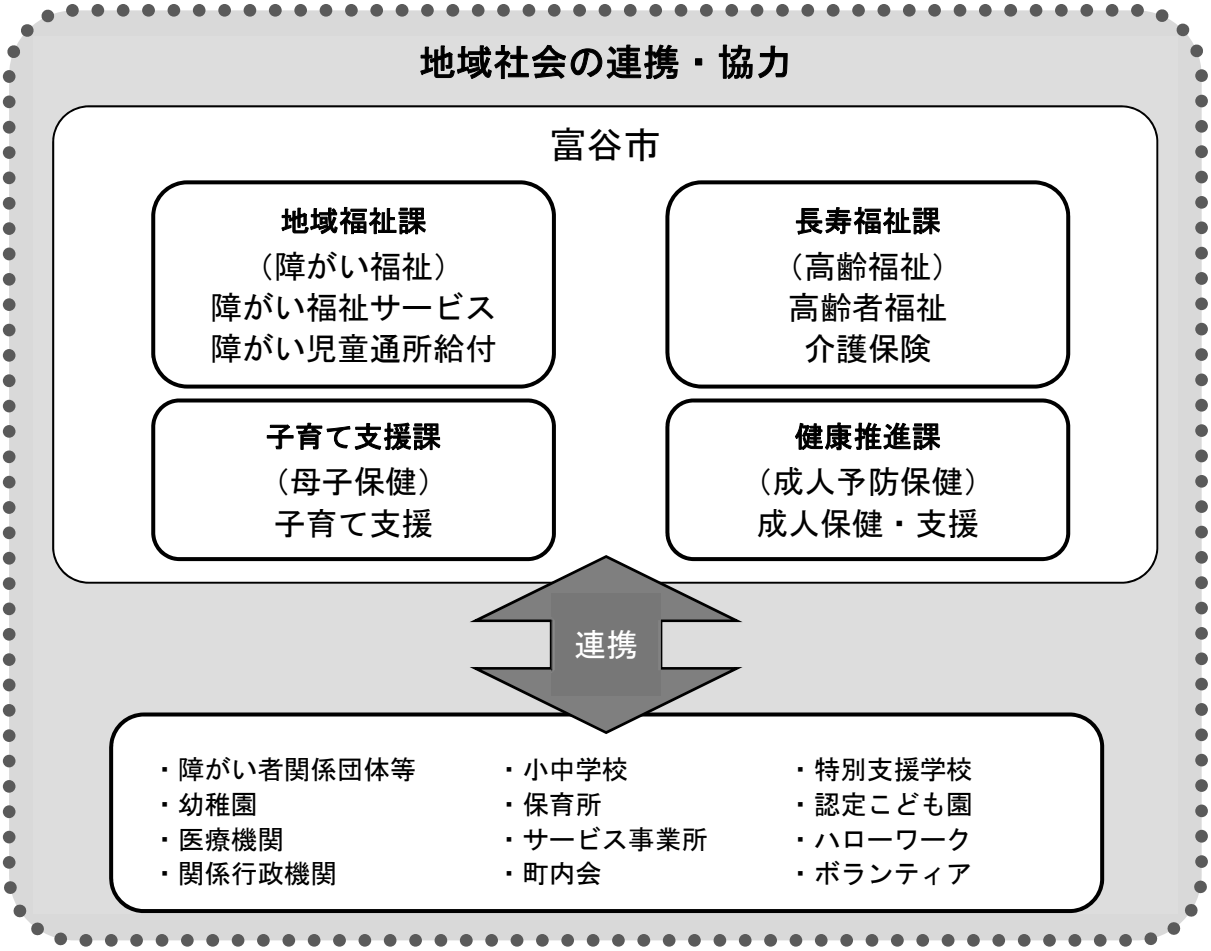

２．障がい者団体の充実

現状と課題

現在、様々な障がい者団体が活動していますが、その必要性を再認識することで、より共感・共有が得られ効果的なピアカウンセリングが展開できるものと思われます。

今後の取り組み

広域的に行われる事業も含め、多くの機会を捉え、障がい者と地域住民の交流を図り、障がいに対する理解やかかわりを深めることで住民意識の啓発を推進します。また、本人や家族同士の意見交換等、同じ悩みを持つ方の交流・相談の場として、ピアカウンセリングの場を設けるとともに、障がい者団体の活動内容について市役所や関係機関にて掲示することなどにより、団体の活動や結成をサポートし、各団体の交流会などの事業や会運営の支援を行い、活発に活動できるよう支援強化を図ります。

第Ｖ章　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開

第１　第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の事業

１．自立支援給付事業（第５期障がい福祉計画）

平成 30 年度から平成 32 年度における自立支援給付事業等は、相談支援事業などで見えてきた課題や利用状況を勘案し見込みました。

（１）訪問系サービス
（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

実績・見込

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)は、平成 27 年度より実績値で増加しており、今後も増加の見込みです。

今後の取り組み

的確なケアマネジメントのもと、生活の基本である住居、食事等、日常生活に即した課題に対しての個別・具体的な援助となるよう、事業者支援に努めます。

同行援護については、移動支援事業（地域生活支援事業）からの適正な事業移行を実施します。また、指定登録事業所を確保し、重度視覚障がい者の安心安全な生活の支援に努めます。

重度訪問介護については、法改正に伴い、入院中の医療機関においても利用することが可能となりました。入院に移行しても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き円滑に提供できるよう努めます。

（２）日中活動系サービス
（生活介護・短期入所・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援Ａ型、Ｂ型・就労定着支援・療養介護）

実績・見込

日中活動系サービスはほとんどのサービスで実績値が増加しており、見込みも増加の予想です。実績としては就労移行支援と就労継続支援 B 型の増加幅が大きく、これは事業所の設置によりニーズが満たされてきた結果と思われます。

今後の取り組み

利用者の増加に対応できるよう、日中活動を支援する各種事業所との連携強化を図るとともに、新たな事業所の設置促進を図ります。なお、平成 30 年度より新規サービスの就労定着支援が始まります。

（３）居住系サービス
（自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援）

実績・見込

実績はほぼ横ばいですが、依然ニーズは高く今後は事業所の新規立ち上げや空き状況によって増加の見込みとなっています。

今後の取り組み

障がいのある方の自立や生涯にわたる生活を支えるために欠かすことのできないサービスであるため、整備補助制度活用による情報提供、事業所の確保に努めます。

また、富谷市・黒川地域自立支援協議会を主軸として世話人の資質向上のための研修会を開催しサポート体制の強化に努めます。なお、平成 30 年度より新規サービスの自立生活援助が始まります。

（４）相談支援系サービス（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

実績・見込

実績値は計画相談支援事業所の体制整備状況により、急激に増加していますが、今後はサービス利用者の数によって徐々に増加していく見込みです。

今後の取り組み

特定相談支援事業所及び特定障がい児相談支援事業の相談支援専門員が、障がい者（児）の心身障がいの状況や、生活環境、日常生活の状況などをアセスメントしサービス等利用計画を作成し、適切なサービスを受けられるよう、支援を強化するとともに介護保険事業者による居宅支援事業所も視野に、新たな特定相談支援事業所の確保に努めます。また、平成 30 年度より新規サービスの地域定着支援が開始します。

［自立支援給付事業の実績と見込み（各年度末現在）］

（単位：時間・日・人）

事　業　名		第 4 期計画実績			第 5 期計画見込量		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	延時間	724	1,278	1,410	1,824	2,047	2,398
	実人数	36	35	37	39	41	43
日中活動系サービス							
生活介護	延日数	882	896	980	1,000	1,020	1,040
	実人数	47	44	48	50	52	54
自立訓練（機能訓練）	延日数	0	0	5	5	6	6
	実人数	0	0	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	延日数	26	50	105	135	145	151
	実人数	3	5	9	11	12	13
就労移行支援	延日数	94	164	177	192	207	224
	実人数	9	13	15	18	21	24
就労継続支援（Ａ型）	延日数	212	205	208	212	220	230
	実人数	12	10	10	12	16	20
就労継続支援（Ｂ型）	延日数	746	905	1,026	1,172	1,302	1,442
	実人数	38	46	47	53	56	61
就労定着支援	実人数				1	1	1
療養介護	実人数	3	5	5	5	6	6
短期入所福祉型	延日数	184	225	253	290	321	356
	実人数	18	29	28	35	37	42
短期入所医療型	延日数	0	0	0	1	1	1
	実人数	0	0	0	1	1	1
居住系サービス							
自立生活援助	実人数				2	2	2
共同生活援助	実人数	19	20	21	22	23	24
施設入所支援	実人数	19	18	18	19	19	20
相談支援系サービス							
計画相談支援	実人数	11	21	23	25	28	33
地域移行支援	実人数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実人数	0	0	0	1	1	1

資料：行政実績報告　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

２．障がい児通所支援事業（第１期障がい児福祉計画）

①児童発達支援

実績・見込

児童発達支援の今後の見込量については、平成 32 年度には実人数は 50 人、延日数は 720 日と推計しました。

本市の状況としては､ニーズが多くサービス提供できる事業所が増えています。

今後の取り組み

就学前の障がい児に対する日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練の援助を行うものですが、対象者の増加が見込まれるため、関係機関と連携を密にし適切な支援ができるよう努めます。

②医療型児童発達支援

実績・見込

医療型児童発達支援の今後の見込量については、平成 30 年度以降、実人数は 1 人、延日数は 5 日と推計しました。

今後の取り組み

就学前の障がい児に対する身体の状況に応じた治療と、日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練の援助を重症心身障がい児に対して行うものですが、医療的措置が必要となるため、医療機関との連携を密にし必要な支援ができるよう努めます。

③放課後等デイサービス

実績・見込

放課後等デイサービスの今後の見込量については、平成 32 年度には実人数は 141 人、延時間は 2,274 時間と推計しました。

本市では、もともとニーズが多く、事業所数も徐々に増えています。

今後の取り組み

就学中の障がい児を対象に、学校終了後または休業日に生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進等を行うものですが、対象者の増加が見込まれるため、個々の状況を勘案しつつ相談支援体制を含めた支援体制の整備に努めます。

④保育所等訪問支援

実績・見込

保育所等訪問支援の今後の見込量については、平成 30 年度以降、実人数は 2 人、延日数は 5 日と推計しました。

本市には現在 1 か所の事業所があり、教育機関等と連携をとりながら事業実施しています。

今後の取り組み

障がい児が集団生活を営む保育所、幼稚園、小学校等の施設を障がい児施設等で指導経験がある児童指導員や保育士が訪問し、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもので、関係機関への事業の周知と円滑な支援体制の整備に努めます。

⑤居宅訪問型児童発達支援　※新規事業

実績・見込

平成 30 年度からの新規事業となる居宅訪問型児童発達支援の今後の見込量については、平成 30 年度以降、実人数は 2 人、延日数は 5 日と推計しました。

今後の取り組み

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、児童発達支援と同様のサービスを行うものですが、対象者が限られるため、関係機関と連携を密にし、ニーズの把握を図っていきます。

⑥障害児相談支援

実績・見込

障害児相談支援の今後の見込量について、平成 32 年度に実人数 10 人と推計しました。

今後の取り組み

障がい児が障がい福祉サービスを利用するため、心身の状況や環境、保護者のサービス意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成を行うものですが、対象者の増加が見込まれるため、関係機関と連携を密にし適切な相談支援体制がとれるよう努めます。

⑦福祉型障害児入所支援

実績・見込

福祉型障害児入所支援の今後の見込量については、平成 30 年度以降、実人数は 1 人と推計しました。

今後の取り組み

福祉型障害児入所施設を通じて、障がい児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与を行うものですが、対象者が限られるため、関係機関と連携を密にし必要な支援ができるよう努めます。

⑧医療型障害児入所支援

実績・見込

医療型障害児入所支援の今後の見込量については、平成 30 年度以降、実人数は 1 人と推計しました。

今後の取り組み

医療型障害児入所施設を通じて、障がい児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行うものですが、対象者が限られるため、関係機関と連携を密にし必要な支援ができるよう努めます。

⑨医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整　※新規事業

実績・見込

平成 30 年度からの新規事業となる医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の今後の見込量については、平成 32 年度の実人数を 1 人と推計しました。

今後の取り組み

関係機関と協議し、地域での医療的ケア児の相談支援体制や状況把握を図りつつ、平成 32 年度までにコーディネーターを配置できるよう努めます。

［障がい児通所支援事業の実績と見込み（各年度末現在）］

（単位：日・人）

事　業　名		第 4 期計画実績			第 5 期計画見込量		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障がい児通所支援事業							
児童発達支援	延日数			576	600	650	720
	実人数			35	40	45	50
医療型児童発達支援	延日数				5	5	5
	実人数				1	1	1
放課後等デイサービス	延日数			1,248	1,525	1,862	2,274
	実人数			88	103	121	141
保育所等訪問支援	延日数			5	5	5	5
	実人数			2	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	延日数				5	5	5
	実人数				2	2	2
障害児相談支援	実人数			6	6	8	10
福祉型障害児入所支援	実人数				1	1	1
医療型障害児入所支援	実人数				1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実人数				0	0	1

資料：行政実績報告　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

第２　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づいた地域の実情や障がい者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業で、必須事業と任意事業があります。

１．必須事業

現状と課題

相談支援事業（基本相談支援事業）では、基本相談支援事業を指定相談支援事業者「ぱれっとよしおか」に黒川４市町村により共同委託しており、相談件数は年々増加傾向にあります。相談内容は、社会参加や就労相談が増えている一方で重度化してからのサービス利用相談も多く、専門分野の指定相談支援事業者との連携の強化が求められています。

また、日常生活用具給付等事業や移動支援事業、地域活動支援センター事業等の継続的に利用しているサービスについては徐々に利用者数が増えており、今後も安定したサービス提供体制の維持が必要となります。

今後の取り組み

人口増加などに伴い今後も増加が見込まれるため、指定相談支援事業者への富谷市・黒川郡内町村での共同委託を継続するとともに、事業者との連携を強化し相談対応体制を整えていきます。また、相談者のニーズを掘り起こしケアマネジメントに努め、個々のライフプラン（サービス等利用計画）を支援します。

また、障がい者の日常生活の状況把握に努め、余暇活動や社会参加等の意向に添った支援を行うようにします。なお、相談時や障害者手帳交付時などの機会を捉え、事業周知を図り必要時には実施内容の見直しを含め、障がい者の日常生活を円滑に営むことができるように支援の充実を図ります。

［地域生活支援事業（必須事業）の実績値と見込量（各年度末現在）］

（単位：人・回・件・事業所）

名　　称	区　分	実　　績			見　　込		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
相談支援事業	事業所数	1	1	1	2	2	2
	実人数	83	75	80	100	120	150
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	無	無	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	実人数	2	3	3	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	24	24	24	26	28	30
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実施数	0	0	0	0	0	1
日常生活用具給付等事業	実人数	92	96	105	110	118	124
移動支援事業	事業所数	14	16	18	20	22	24
	実人数	14	11	11	12	13	14
地域活動支援センター事業 上段：平日（基礎事業） 下段：土日（余暇支援：機能強化事業）	登録者数	25	22	18	19	20	21
		36	26	22	23	24	25

資料：行政実績報告書　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

２．任意事業

現状と課題

利用者数は年度によりばらつきがあり、大きな伸びは見られませんが、事業によっては継続して利用しているものもあり、徐々に増加しております。

今後の取り組み

就労や社会参加、日常生活の拡大・安定のために、サービスガイドブックなどを活用し事業の周知に努め、利用を促します。また、社会情勢の変化に応じて助成の内容を検討し、柔軟に対応します。

［地域生活支援事業（任意事業）の実績値と見込値（各年度末現在）］

（単位：人・日）

名　　称	区　分	実　　績			見　　込		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	3	3	3	3
	延日数	111	146	140	162	165	180
日中一時支援事業	実人数	3	6	6	8	9	11
	延日数	109	344	386	415	461	495
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人数	9	5	8	8	9	9

資料：行政実績報告　　※平成 29 年度以降は見込み及び推計値

第３　成果目標

１．国の指針による成果目標の設定

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 32 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を国の基本指針に基づき設定します。

目標値の設定にあたっては、平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活に移行するとともに、平成 28 年度末時点の施設入所数から 2%以上削減を目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

（単位：人）

項　目	数　値	考え方
平成28年度末時点の入所者数（A）	18	平成28年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	16	平成32年度末時点の入所者数の見込み（※）
【目標値】地域生活移行人数（C）	2	平成28年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	11.1%	移行割合（C/A）
【目標値】削減見込み（率）	2	平成28年度末時点から平成32年度末までの施設入所者の削減数（A-B）
	11.1%	削減割合（A-B/A）

（※）県内入所者数のみ

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標としたことを踏まえ、国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めます。

（単位：か所）

項　目	数　値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の設置	1	平成32年度末までに圏域もしくは市において設置する

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針に基づき、平成 31 年度末までに、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等を整備します。

（単位：か所）

項　目	数　値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1	平成31年度末までに圏域もしくは市において少なくとも1か所を設置する

（４）福祉施設から一般就労への移行

①一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに、平成 28 年度末の移行者数の 1.5 倍以上増加することを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

（単位：人）

項　目	数　値	考え方
平成28年度末時点の 年間移行者数	4	○平成28年度の移行実績
【目標値】 平成32年度末時点の 年間移行者数	6	○平成28年度実績の1.5倍以上

②就労移行支援利用者数の増加

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに、平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加することを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

（単位：人）

項　目	数　値	考え方
平成28年度末時点の利用者数	13	○平成28年度の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成32年度末時点の利用者数	16	○平成28年度末の実績から2割以上増加

③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに、平成 28 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数の 5 割以上増加することを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

（単位：事業所）

項　目	数　値	考え方
市内就労移行支援事業所数（A）	2	○平成28年度の就労移行支援事業所数
就労移行率3割以上の事業所数（B）	1	○平成28年度における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数を5割以上とする
就労移行率の高い事業所の割合（B/A）	50%	○平成32年度末における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

④就労定着支援事業による職場定着の促進

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

（単位：%）

項　目	数　値	考え方
【目標値】平成31年度の定着率	80%	○各年度における支援開始1年後の職場定着率を80%とする

（５）障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児発達支援センターの整備

国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに、児童発達支援に加えて保育所等訪問支援、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、障がい児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターを整備します。

（単位：か所）

項　目	数　値	考え方
障がい児 発達支援センターの整備	1	市内に1か所設置されており、さらなる支援の充実を図る

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針に基づき、平成 32 年度末までに、専門職員による保育所や小学校等への訪問支援を行う保育所等訪問支援について、障害児通所支援事業所と調整し、協力体制を図りながらサービス提供体制の構築に向けて支援します。

（単位：か所）

項　目	数　値	考え方
保育所等訪問支援を 利用できる体制の構築	1	市内に1か所設置されており、さらなる連携体制の強化を図る

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

国の基本指針に基づき、保健福祉事務所や近隣市町村と連携を図り、平成 32 年度末までを目標に整備します。

（単位：事業所）

項　目	数　値	考え方
重症心身障がい児を 支援する児童発達支援 事業所の整備	1	平成32年度までに市または圏域において少なくとも1か所以上を整備する

④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

国の基本指針に基づき、保健福祉事務所や近隣市町村と連携を図り、平成 32 年度末までを目標に整備します。

（単位：か所）

項　目	数　値	考え方
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備	1	平成32年度までに市または圏域において少なくとも1か所以上を整備する

⑤医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

国の基本指針に基づき、関係機関との連携を図り、平成 32 年度末までを目標に整備します。

（単位：か所）

項　目	数　値	考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備	1	平成30年度までに市または圏域において協議の場を設置する

第Ⅵ章　計画の推進に向けて

第１　効果的なサービス提供体制

１．関係機関等との連携

計画の見込み数値や事業所の指定などについて、宮城県障害福祉計画と必要な調整を図り、本市の障がい福祉・障がい児福祉計画が円滑に進むように努めていきます。

また、他市町村や宮城県と協力し、障がい施策の充実に努めていきます。

さらに、地域社会の連携・協力をいただきながら、「市民･事業者･行政の協働」に努め、サービスの提供体制を整備します。

［サービス提供体制］

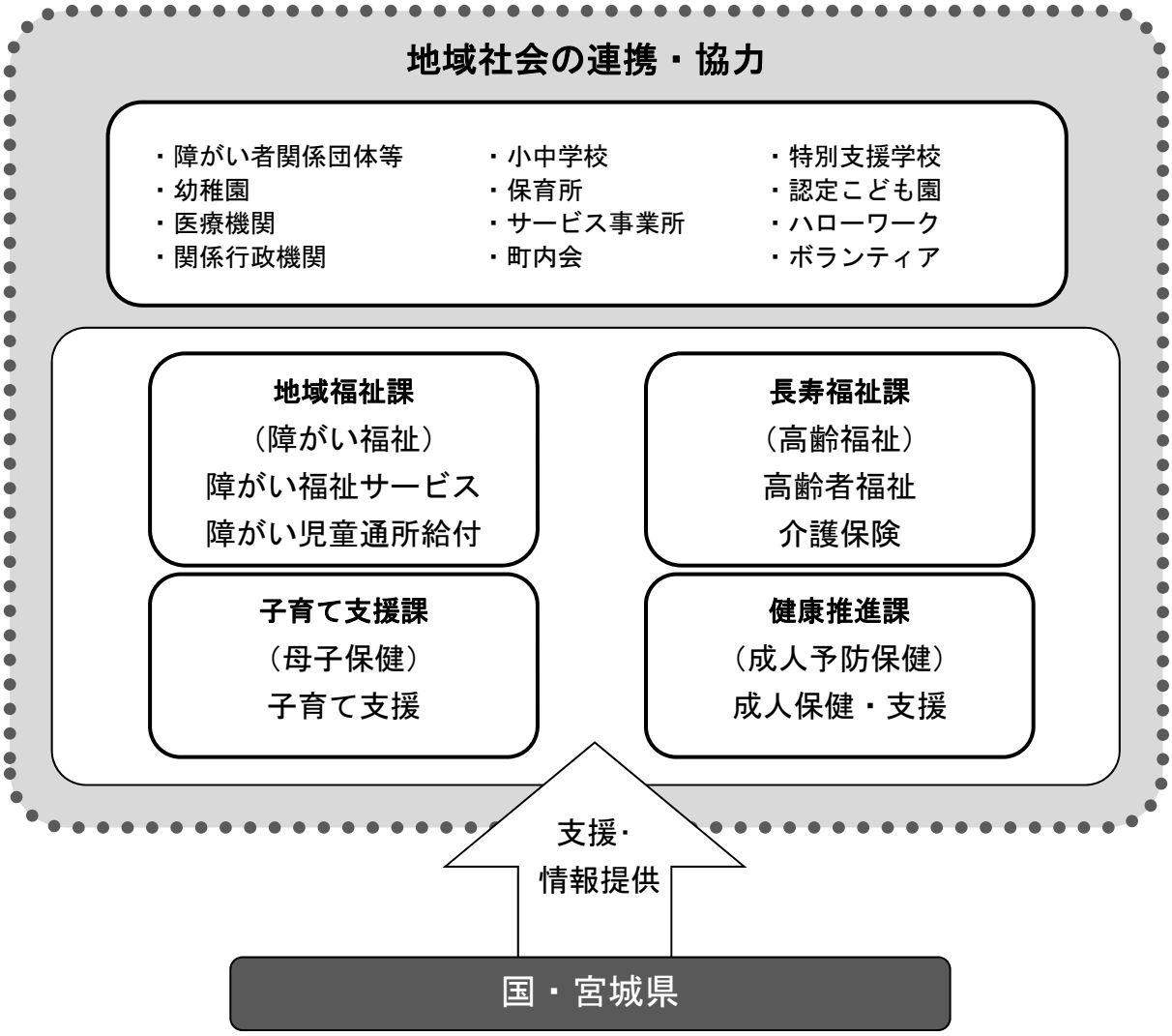

（１）住民意識の啓発

今後とも住民が育てる質の高い福祉サービスを目指し、広報・啓発に努めるとともに、気軽に福祉の学習や体験、交流のできる機会を有効に活用して、障がい者保健福祉に対する住民の理解と意識の啓発を図ります。

また、住民自らが、保健福祉事業に参画することで自分自身の元気にもつながるということを実感できるように創意工夫しながら各事業を展開していきます。

（２）保健福祉・障がい者自立支援サービスなどの情報の提供

保健福祉事業や障がい者自立支援サービスの利用者が適切な事業者、必要なサービスを選択でき、様々な情報が利用者にスムーズに提供されるようにします。

そのために、富谷市障がい福祉サービスガイドブックや広報、インターネット等の情報網を有効に活用します。

また、障害区分認定のための申請などの際の来庁または電話による相談者に対して、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

さらに、様々な事業を通して、市民の方々に情報を提供し、本市の保健福祉施策に対する共通認識を高めていきます。

（３）県、関係機関との連携強化

障がい福祉・障がい児福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

（４）障がい者等に対する虐待の防止

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に伴い、平成 25 年 4 月に「障害者虐待防止センター」を設置しました。早期発見や虐待を未然に防ぐため、関係機関との連携を強化し、今後も障がいのある人に対する虐待の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合における障がい者等の保護など、迅速かつ適切な対応に努めます。

第２　進行管理と事業評価・計画の弾力的運用

１．ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させながら、平成30年度から平成32年度の3年間の計画の期間の中で、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障がい施策や関連施策の国や県の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しにあたっては、富谷市障がい者施策推進協議会及び富谷市・黒川地域自立支援協議会において協議、検討を行います。

［計画における PDCA サイクルのプロセス］

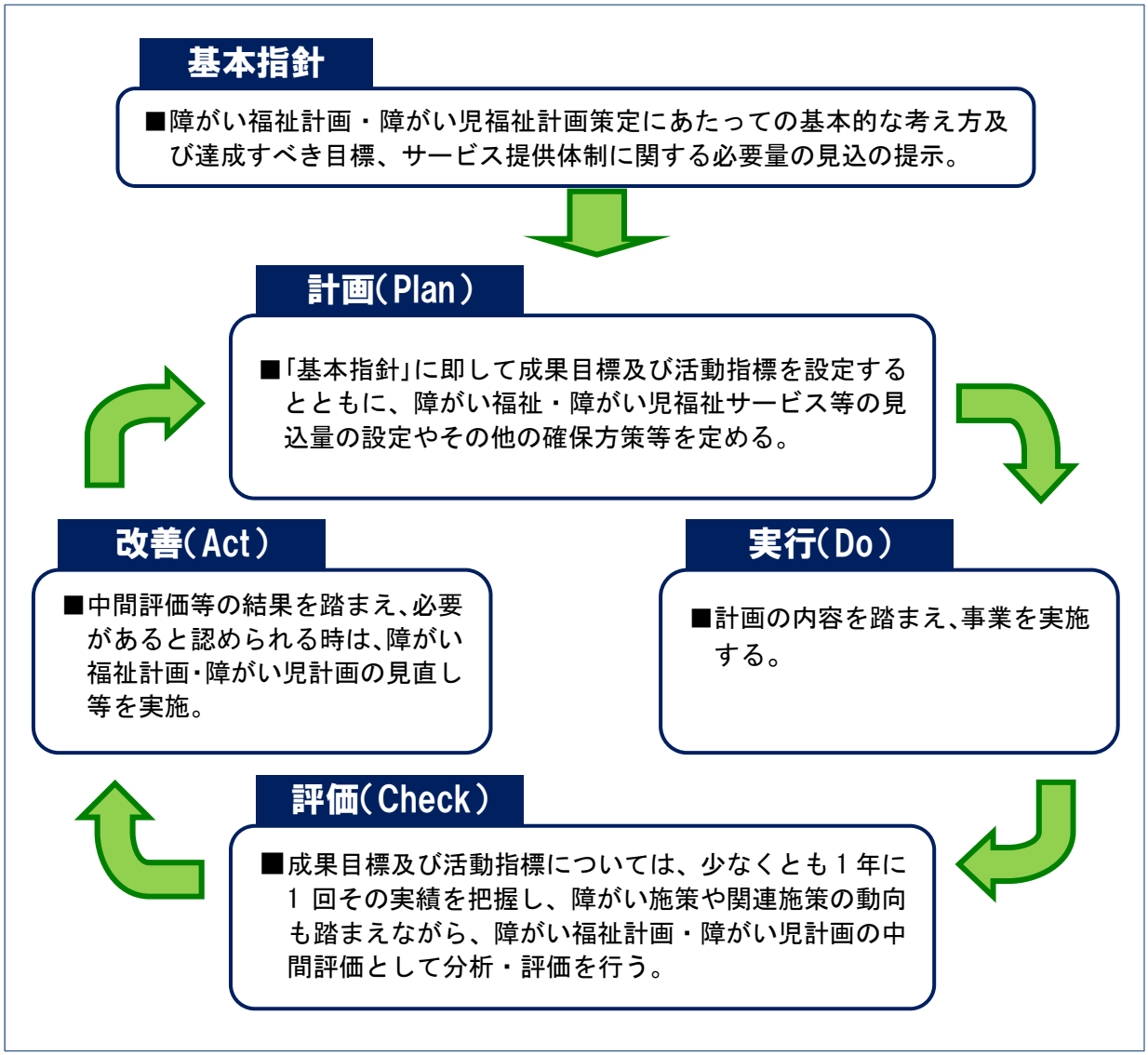

２．富谷市障がい者施策推進協議会

本計画策定に際してご審議をいただいた富谷市障がい者施策推進協議会において、毎年度その達成状況について定期的・客観的に評価を行います。

３．富谷市・黒川地域自立支援協議会

富谷市・黒川地域自立支援協議会の体制は以下の通りです。計画の広域的な取り組み状況について評価を行います。

［富谷市障がい者施策推進協議会と富谷市・黒川地域自立支援協議会］

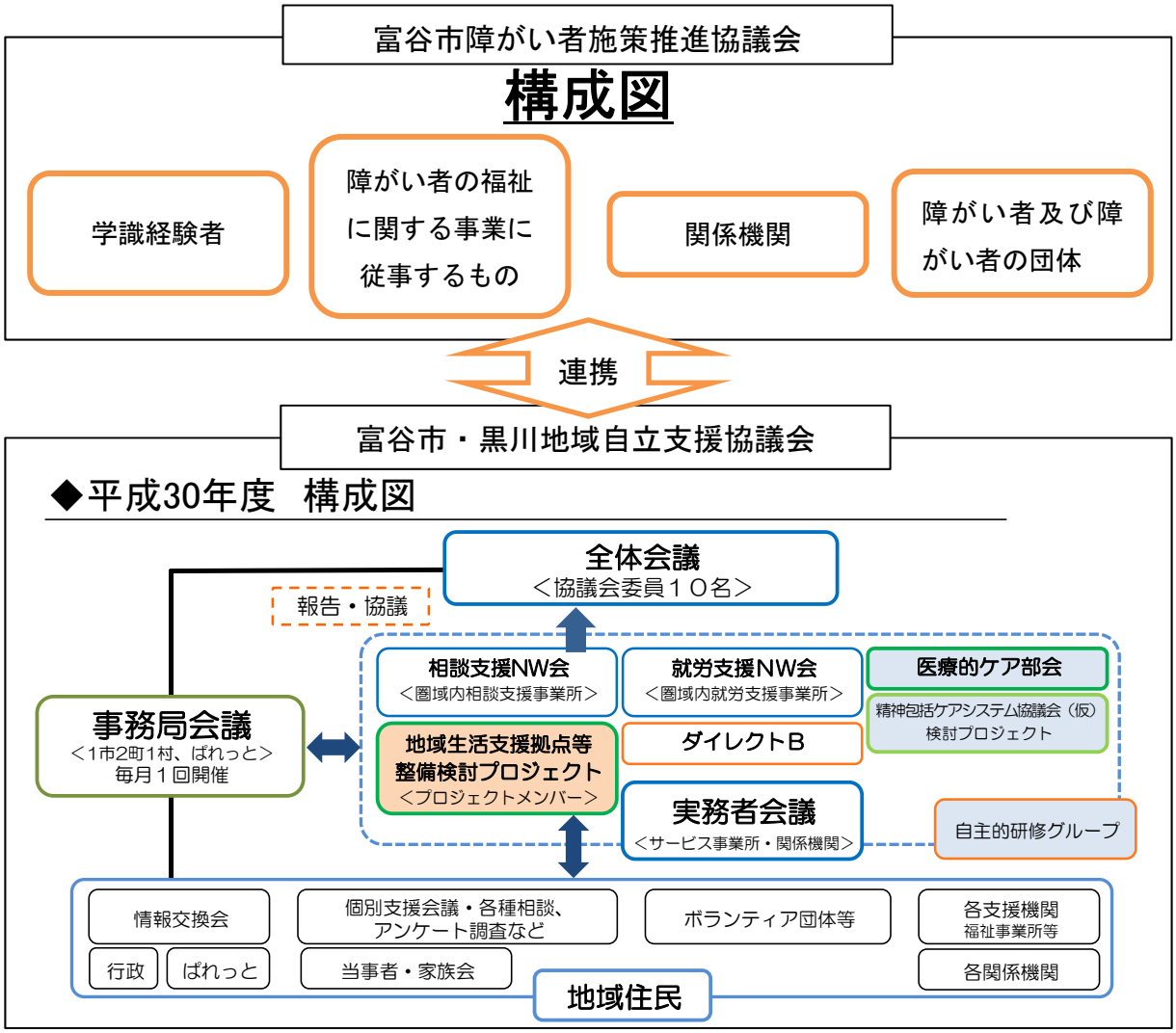

４．計画の弾力的な運用

計画の推進にあたっては、今後の社会情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて弾力的な運用を行います。

資　料　編

１．富谷市障がい者施策推進協議会条例

平成 28 年 6 月 14 日
条例第 25 号

（設置）

第 1 条　市長の諮問に応じ，障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するため，障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき，富谷市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条　協議会は，委員 10 人以内をもって組織する。

2　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　障がい者及び障がい者団体の代表者

(3)　障がい者の福祉に関する事業に従事する者

(4)　関係機関の職員

(5)　その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第 3 条　委員の任期は，3 年とし，再任を妨げない。

2　委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条　協議会に会長及び副会長を置き，委員の互選により定める。

2　会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

3　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第5条　協議会の会議(以下「会議」という。)は，会長が招集し，会長がその議長となる。

2　会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委任）

第6条　この条例に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は，第3条第1項の規定にかかわらず，平成30年3月31日までとする。

２．富谷市障がい者施策推進協議会委員名簿

（敬称略）

	構成区分	所属等	氏　名	備　考
1	学識経験者	佐藤病院 院長	佐 藤　光 精	
2		公立大学法人宮城大学／ 看護学科　教授	髙 橋　和 子	
3	障がい者の福祉に関する事業に従事するもの	一般社団法人Ａｉえりあ サポート福祉会　副理事長	高 橋　永 郎	
4		社会福祉法人　宮城県社会福祉協議会／ 地域支援センター　ぱれっと　所長	平 野　浩	
5		ＮＰＯ法人　自閉症ピアリンクセンター ここねっと／法人センター長	黒 澤　哲	
6		特定非営利活動法人　さわおとの森／ 子ども発達センターあかいしの森　園長	齋 藤　純 子	
7	関係機関	社会福祉法人　富谷市社会福祉協議会／ 地域活動支援センター(TOMOTOMOYOUYOU)	橋 本　匡	
8		仙台公共職業安定所　大和出張所 （ハローワーク大和）	佐久間　真奈	平成29年 4月1日 ～
9	障がい者及び障がい者の団体	富谷市手をつなぐ育成会会長	後藤　惠美子	
10		障害福祉サービス利用者	大 内　孝 子	

任期：平成28年7月1日から平成30年3月31日まで

会長：佐藤　光精　　副会長：高橋　永郎

３．計画策定の経過

開催年月日	委員会名	内　容
平成28年8月4日	平成28年度 第1回富谷町 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷町障がい者施策推進協議会について （2）平成27年度障がい者保健福祉事業実績報告について （3）富谷町障がい者計画・第5期障がい福祉計画実態把握調査について
平成28年10月20日	平成28年度 第2回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画実態把握調査について
平成28年11月24日	平成28年度 第3回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画実態把握調査について
平成29年3月23日	平成28年度 第4回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画実態把握調査結果報告等 （2）（1）から見える課題検討 【その他】 （1）29年度富谷市障がい者施策推進協議会スケジュール等
平成29年6月15日	平成29年度 第1回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷市障がい者計画・第4期障がい福祉計画平成28年度実績報告 （2）富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画実態把握調査結果報告等 （3）その他
平成29年6月26日	平成29年度 富谷市・ 黒川地域 自立支援協議会 第1回全体会議	【議　事】 （1）平成28年度相談事業　実績報告 （2）平成28年度黒川地域自立支援協議会　実績報告 （3）平成29年度富谷市・黒川地域自立支援協議会重点課題について （4）第5期がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について （5）質疑応答・意見交換

開催年月日	委員会名	内　容
平成29年7月20日	平成29年度 第2回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定のためのグループワーク
平成29年10月5日	平成29年度 第3回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画骨子案について
平成29年12月21日	平成29年度 第4回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画素案について
平成30年1月5日 ～1月14日	パブリック コメント	・意見提出　1名（2件）
平成30年2月15日	平成29年度 第5回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審　議】 （1）富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（完成版）の確認・承認

４．用語集

●アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、利用できること。

●医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児、または重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児者のこと。

●インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明すること。権利擁護の一つとして、成年後見制度がある。

●就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス。

●障害者雇用率制度／法定雇用率

身体障がい者及び知的障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。民間企業等は一定の割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務付けられ、法定雇用率は原則 5 年で見直される。改定に伴い平成 30 年度より精神障がい者が算定基礎に追加されるが、施行後 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日）は猶予期間とし、精神障がい者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可とされている。

一般民間企業における雇用率設定基準は次の算定式による割合を基準に設定。

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

（短時間労働者は、1 人を 0.5 人としてカウント。重度身体障がい者、重度知的障がい者は 1 人を 2 人としてカウント。ただし、短時間の重度身体障がい者、重度知的障がい者は 1 人としてカウント。精神障がい者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障がい者数に算入することができる。）

●自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

●相談支援事業

障害者自立支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、ケア計画の作成、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。

また、個別給付として、重度や地域生活に移行した障がいのある人に対するサービス利用計画の作成、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行うサービス利用計画作成がある。

●相談支援専門員

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい児者等、その保護者（介護者）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び事業者等との連絡調整等の総合的な支援をする者。

●地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。地域生活支援事業。

●地域包括ケアシステム

可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

●発達障害

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義　第二条より）と定義されている。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いことから、これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確にわけて診断することは大変難しいとされている。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により診断名が異なることもある。

●ピアカウンセリング

障がい者やその家族等、同じ立場にある当事者同士が集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合うことにより、辛さをわかち合い、助言し合っていくこと。

●ピアサポート

障がい者やその家族等、同じ立場にある当事者同士が集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合い、問題の解明・回復に向けて共同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。

●避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、迅速な避難確保に特に支援を必要とする者。

●法人後見

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うもの。

●民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

●要約筆記

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）やパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。

富谷市障がい者計画
第５期障がい福祉計画
第１期障がい児福祉計画

〔平成 30 年度～平成 32 年度〕
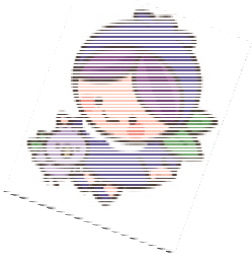
発行日／平成 30 年 3 月
編集・発行／富谷市　保健福祉部　地域福祉課
〒981-3392　宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地
電話　022-358-3294（直通）　ＦＡＸ　022-358-9915